

一般会計予算決算常任委員会  
総務文教分科会記録

令和2年3月12日

【開催日】 令和2年3月12日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後5時36分

【出席委員】

分科会長	河野 朋子	副分科会長	伊場 勇
委員	奥 良秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	芳司 修重
総務部次長兼人事課長	辻村 征宏	総務課長	田尾 忠久
総務課総務係長	岩壁 寿恵	総務課法制係長	竹内 広明
総務課統計係長	縄田 良弘	総務課秘書室長	古屋 憲太郎
総務課庁舎耐震対策室長	臼井 謙治	総務課危機管理室長	青木 宏薫
人事課主幹	光井 誠司	人事課人事係長	林 善行
人事課給与係長	室本 祐	税務課長	石田 恵子
税務課課長補佐	大井 康司	税務課主査兼収納係長	西田 実穂加
税務課市民税係長	山口 大造	税務課固定資産税係長	藤澤 竜
消防課長	末永 和義	消防課主幹	岩村 淳
消防課課長補佐	田中 弘保	消防課消防庶務係長	若松 宗徳
消防課消防団係長	吹金原 信夫	企画部長	清水 保
企画部次長兼財政課長	篠原 正裕	企画政策課長	和西 禎行
企画政策課主幹	杉山 洋子	企画政策課政策調整係長	佐貫 政彰
企画政策課行政経営係長	福田 淑子	財政課課長補佐	村長 康宣

財政課財政係長	野原崇史	財政課調整係長	鈴木一史
情報管理課長	山根正幸	情報管理課課長補佐	村上信一
地域振興部長	川地諭	地域振興部次長兼シティセールス課長	吉井明生
シティセールス課地域政策係長	中村扶実子	シティセールス課市民館長	舩林康則
文化振興課長	長井由美子	文化振興課主幹	渡邊俊浩
スポーツ振興課長	矢野徹	スポーツ振興課主任主事	幸池百子
都市計画課長	河田誠	下水道課主査	小路弘史
建築住宅課主査	石田佳之	建築住宅課建築係長	山本雅之
建築住宅課建築係主任技師	長尾祐輔	監理室長	榎坂昌歳
監理室技監	中村景二	監理室主査	浅川縁
山陽総合事務所長	堤泰秀	地域活性化室長	吉村匡史
市民窓口課長	川崎信宏	会計管理者兼出納室長	岡原一恵
教育長	長谷川裕	教育部長	尾山邦彦
教育次長兼教育総務課長	吉岡忠司	教育総務課課長補佐兼総務係長	矢野亜希子
教育総務課主査兼学校施設係長	熊野貴史	学校教育課長	下瀬昌巳
学校教育課主幹	高良哲也	学校教育課課長補佐	西村一郎
学校教育課学務係長	三藤恵子	埴生幼稚園長	高橋和世
学校給食センター所長	山本修一	学校給食センター管理係長	和田英樹
学校給食センター栄養指導係長	木村晶子	社会教育課長	河上雄治
社会教育課課長補佐兼青少年係長	池田哲也	社会教育課人権教育係長	江内恵子
社会教育課公民館係長	柿並健吾	社会教育課文化財係長	安藤知恵
中央図書館長	山本安彦	中央図書館副館長	亀田政徳
歴史民俗資料館長	若山さやか	選挙管理委員会事務局長	白石俊之
選挙管理委員会事務局主査	松本啓嗣	監査委員事務局長	河口隆裕

【事務局出席者】

事務局次長	石田隆	議事係長	中村潤之介
-------	-----	------	-------

【付議事項】

- 1 議案第11号 令和2年度山陽小野田市一般会計予算について

---

午前 9 時 開会

---

河野朋子分科会長 ただいまから、一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会を開会いたします。審査に入る前に、昨日のスマイルプランナーの件ですかね、シティセールス課のほうから補足があるようですので、その件を最初にお願いたします。

中村シティセールス課地域政策係長 昨日のスマイルプランナーの登録者のうち職員は何名かという御質問がありまして、そのとき資料を持っておりませんでしたので、こちらで御報告をさせていただきます。個人 158 名のうち職員は 65 名です。

河野朋子分科会長 ありがとうございます。よろしいですね、確認ができましたので、はい。それでは、審査に入りたいと思います。本日は、審査番号③昨日山陽総合事務所に関わるところを済ませておりますので、審査番号③の中の審査事業について、まず説明をお願いいたします。①番、②番、③番まとめてお願いいたします。

田尾総務課長 それでは総務課から、審査事業、①、②、③番市役所本庁舎耐震改修事業における耐震対策、老朽化対策、そして防災対策について、関連がありますのであわせて御説明させていただきます。資料のページは、1 ページから 14 ページまでですので適宜御紹介していきます。昨年、10月8日及び23日に行いました入札の結果、建築主体工事・機械設備工事につきましては、長沢建設・富士産業・進栄建設特定建設工事共同企業体が落札し、議会の議決を経て、工事がスタートしております。電気設備工事につきましては、太陽産業(株)が落札をし、令和2年度についても今年度に引き続き、工事を施工いたします。資料における予算額は、今年度の契約に基づき、2か年にわたる工事請負費につきまし

ては、概ね6割相当額、委託費につきましては、7割相当額を計上しております。それでは、令和2年度の工事内容・スケジュールにつきまして、順次、御説明申し上げます。資料の13ページの図面を御覧ください。耐震対策は、耐震診断により強度の不足が明らかになった本館について、44工面にわたるアウトフレームを建物の南北に増設することで構造補強しようとするものです。庁舎北面と南面で工事の作業区域を区分し、現在、北面から先行して進めております。今年度中にベランダやひさしの解体工事を大方終え、これからは、鋼管くいの打設、基礎の掘削、受水槽の盛替、鉄骨工事に移ってまいります。夏には、1階部分からアウトフレームの躯体工事をはじめ、段々に3階へと上げていき、秋には、仕上げ工事に入る予定としております。仕上げ工事に入るタイミングで、自転車置場や防災倉庫の整備も実施し、工期終盤には、アスファルトや誘導ブロック、駐車区画の白線等の復旧を行います。資料2ページの令和2年度の予算額を御覧ください。監理委託料380万5,000円ですが、これは耐震対策、老朽化対策、防災対策ごとに案分した形で計上しております。手数料100万円につきましては、本庁舎の建物に係る建築確認完了検査、中間検査、仮使用に係る工程届、現地立会及びエレベーター2基の完了検査を見込んでおります。工事請負費につきましても、耐震補強工事費を設計額による案分としておりまして、機械警備機器整備改修工事費を含めて合計2億8,537万円を計上しております。次に、老朽化対策の説明に入ります。再び資料の13ページを御覧ください。老朽化対策とは、既存不適格あるいは老朽化が著しい設備等を改修、更新しようとするものです。既に、図面中央のエントランス階段周りの防火設備とトイレの改修に着手しております。エントランス階段周りの防火設備の更新を終えると、南東部屋内階段、人事課横の2階から3階に上がる屋内階段のことですが、この周りの改修に移っていきます。この階段周りの工事は、2階から3階にかけてコンクリートブロック壁の撤去、耐火壁の新設を伴いますので、夏まで掛かる予定です。これを終えますと中央階段、市役所北口、つまり食堂前から入って正面の階段のことですが、この階段周りの改修に取り掛かりま

す。このように、通常時及び非常時の経路が順次変更しますので、庁内の誘導表示、案内表示を適宜変更して、利用者、職員に周知していきたいと考えております。トイレ改修は、既設撤去、土間配管、設備機器取付の順で工事し、しばらく、夏までは本館西側に設置する仮設トイレを御利用いただくこととなります。仮設トイレにつきましては、予定より少し遅れている状況ですが、15日までに設置工事を終え、検査の後、今月23日から使用開始できる見込みです。それから議場の全面改修につきましては、5月に着手し、屋根、トップライト、天井、空調、照明、カーペット、机、椅子等を改修・更新いたします。議場に係る全ての工事を終えるには、秋まで掛かる見込みです。議場改修の後、本館エレベーターの更新と中央階段4階、5階、いわゆる塔屋部分の改修を予定しております。改修工事の間は、エレベーターの利用ができませんので、利用者への周知を図ってまいります。また防煙垂れ壁の改修を行います。これは、建築基準法で定められた防煙区画を構成する防煙壁のことで、天井から50センチ以上垂れ下げた壁により火災時に煙の流動を遮断するものであります。さらに、無窓居室、つまり窓のない部屋の解消につきましては、各階の窓口業務等に配慮しながら順次、進めてまいります。老朽化対策における本館内部の改修につきましては、長期に渡り、皆様に大変、御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。6ページをお開きください。令和2年度の予算額を御覧ください。PCB調査委託料100万円、アスベスト調査委託料20万円、廃棄物処分業務委託料50万円、工事監理委託料758万9,000円、工事請負費の老朽化対策工事費として1億6,920万3,000円、庁用器具費の議場備品として1,848万円計上しております。続きまして、防災対策についてです。本館西側に新たに別棟を建設し、屋上に高圧受変電施設と発電機設備を移設し、災害時に送電が途絶えたときに備えて、オイルタンクを設けます。さらに、2階には情報セキュリティーに係る部門を移設し、津波・高潮対策とするものです。また、別館と新築する別棟との間にエレベーターを新設し、バリアフリー化を図ります。工事の工程ですが、今月中に、土質試験、給排水管、

ガス管の盛り替えを終えて、地盤改良工事に取り掛かります。その後、基礎工事、鉄骨工事、躯体工事と順次進めていき、秋には外観のほとんどが見える状態となります。それから内装工事に移り、エレベーター工事、外構工事などを行うこととなっております。また、屋上防水工事を終えるタイミングで、高圧受変電施設と発電機設備の更新・移設工事に着手し、新築建物が引き渡される前には、受電経路の切り替えも終えて、スムーズに供用を開始できるよう進めてまいりたいと考えております。なお、高圧受変電施設と発電機設備の更新・移設工事につきましては、今月下旬に入札の予定です。契約を済ませておりませんので、概算経費で予算計上しております。10ページを御覧ください。令和2年度の予算額ですが、監理委託料として250万6,000円、工事請負費は、別棟新築工事2億4,685万7,000円、受電施設・発電機更新工事8,900万円、機械警備機器整備改修工事62万円、合計3億3,647万7,000円、庁用器具費は、備品購入費として723万1,000円を計上しております。最後に、耐震改修事業全体での令和2年度予算合計は、予算書110、111ページの28日本庁舎改修事業費として8億3,466万1,000円です。また、本事業は地方債を充当して施工します。予算額の財源内訳にありますように、市債は7億1,390万円です。説明は以上です。よろしく御審議お願いします。

河野朋子分科会長 説明が終わりましたので、三つの事業について質疑を受けます。質疑はありますか。

山田伸幸委員 トイレのことをお聞きしたいんですが、夏まで仮設ということなんですけれど、これは障害者の方の対応もできているのでしょうか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 仮設トイレには、障害者のトイレを御用意しておりません。別館1階に障害者用トイレがありますので、本設のトイレを御利用いただく形を考えております。

山田伸幸委員 それとエレベーターの改修工事の際に、障害者の方はどのようにして2階に御案内するのでしょうか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 エレベーターの工事は、秋以降になるスケジュールです。改修工事の間は当然使えないということでして、代替措置、山田委員に御質問を投げ掛けられて答えに非常に窮するところですけども、何かしら考えたいと思います。別館の教育委員会あるいは建設部の場合は、職員が1階に降りて対応をいたします。そのような対応になるのかなと考えております。

田尾総務課長 補足なんですけど、受付窓口を用意しておりますので、来られましたら受付から各課に連絡をしまして、担当が降りてくるようにして配慮させていただこうと今考えております。

奥良秀委員 トイレの件で関連なんですけど、もう一度、仮設トイレを使用する期間というのを教えていただけますか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 当初予定では、夏までで改修工事を終えるというスケジュールになっておりましたけれども、前回の工程会議において、受注者から報告がありました。今、新型コロナウイルスの関係で、中国に部品を依存しているものは、サプライチェーンが止まっている状態。衛生器具につきましては、事実上、今メーカーの出荷停止状況になっていると聞いております。しかしながら、発注を急がないと、いつ納品されるかということがありまして、発注を急ぐように指示をしております。

河野朋子分科会長 結局、期間はどうなっているんですか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 今、発注してくださいということで指示しておりますので、その結果を待ちたいと思います。いずれにしても、メーカーが事実上の出荷停止ということですので、仮設トイレを利用していた



だく期間が延びるのではないかと考えております。

奥良秀委員 いや、延びるのはもう中国製品で部品が入ってこないと分かっているんで、要は、今の執行部の予定で、大体どのぐらいのめどっていうのは多分あると思うんです。その辺つかんでらっしゃらないということでもよろしいんですか。何月から何月までっていうちょっと期間を教えてください。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 受注者から報告を受けておりませんので、執行部としてもつかんでおりません。

河野朋子分科会長 今は未定であるということですけど、当初の予定ではどうでしたか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 当初予定はですね、7月、8月までと考えておりました。

奥良秀委員 今年もかなり暑くなるという予想が出ていますので、今7月、8月が仮設トイレの使用期間ということで、これが多分延びると思うんですよね。そういうふうな中で、現場、このトイレというのは、どなたが管理されるんですか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 受注者から部分使用という形で市が受けますので、市が管理いたします。

奥良秀委員 部分使用ということは、市の職員あとは市民の方も来られて使われる。また、建設業者の方も使われる。（「いいえ」と呼ぶ者あり）使われないんですね。その中で、やっぱり暑いということもありますし、また男女の区分もきちんとされて、例えば暑いのであればエアコン等も完備されるんでしょうか。どうなんでしょうか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 エアコンについては考えておりません。13ページの図面にありますように本館西側、別館の北東側に仮設トイレを設置いたしますので、直射日光をほぼ受けないところでして、現状の本設のトイレにもエアコンがないように、エアコン設置といったことは考えておりません。

奥良秀委員 日陰と言われても、夏場の日影、多分、皆さん御存じだと思いますし、仮設トイレがどういうものかというのも多分皆さん御存じですよ。閉め切った内容で、下の汚物がたまっている状態っていうことを想像されれば、どういうふうなものか分かるはずなんで、その辺やっぱり配慮のほうは。意見としてよろしくお願いします。

河野朋子分科会長 意見ということで。

山田伸幸委員 トイレ改修は、1階、2階、3階同時ということですか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 1階から3階までの全てのトイレを改修いたしますけれども、工程は分かれると思います。

中岡英二委員 本庁内で私自身もちょっと迷ったりするんですが、そうした工事の工程で、先ほど案内版が設置されると言われていたんですが、分かる範囲でいいんですけど、どのような工程でどのような案内板を付けていくというか、その辺、来られた方に分かりやすく案内できる、どのような形で付けるのか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 先ほど課長が申しました誘導版・案内版っていうのは、非常口、よく非常口とか、非常階段こちらとか、その矢印をその都度変えていく。あるいは非常口が閉まっていればそれを閉じるということもあります。それから、現状、エントランス階段の改修を行って

いますけども、仮設間仕切りに表示をしております。そういう形で、仮設間仕切りが付くごとに、こういう経路ですといったところを、間仕切りにしっかり張って分かるようにしたいと考えております。

伊場勇副分科会長 関連で、今は正面入り口から市民の方が入られて、受付がありますから、受付に「どこ行ったらいいのか」とか「どこにあるのか」とか聞かれると思うんですけど、経路の示した地図だとか行き方とか、そういったところの工夫とかはないんですか。

田尾総務課長 現在も受付に尋ねられて、受付が図面を見せて、何課はこちらですというような案内はしておりますので、階段工事が変わりますから、その都度適宜に御案内を差し上げたいと考えております。

山田伸幸委員 以前から課題にもなっていたことなんですけれど、こういった御時世ですから狭い廊下になっていますよね。玄関周り周辺とかですね。これから、エレベーターの工事とか機械の移設とかが始まれば、ますます市民の方が困惑されるような、そういう事態になることが予想されるので、この際職員のほうが窓口に出向いて、サービスの受付をするとか、そういうことはできないんでしょうか。

田尾総務課長 現在のところ、そこまでは考えておりません。

山田伸幸委員 それと、エレベーターの改修をされるというんですが、今、現行あるエレベーターですね、これ実はストレッチャーが入らないんです。これ、私自身が経験をして知っております。今度の改修で、その辺は解決するんでしょうか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 この度のエレベーターの更新工事というのは、エレベーターの機械部分、建屋の周り、側を改修することではないので、ストレッチャーが入るかって言われるとちょっと難しいかもしれません。

山田伸幸委員 別館のエレベーターはどうか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 山口県の福祉のまちづくり条例に基づいて、自走で車椅子が中で回転できるという規模のものを設置するというので、本館と別館と同規模のものになります。

笹木慶之委員 2ページのところで、令和2年度の事業費、もちろんほかのところもあるかもしれませんが、設計額による案分という説明がありました。設計額の分母は何をもって設計額なのか。どの分母に対して分子はこうだと。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 予定価格が分母で、直接工事費が分子の割合を、契約額で掛けております。

笹木慶之委員 確認します。予定価格とそれから、設計…

臼井総務課庁舎耐震対策室長 直接工事費を契約額で掛けると。

笹木慶之委員 分母でね。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 いえ、分母は予定価格。分子はそれぞれ、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事がありますので、直接工事費、設計額における直接工事費を契約額で掛ける。

河野朋子分科会長 訂正がありますか。訂正があれば、

笹木慶之委員 間違いはないですね。それで令和2年度が、例えば2ページのところで、2億8,479万円になっていますが、これは、問題は、工事の進捗状況なんです。今は、計算前はそうなんだけど、前年度の工事、

前年度工事費は、まともに進んでおればそれはそれでいいんだけど、それはそのように理解していいんですか。というのが、債務負担行為をもって工事をやっているわけ。ところが今回、繰越明許が全くないわけね。ということで、ま、大変シビアなことを言いますが、やはりこういう予算執行上の流れを見てみると、債務負担行為はそれで分かります。ところが、工事がまともに終わっていなかったら、残ってくるじゃないですか、工事費の支払が。できなくなる可能性がある、ということはないんですね。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 この度の2か年の耐震改修工事、今年の予算は前金払をしておりますして4割、既にお支払をしております。残り6割ということで予算化しておりますけども、冒頭課長が、おおむね6割と申し上げました。これは何を言っているかということ、完全な6割ではなくて多少の余分を持っています。それはなぜかと言いますと、今、笹木委員御懸念のとおり変更が出るじゃないか、間に合わないんじゃないか。我々もそれを懸念します。現在、2月に入りましてコロナウイルスということがありましたけども、それ予算要求時にはそれはなかったんですが、働き方改革が4月からスタートすることによって、製造業の生産性が落ちる、あるいは生産性が落ちることによって価格に変動が出るということが予測されております。で、いわゆるスライド条項、約款に基づくスライド条項の適用が考え得るということで、少し予算の余分を持っております。

笹木慶之委員 大変難しい説明をされましたが、見やすく言えば4割、令和元年度が4割、おおむね4割の支払ということですよ。その工事はおおむね順調に行っているかどうかということを知っているわけですよ。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 2月6日の所管事務調査でも御説明いたしました。建築確認済証の交付が遅れたことによって、現状影響を受けております。進捗が2月の時点でも少し進んでいないということですけども、

これは発注業務が一部で進まなかったということで出来高が挙がってない状況です。これが工事全体にどの程度影響を及ぼすかといったことについては、夏ぐらいにならないと恐らくははっきりしないだろうと我々は考えております。

笹木慶之委員 そうなればね、我々は審査する立場としてお伺いするんですが、おおむね4割というものについては、クリアしておると理解していいんですね。問題はそこなんです。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 4割の予算を前金払で出しているということ、出来高が今年度中に4割に達するということとは一致しませんので、それはあくまで前金払です。部分払ではないということです。

笹木慶之委員 それはそれで分かりますが、要は、最後の12ページに工期が書いてある。いわゆる工程表がね、進捗状況、これは、だから、おおむねこのとおり、おおむねこのとおり動いておるというふうに理解していいんですか。というのが、いろいろ説明されるけど、それが状況で大きく変わってくれば、言ったことは全部変わってくるじゃないですか。トイレの問題にしても何にしても。だから、やっぱり、通常のペースの中で。この工事は難しい工事と思うんですよ、思うんですが、そういったことが、やはり確認をされながら進んでおるとい、やはりあなたたちがきちっと言われないと我々は理解できんじゃないですか。やっぱりその問題。あやふやじゃいけませんからあえて聞いているわけですが、だから、完成に向かって着々と粛々と、と理解していいんですかということなんです。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 今笹木委員御懸念のことは、我々も十分に心配をしておりますけれども、工期末に向かって発注者、受注者ともに努力をしています。

笹木慶之委員 なぜそう言うかというのと、やっぱり、これは山陽小野田市の本丸です。多くの市民に迷惑を掛けながら、利便性が高まることを願いながら進んでおられるわけで、だからやっぱり、市民へお知らせしたことがどんどんずれてくると、やっぱり信頼性の問題になってくる。やはり、決められた工期の中で工事がきちっと完了するように、しっかり頑張ってもらいたいということを思いながら聞いているわけです。それに伴っては、当然、予算執行出てきますから。それ以上聞きませんが、しっかり頑張ってください。

河野朋子分科会長 意見ということで。はい、ほかに質疑は。

山田伸幸委員 鋼管のことについてお伺いしたいんですが、これは掘って、そこに打ち込んでいく、そういうことになるのでしょうか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 いわゆる鋼管ぐい、昔のように打込機でがながんがん行くようなタイプとは違いまして、回転させながら地中方向に潜っていく、そういうタイプの鋼管ぐいです。

山田伸幸委員 では、それはどこまでそれを打ち込むような計画なんですか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 地質調査を行いまして、支持層があるところがおおむね8メートルというところで分かっております、そこまで打ち込みます。

山田伸幸委員 支持層というのは、いわゆる岩盤なんですか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 いわゆる岩盤ということではなくて、N値50に達するところということです。

山本建築住宅課建築係長 地盤の硬さはN値という言葉で表されます。これは

ゼロから50までの数値で表わされ、50という数値が最大の数値になっております。ですから最大の数値を地盤調査で、これは標準貫入試験という試験なんですけど、重りを落として沈めていくという試験をして、N値という数値をはじきます。その50という最大の数値をはじいたところに対して、支持地盤としております。

山田伸幸委員　ちなみに、今回の工事現場ではN値というのは幾らぐらいを示したんでしょうか。

山本建築住宅課建築係長　N値50の部分を地盤としています。

中岡英二委員　以前も話にあったんですが、市役所の駐車場台数、これかなり126台とスペースが減って、職員の方も議員も2キロ未満の方86人、ノーマイカーの協力、そうした形でやられていますけども、実際、駐車場で止められないというのはありますか、そういうクレームというんか。

田尾総務課長　2月の所管事務調査のときに私どものほうで申し上げた状況からちょっと変わりました、現在、やはりこのコロナウイルスの関係で会議のほとんどが中止になっております。その関係で、市役所に来庁される方が非常に少なくなっております、大きな混乱は今のところありません。

長谷川知司委員　庁舎も含め、市の公共施設に対するトイレの洋式化という考え方をお聞きします。

河野朋子分科会長　今回、答えられますか。

田尾総務課長　その質疑は、この工事と関係がありますでしょうか。

長谷川知司委員　この工事も含め。



田尾総務課長 この工事の洋式化についてということによろしいですね。

河野朋子分科会長 この工事に関して、答弁をお願いします。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 この工事につきましては、全て洋式化します。

長谷川知司委員 仮設トイレも当然、洋式で水洗という理解でいいですか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 仮設トイレにつきましては、女性のトイレについては和式を用意いたしました。女性の要望を聞きまして、4基だっただけだと思いましたが和式にしております。

長谷川知司委員 今回、この庁舎のトイレが洋式ということで少し安心しました。文化会館とか、せっかくいいのがあっても和式がほとんどで、お年寄りとかが困っていらっしゃるという声をよく聞きますので、今後公共施設のトイレについての洋式化っていうのはきちんとした方針を持って、今回そのようにされていると思うんですが、それがまだないということで、理解して、今回は洋式化したということでいいんですかね。

清水企画部長 洋式化のことについてはいろいろ御提案もいただいております。文化会館については、この度、工事で洋式化があったと思います。それで、洋式化については、基本的には改修であるとかそういったときにはしっかりやっていくけども、トイレだけの改修で洋式化ということはなかなか難しいというところの方針でやっているところです。

山田伸幸委員 トイレの改修のときに、よくいろんなショッピングセンターとか手を洗った横にいろんな形で手を拭く、そういったものが設置してあるんですが、吹き飛ばすとか、あとペーパーを置くとかあるんですけど、そういったことは考えておられないでしょうか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 建築主体工事の中では、ペーパータオルの設置は、設計に入っていなかったと思います。ただ、水洗、手洗いするところは自動水洗という設計にしてあります。

山田伸幸委員 次に、無窓居室、窓のない部屋のことなんですけど、今、何室あってそれをどのようにして窓を付けていくんでしょうか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 建築用語における無窓居室っていうのは、単に採光が取れない、窓がないという意味だけではなくて、換気であったりとか、いろいろな意味を持っています。大体4部屋だったかと思います。で、完全に居室として使わない文書庫等はこれに該当しないものでして、代表的なところでいくと庁議室です。これはもともと昭和38年に文書庫としてスタートし、今、居室として利用しておりますので、これは、応接室とつなぐ形の工事を考えております。残りは、いわゆる換気による無窓居室ということにして、換気における改修工事、そういったところを予定しております。

山田伸幸委員 社会福祉課の前に、相談にみえられた方が使われる部屋があるんですが、ここは入り口方面は確かに明るいですけれど、何か閉じ込められたような雰囲気を感じるんです。ここも無窓居室になるんじゃないかなと思うんですけれど、ここは何か改修の予定があるんでしょうか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 令和元年、2年で行うこの度の耐震改修工事の設計の中には、相談室は入っていなかったかと思います。その横の会議室に相当するところ、あそこは換気の改修があったかと思います。

山田伸幸委員 あそこの裏に機械室があって、これは今回なくなるんですよ、そのままなんですか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 機械室はそのままです。

山田伸幸委員 今、ベランダの工事もずっとされているんですが、今後、この本館から外に出るような場所ってというのは設置されないということでしょうか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 設置されません。

長谷川知司委員 現在も含めて、もし、火事とか地震があったときに避難経路について、各工事工程においてきちんと計画し実施されているかどうか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 2月6日の所管事務調査でお示ししました消防計画のとおりです。

長谷川知司委員 ちょっと今現在を聞きます。現在のこの状態での避難口はどこになりますか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 2方向避難においては、こちらの階段屋外階段は避難経路です。それから、中央階段から降りて、当初は非常口というのは北側通用口でしたけども、西側というところですよ。

長谷川知司委員 ちょっと分からんのですが、中央階段、使えんのですよね。中央階段というのはどこですか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 中央階段と申しましたのは、北側通用口から上がってくるところが中央階段。玄関前はエントランス階段と言っております。それから、こちらの階段、我々は通称B階段と言っております。

長谷川知司委員 2階から1階へ降りるのは、その中央階段しかないですよ。2方向避難されていないと思います。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 2階からですか。2階からは、申しましたB階段が非常階段です。

長谷川知司委員 使えて表示もきちんとしてあれば、それでいいです。

奥良秀委員 今、工事が始まってまだ数箇月ですが、設計また実施設計に入られて、工事に入られて何か不具合というか、重大な問題が出てきたというか設計と何か違ったものが出てきたというところがありますか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 重大なものというのはいないんですけども、設計と違うっていうのは、確認済証で指摘を受けた内容と当初設計した内容が少しずつ変わってきております。建具の高さであるとか、冒頭課長が申しました防災垂れ壁の高さといいますか、それらがチェックの中で、変えなさいとかあるいは排煙、窓の倒れの向きを外側から内向きにとか、そういったものが指摘を受けておりますので、それは最終的には変更契約の対象になろうと考えております。

山田伸幸委員 機械室の件なんですけど、1階でいいんでしょうかね。もし、水害等があったときに、機械室がつかって、非常電源等も使えなくなるということはないんでしょうか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 そのために別棟を建て、別棟の屋上に発電機を更新いたします。今現状、機械室にあるのは、3層のほうの発電機でございまして、単層の発電機は外側に、別館と本館の間にあります。これは平成24年だったですか、まだ新しいですので、これは移設をする計画でして、津波・高潮で浸水した場合に、電気を失うことのないようにということです。

山田伸幸委員 では、あの機械室には何を置くんですか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 当面何かを置くというよりも、撤去工事が必要でして、機械室の中には既存の発電機あるいはそれに対するオイルタンクあるいは昔の水槽であるとか配管類が入っていますので、これを順次撤去しないと、実はほかに使うことができない。あと、冒頭申しました無窓居室に当たるような設計ができませんで、考える得とすれば倉庫という形になるんですけれども、現状まだ倉庫として利用するとか、倉庫として利用するためだけに膨大な経費を掛けて撤去処分を行うかといったこともありますので、現状、居室として利用するという設計はありません。

山田伸幸委員 議場のことでお伺いします。現状、議員が座っている椅子と机というのはまだ当分使えそうなんですけど、先日の話ですとそれも含めて皆改修をするということなんですけど、これは議会との協議はどうされているのでしょうか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 事務局との協議であろうかと思うんですけれども、平成30年度のときの全協における説明からずっと御説明申し上げているかとは思いますが、その中で、事務局側の要望等もありますし、今、山田委員は「使えるじゃないか」と言われましたけども、非常に使い勝手が悪いとおっしゃる方もおられますし、改修のときに撤去して再取付けする経費を考えると、更新をするといったことをライフサイクルで考えた場合、決して今現状あるものをずっと使うということが、経費は掛からないんじゃないかという考え方とはちょっと我々違う考え方で進めておまして、椅子についても更新するという考えです。

伊場勇副分科会長 2月の6日の所管事務調査でも進捗率を聞いたんですけど、1か月たって3月になりましたが、今の進捗率が分かれば。この1年、約1年でこの工事を完了しなきゃいけないので、なかなかシビアな計画を立てられて、やはりリスクに対してしっかり敏感に対応されていると

思うんですけども、進捗率の基準としているものは、何を基準としてその進捗率を今出して、来年の3月に向けてやられているか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 受注者から示されますのは出来高でして、これは我々が予定価格を組む上で設計したものと受注者が管理する出来高っていうのは微妙に違います。なぜかという、それは設計額と受注者が実際に納品を受けるものの額っていうのは違いますので、これはJVともこの間お話したんですけども、我々がそれを見せてもらえるだろうかという話をすれば、見せることはできるという返事を頂いています。2月末における出来高の報告なんですけども、これは1.6%。建築主体工事と機械設備工事については1.6%。で、電気設備工事については2%という報告を受けております。これは当初予定からすればかなり低い出来高なんですけども、大きな理由としましては、鋼管ぐいの発注あるいは仮設トイレの発注、完成、これらのところが少し遅れた。鋼管ぐいは88本、アウトフレームだけで使う相当直工費が高いものの発注ができてないということで、当初予定よりも大幅に下回った出来高で挙がってきております。

河野朋子分科会長 ほかに、よろしいですか。はい。では1、2、3番の事業について終わりましたので、引き続きまして4番の事業について、説明をお願いいたします。

田尾総務課長 引き続き総務課から、審査事業4番FM波によるJ-ALERT全国瞬時警報システム情報伝達事業について御説明申し上げます。資料15ページから18ページまでです。近年多発しております自然災害におきまして、市民の生命と財産を守るためには、迅速かつ確実な情報伝達が必要不可欠です。これまでも防災ラジオや防災メールなどの様々な手法を通じてこれらに努めております。災害時における「逃げ遅れゼロ」に向けて、今後さらに伝達手段を強化するために、J-ALERT情報の迅速かつ広範な伝達を目的として、FM波を活用した情報伝達のシス

テムを導入するものです。このシステムを構築することによって、防災ラジオの機能強化としての自動起動による J - A L E R T 情報の伝達、既存の放送設備の活用による J - A L E R T 情報の伝達、市からの防災ラジオ、既存の放送設備を活用した緊急放送の実施が可能となります。詳しく御説明します。緊急時に命を守る行動をとってもらうために、本市の緊急時の情報伝達手段は、五つあります。まず一つ目は、皆様方お持ちの携帯電話による J - A L E R T 緊急放送です。二番目として、屋外スピーカー 4 台による J - A L E R T 拡声放送。三つ目として、配付しております防災ラジオ、約 1, 3 7 0 台におけます FM サンサンきらからの緊急放送。四番目は、防災メール。五番目は、市役所公用車による街宣となっております。本事業は、このうち防災ラジオについてです。現在の防災ラジオは、避難勧告等の発令をした場合に、必要に応じて、FM サンサンきららに依頼しまして、ラジオを自動で立ち上げて、緊急放送を行っております。しかしながら、J - A L E R T と連動しておりませんので、この度この事業により連動させて、1, 3 7 0 台に直接伝達できるようにするものです。さらに、小中学校等の既存の放送設備と連動させて、J - A L E R T の緊急放送を児童・生徒等に直接伝達できるようにするものであります。詳細は、小・中学校 1 8 校、保育園・幼稚園 1 5 園、商工センター、きらら交流館の既存スピーカーに連動させて、直接伝達できるようにします。この J - A L E R T 連携予定施設は 1 8 ページに掲載しております。一覧表になっておりますので御覧ください。全部で 3 5 か所です。1 6 ページを御覧ください。令和 2 年度の予算ですが、機械器具費 3 8 万 8, 0 0 0 円は、VPN 装置一式です。これは、市役所と FM サンサンきららをつなぐ光回線の設置費です。通信運搬費 2 0 万 5, 0 0 0 円。機械器具費として防災ラジオ J - A L E R T 連携機器一式として、1, 6 0 1 万 1, 0 0 0 円を計上しております。説明は以上です。よろしく御審議お願いします。

河野朋子分科会長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

中岡英二委員 防災ラジオとJ-A L E R T、これの連動というのはすごくいいと思うんですが、防災ラジオの普及が今聞きましたら1,370台と。この普及率を上げるということは考えておられますか。

青木総務課危機管理室長 防災ラジオにつきましては、今年度も120台ほど販売しています。近年、災害が全国的に見ましても大きくなって増えてきていますので、随時、それらを増やすような計画は立てております。

中岡英二委員 120台普及するということなんですけど、市民の方にも、この防災ラジオ、市役所のどこそこへ行ったら買えるとか、幾らで買えるとか、そういった周知っていうか、その辺今後どのようにされますか。

青木総務課危機管理室長 周知につきましては、毎年、広報の5月15日号ぐらいになると思うんですけれども、梅雨前に、防災ラジオを含めた防災に関しての広報を出しております。そこにおいてまず周知をしております。また、防災の出前講座として年間約40から50回ぐらいはやっておるんですけれども、各自治会や団体に向けてしております。そこで必ず防災ラジオの説明、周知を実施し、その場でも販売できるようにしたり、いろいろ工夫をして少しでも増やせるように現在っております。

奥良秀委員 これちょっと、提案というか意見なんですけど、私も、書類を見せてもらって買った一人なんですけど、できればこういうシステムが一通り出来上がったときには、何かの機会に全市民を対象に、何かしらのこういうふうな、イベントであるというか、そういうことをやられたほうがいいと思うんですが、その辺のお考えはあるでしょうか。

青木総務課危機管理室長 今ですね一応、システム自体が完成しましたら、広報等を通じてJ-A L E R Tが入るようになりましたというような形では周知をしたいと考えております。また、出前講座等においても、また周知するとともに、現在、よくあるのが自治会の班長さんとかにまとめ



て買うとかってというのは結構多いんですが、そちらのほうに関してもどんどん進めていきたいと考えております。

田尾総務課長 J－A L E R Tの訓練がありますので、ラジオを持ちの方には自動的に入ります。そちらで、もう必然的に分かると思います。あとは、新しく買われる方にJ－A L E R Tと連動できるようになりましたと、いかに周知するか。そういうことが課題です。

笹木慶之委員 18ページに既存放送設備を利用した予定施設というのがありますが、この中に公共施設、例えば、複合施設とか、あるいは埴生のこの度できる公民館というようなところは書いてありません。もちろんこれは別項目と思うんですが、それらをちょっと教えてください。

青木総務課危機管理室長 公民館、既存の公民館等については、放送設備、屋外の特に放送設備がないところについては、ちょっと今考えていないのが現状です。屋外屋内も小学校とか中学校に関しては、やっぱり児童生徒に伝えるのが第一と考えておりますので、公共施設に関しては今後ちょっと考えいきたいと思っております。

笹木慶之委員 放送設備を持ったところの学校とか保育園のことはいいんですが、公共施設、公民館等で屋外を持っていなくても屋内だけでも連絡をしたほうがいいという場所もあるんじゃないかと思うんですよ。それらはね、もう一度チェックを掛けて。例えば、厚狭の複合施設はあるんですよね、これは、あります。例えば赤崎とか、ほかのところはどうなんかなと思って。その辺りの体制のことが一つある。もう1点はね、民間の企業に対してやっぱりせつかくの機会ですから、そういうものをお願いしてもらって、私が最初から言っておるのは、このJ－A L E R Tをできるだけ瞬時に、市内全域に状況を巡らせるような仕組みを作ったほうが、これはやっぱり市の売りになるよということなんですよ。いわゆる防災に強いまちということでやっていくなれば、やっぱりそういっ

たところを綿密なチェックを掛けて、お願いできるところはお願いしていくという方法を取ったほうがいいと思いますが、今後の状況についてどのようにお考えでしょうか。

田尾総務課長 もちろん我々としてはそう思っております。まず、市が所管しているものからという考えの下で今進めておりますので、今回の事業ではそれは入っていないんですけども、最終的にはJ－A L E R T情報の伝達がより広いエリアで迅速に行われる。このことが重要と認識しております。ですから今後、外部スピーカーを所有しております民間業者に対しても投げ掛けていきたいという希望は持っております。

笹木慶之委員 もう1点あわせてお願いしておきますが、このJ－A L E R Tについては、いわゆる外向けのスピーカーっていうのは、直線で200メートルぐらいですか、二、三百メートルぐらいしか届かないんですよ。これを各施設に配備したときに、各エリア、皆地域が分かるじゃないですか。その空白地帯が起こらないのかどうかということも、やはりチェックのポイントと思うんです。確かに防災ラジオがあるのはありますけど、いわゆる公共としての体制がどうであるかということ把握しておくことが必要じゃないか。意味、分かりますかね。

芳司総務部長 今、課長からもありましたけれど、最終的にはJ－A L E R T情報より広いエリアでということで考えております。今の市内の地図の中に大体一つのスピーカーの音声の到達範囲を円で埋めるような作業もしております。ただ、どうしても、全て市内全域をその円の中に入れるというのはなかなか難しいのかなと思っておりますが、特に人口の重心ですね、そういうところを中心にそのエリアを少しずつでも増やしていきたいということで、今後も、民間も含めて投げ掛けていきたいとは考えております。

笹木慶之委員 分かりました。せつかくのこういった整備ですから、やはり、

できるだけそういった可能性を高めていくという努力をしてほしいという  
ことを申し上げておきます。

河野朋子分科会長 意見ということで。

山田伸幸委員 以前、埴生地域から要望書なども上がっていて、やはり沿岸地  
域あるいは川があるところ流域一帯ですね、やっぱりどうしてもそうい  
った避難を促す率が高そうなところについては、屋外からのお知らせと  
いうのは非常に有効ではないかなと思っています。厚狭の方からはサイ  
レンを是非ということでしたが、今サイレンは鳴らないですよ。そう  
いったこともしっかりと今後の対策として、されたほうがいいんじゃない  
かなと思うんですが、いかがでしょうか。

芳司総務部長 以前、埴生のほうから、そういったサイレンの設置についての  
要望というか陳情があったとっております。趣旨採択であったと認識  
しておりますけど、そういった声も含めて、山陽小野田市域全体の中  
では、高潮であるとかいろんなそのハザードが予想され、想定している中  
で、少しでもやはりそういった情報を1人でも多くの方にお届けする  
というのは非常に重要なことであろうとっております。今回はまず、既  
にあるところをまず活用するというのでこの予算立てをさせていただ  
いておりますが、先ほど申しましたように今後、更にそのエリアを広げ  
ていく、あるいは災害も海からのものもあれば山からのものもあると思  
っています。いろんなものが。地震もあります。それと、お伝えする情  
報内容についても、やはり、私どもとすれば、まず災害に伴うもの、そ  
ういったものをまず最優先で考えていきたいと考えておりますので、た  
だそういう意味では、埴生のほうからの要望については、時報という内  
容もありましたので、そういったことも含めて全体として考えていきな  
がら、よりよい選択ができればと考えております。

山田伸幸委員 田舎のほうに行けば、防災無線かな、これが設置してあって、

時報をお知らせしたり地域のニュースをお知らせしたりして、災害のときにはそれが機能して、これが一番早かったと聞いております。本市にはそういったものがないので、この防災ラジオをもっと広く、市の重要な施設、安全を守る市民の安全を守る施策の一つとして、これをもっと強化されたほうがいいんじゃないでしょうかね。先ほどの台数聞いていても、まず、1割にも到達していないわけですよ。これはちょっと急いで対策が必要ではないかなと思うんですが、いかがですか。

田尾総務課長 それゆえのJ－A L E R T連動です。J－A L E R Tと連動することで、ラジオは皆さん購入していただけたらと思っております。

伊場勇副分科会長 このシステムはとてもいいシステムだと思うんですが、やはり、しっかりその訓練をすることと、その訓練をやっぴり市民の人に周知することが大事かなと思います。それはそういうふうに、やっぱりそういう意識が高まると、やはりこう住みよさの向上とか安心につながるのかなと思いますけれども、訓練はどういうふうに考えていますか。

青木総務課危機管理室長 防災ラジオに関しましては、毎月第1月曜日の正午に既に放送試験を行っております。J－A L E R Tに関しましても、年間4回ぐらい訓練を行っております。それらを同じ形で、同じ形っていうか、あわせて年間10数回ほど行うような形になろうかと思っております。

伊場勇副分科会長 分かりました。18ページの予定施設のところで、厚陽中学校と、厚陽小学校が10番、17番ってあるんですけど、埴生小・中は18番の一つで完結されてるんですが、同じ住所で二つ分かれている理由をお願いします。

青木総務課危機管理室長 厚陽小・中学校に関しましては、放送設備が別になっておりますので、それぞれという形です。

伊場勇副分科会長　じゃあ、外部スピーカーにおいては聞こえる範囲は一緒だ  
という認識ですね。

青木総務課危機管理室長　そうです。

臼井総務課庁舎耐震対策室長　発言を一部ちょっと修正させていただきたいと  
思います。先ほど笹木委員から分子と分母の話がありました。分子を直  
接工事費と言いましたけども、直接工事費に間接経費を加味した数字で  
す。申し訳ございません。

河野朋子分科会長　では、訂正します。今の件で、まだこの事業です。

笹木慶之委員　それでね、先ほどからこの J - A L E R T の件がありますが、  
市の皆さんばかりにいろいろ負荷を掛けるような言い方が出ていますが、  
私はやっぱり自主防災組織を有効的に使われたほうがいいと。ちなみに  
ね、私んところの自治会は、全戸 J - A L E R T を配付してということ  
で、やはり、そういった中で自主防災組織で訓練をするという仕組みを  
ね、やっぱり上手に使いながらしないと、市がいつもいつもやってもな  
かなかこれは浸透しないと思いますね。だから、それをやることによっ  
て、また、例の防災ラジオの普及が始まると思いますので、その点は、  
上手に、いわゆる市民と一緒にした防災組織の活用をしっかりとお願いし  
たいということを申し上げておきたいと思います。

河野朋子分科会長　それでは、この事業について、終わってよろしいですか。  
21番の事業に移りたいと思いますので、大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ  
者あり）では、21番の事業について説明をよろしくお願ひいたします。

和西企画政策課長　R P A 及び A I - O C R 導入活用事業について御説明させ  
ていただきます。107ページ、108ページの補足資料を御覧ください

い。本事業については、RPA及びAI-OCRを活用して、定型業務の自動化、省力化による事務処理の効率化を図るものです。これは平成30年度に策定した山陽小野田市第一次行政改革プランの行動計画において、ICTを活用した行政サービスの向上に取組と掲げた項目を事業化したものです。まずRPAについて御説明します。RPAは、職員がパソコン上でデータ処理を行っているところ、その処理手順をシナリオ化して、そのシナリオによってパソコンの操作を自動化し、データを処理させるものです。次にAI-OCRは、現在職員が書類上のデータを目で確認してパソコンに入力しているところ、AI-OCRでは手書きの書類を機械で読み取り、その文字をAI——人工知能により、高い精度で識別し、パソコン上でデータ化するものです。これらを導入することにより、AI-OCRによるデータの読み取り、RPAによるデータの登録、集計、出力などの処理を自動化できることとなります。導入業務につきましては107ページ、補足資料の下を御覧ください。税務課の市県民税特別徴収異動届出書処理業務、口座情報管理業務、学校給食センターの給食公会計システムへの口座情報新規登録業務の3業務にRPA及びAI-OCRを導入活用し、これら業務に対してRPA導入支援委託料として552万2,000円を計上しております。また、事業者の選定に当たっては、プロポーザル方式によって選定する予定です。この業務において掲げる指標についてですが、105ページ事務事業調書を御覧ください。活動指標。導入業務につきましては、令和2年度は先ほど申し上げました3業務を設定しました。成果指標。導入後の作業時間については減らすとしております。現時点で削減時間を予測することはできませんが、今後少しでも多くの作業時間を削減できるよう取り組んでまいります。なお、RPA及びAI-OCRの導入活用により期待できる効果ですが、108ページにあるように、事務処理の効率化スリム化、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラー防止が挙げられます。このRPA及びAI-OCRの活用は、行政改革プランの行動計画の実行であるとともに、全国的に取り組みが進みますスマート自治体の分野における本市での取組のスタート事業に位置づけられるものです。

Society 5.0において加速化する技術革新を活用し、職員を単純な事務作業から解放することで、職員でなければできない業務に注力することができます。ひいては市民の皆様の利便性の向上につながっていくものと考えます。令和3年度以降の、庁内他業務への横展開を想定し、導入とともに検証をしっかりと行ってまいります。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

奥良秀委員 107ページのところの①、②、③なのですが、こちらは全て個人情報ですか。確認です。

和西企画政策課長 はい、そのとおりです。

奥良秀委員 そこで質問なのですが、人工知能を使ってやられるということなんで、ほぼほぼ誤操作というか、間違いというか、そういうものは多分ないとは思いますが、例えばこれで誤操作した場合の万が一ミスが出た場合は、どこが責任を取るのかということがあるんですが、その辺の検証というか、考えはあるでしょうか。

和西企画政策課長 ミスがあった場合という御質問でしたが、機械に100%委ねるわけではありませんで、機械が吐き出したデータにつきましては、しっかり人間のほうでもチェックしますので、その辺りはないように努めてまいります。

奥良秀委員 で、人間の目で見てそれがどれだけ時間効率が上がっていくかっていうのを今後検証されるということですか。

和西企画政策課長 お見込みのとおりでして、機械が100%完璧でしたら物すごく削減時間というのが大きいと思うんですが、やはりその後に人間

がもう1回見る時間というのがこの事業において掛かってくる時間というふうにカウントされていきますので、その辺りを含めてA I - O C R、R P Aの検証はしていこうと考えております。

山田伸幸委員 以前、あるイベントで、自分で手書きで書いたものをO C Rの機械の前にかざしたら、あっという間に光がぱぱっと通り過ぎて、一瞬でそれを文章化するというのを目の当たりにして、これは便利だなと思って自分でその機械を買おうかなと思ったら、いや、それでも安いほだった。これがもし業務の中で使えれば、相当効率化ができるというのはよく理解できます。ただ問題は、ヒューマンエラーのところですよね。私も毎週、大量の文字を打つ作業しているんですが、本当に効率化ができないものかというのを常に考えておまして、これによって、例えば窓口とかいろんなどころでの人員削減、効率化、そういったものにつながっていくんでしょうか。

和西企画政策課長 私、先ほど説明の中で、職員でなければできない業務に注力することができるという御説明をさせていただきました。これは観点が二つありまして、例えば税務課で今回導入するんですが、税務課において、通常業務の中でなかなか政策提案まで行きついていない中で、この機械を導入することによって短縮された時間を政策提案のほうに持っていけるという観点が一つ。もう一つ、市役所全体というところで考えた場合、これはもうかなり先のことになりますが、先ほど来申しております機械が本当に仮の話ですけれど、100%確実になったりして物すごく時間短縮されてきた場合、職員が今まで5人だったところが4人で、その1人については、機械じゃなくて例えば福祉とか教育とか、人間でなければ対応できないような部署に人員を回すことができる、そういったことも考えられるとは思いますが。それは、今年、来年、再来年という話ではなくて、先の話にはなるかと思えます。ゆくゆくは、人が減っていく中で、どのように行政を回していくかという観点で取り組んでいくことになりますが、たちまち、人員削減動向というところまでは、今回



は考えていないということです。

山田伸幸委員 108ページの説明の中で、職員の作業時間の削減というのがはっきりと出ていますよね。現在の作業時間約1万2,200時間というのは、これはどの部署のことを言うんでしょうか。

福田企画政策課行政経営長 この部署は税務課及び学校給食センターの、今現在掛かっている処理時間の合計になります。

山田伸幸委員 これは今何人ぐらいでやっているんですか。

石田税務課長 1番の市県民税特別徴収異動届出書処理業務ですが、これについては、三、四名程度で行っておる事務になろうかと思えます。2番目の口座情報管理業務につきましては、職員2名で行っております。

伊場勇副分科会長 成果指標、作業時間を減らすってということで、もちろん減ると思うんですけども、そこがどれだけ減ったかっていうのは、やはり、もう本当に明確にしていかなきゃいけないなというところは重きを置いていただきたいなっていうのが一つ意見です。それで質問なんですけど、これ、予算が令和2年、3年、4年って減ってっておりますが、導入の業務は、3業務、5業務、7業務と増えております。これについて説明していただきたいなと思えます。

福田企画政策課行政経営係長 金額が減っているのは、ライセンス、ノートパソコンの購入台数になります。ノートパソコンにつきましては1台購入すれば複数課で使用できますので、業務数にあわせて買う必要はないと見込んでおります。

伊場勇副分科会長 導入するシステムについてなんですけれども、いろいろな種類があっといういろいろなスキルがあると思えます。研究して、やはり本

市に一番なじみやすいものをしっかり選んでいくってというのが必要になると思うんですけども、このRPAとかAI-OCR、その他様々庁内で使えるような、業務の効率化に使えるようなシステムがあると思いますけども、そういうところは企画課だけでお話されているのか、もしくはそういったチームがあるのか、どうですか。

和西企画政策課長 この事業を予算化するに当たりましては、情報管理課とも一緒になって取り組んでまいりました。業者とのやりとりで、こんなことがありますよというような場を設けていただいたり、一緒に福岡のほうに一斉に業者が集まる場にデモを見に行ったり、いろいろ情報管理課と専門の知識を持っている部署との連携も一生懸命図りながら、今回の予算化に至っております。それから、庁内のほうにつきましても、こういう事業があるんだけど、RPAやるんだけどどうですかっていうことで集まってもらって話してもらって、意向を確認したりということで、企画政策課だけではなくて、情報管理課、それから全庁的に協議をしながら進めておるところです。

長谷川知司委員 システム導入については、例えば、ホストコンピューターを入れればその維持管理でずっとそれを使わんにゃいけないというような形になりますが、今回のこれは、システムを入れたら今後そのシステムをずっと使うようになるのか、あるいはその契約料がずっと続くのかどうかを教えてください。

和西企画政策課長 今回、先ほど福田が申しましたとおり、ライセンスを持ってパソコンに入れて、持っていくという方法があるんですが、ほかの自治体、先行自治体につきましては、サーバRPAとあって、RPAのサーバを持って取り組んでいるところもあります。今、委員が言われたところは、これから庁内で横展開していく中で、どの手法がふさわしいのか、もちろん財政面の話もありますので、その辺も考えながら進めたいと思っています。

長谷川知司委員 ちょっと分からないんですけど、最初、今年度例えば契約した業者です、業者がずっとその関係が続いていくかどうかだけちょっと確認したいんですが。

山根情報管理課長 今回は手始めとして導入いたしますが、これがライセンス継承するかどうかというのは、今後、先ほど、和西課長が言いましたように、サーバRPAを入れたときの業者選定っていう形になろうと思いますので、その段階でライセンスがリセットされる可能性もあります。ただし、今回は初期導入でミニマム仕様になっておりますから、そんなに経費が掛かってなくて3年から5年間これを使い続けるぐらいの想定で考えております。

長谷川知司委員 昔よくありました1円入札ですね、当初は安くても、あと維持管理費でずっとそれは元が取れるというやり方があるんですね。今回、その恐れが、ないとは思いますが、このプロポーザル導入するとき、その業者選定の業者をどういう業者を選定してプロポーザルするのかということとか、実施要領をどうするのか、それからまた一番大事なのは審査員をどうするのか。これらをきちんとしとかなないと、後々後悔するようなことになりますので、これについては徹底して審査員等も含めてよく選定していただきたいというのを希望で入れておきます。

山田伸幸委員 税務課と学校給食センターとなっているんですが、これは機器を導入して、まさか、給食センターに置くわけではないですね。

山根情報管理課長 この給食費管理システム側でこのシステムを使うことになろうと思います。公会計に今からしますので、初期段階では非常に口座登録データが多い状況です。それと、住民のデータを扱うというところになりますから、当然、住民情報を扱う専用のネットワークで実施をいたします。それと、多分、パソコンにはデータが残らない仕組みを取る

可能性があります。すいません、まだ業者が決まってないものですから、その辺の詰めがまだできておりません。

山田伸幸委員 いや、その作業をどこで行うように考えておられるんですか。

山根情報管理課長 給食費の口座データについては、給食センター側に申請が上がってきますので、そこで処理するような形になります。

山田伸幸委員 元データはどうされるんでしょう。手書きで出される。

山根情報管理課長 この給食費の口座データについて、元データが紙でしか存在しておりませんので、今から希望者を募って口座登録をシステム側に反映していくということになるかと思います。

和西企画政策課長 紙につきましては、市役所のほかの紙申請と同じように、適正に処理されるということになります。

中岡英二委員 すごくいい、スマート自治体の第一歩と思うんですが、私とはとにかく現在の作業時間、これをどれぐらい減らせるかというのがやはり一番肝腎なことだと思うんですよ。確かにヒューマンエラーもなくせるかもしれませんが、ここの数字が、どれぐらい、この1万2,200時間というのがどれぐらい減ってどれぐらいの経費の削減につながるのかというのを分かり次第、こちらに報告していただきたいと思います。

河野朋子分科会長 これは今後のことで先ほど答弁もありましたけど、今からやっていくということですので、分かったらそういうことを知らせてほしいという意見でよろしいですね。何か答弁ありますか。

和西企画政策課長 先ほど来、庁内での横展開を考えていると言いました。横展開するに当たっては、今回の3業務の検証をしっかりとした上で横展開

をしていこうと。来年度予算に向けて、来年度というのは令和3年度に向けて計上していくこととなりますので、遅くともその際にはその辺りのお話をさせていただければと思います。

河野朋子分科会長 令和3年、4年度に業務数が書いてありますが、これはもうある程度候補が今の時点であるということでしょうか。その辺りどうなんですか。

和西企画政策課長 今のところは、まだ具体的には想定はされておられません。これぐらいはできたらいいなというところです。

河野朋子分科会長 ほかに、なければこの事業の説明と質疑を終えたいと思います。ここでちょっと5分休憩を入れます。10分入れますか。じゃあ10分休憩させていただいて、40分から、また予算書のほうに入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

午前10時31分 休憩

---

---

午前10時40分 再開

---

河野朋子分科会長 それでは、分科会を再開いたします。先ほど21番までの事業の説明を受けました。申し訳ありませんが、引き続き22番まで説明をして、その後ページを追ってさせていただきますので、申し訳ないですが22番の審査事業についての説明もお願いいたします。

和西企画政策課長 はい、22番、帳票類アウトソーシング事業について御説明します。111ページ、112ページの補足資料を御覧ください。本事業は通知書など市が発送する大量の帳票について、印刷、封入等の業務を民間に委託し、事務処理の効率化を図るものです。これは平成30年度に策定した山陽小野田市第一次行政改革プランの行動計画に掲げた項

目を事業化したものです。現在、庁内各課において時間的制約がある中で、通知書など大量の帳票類について、印刷、裁断、圧着、封入、封かんをする作業を全て職員が行っているところ、これら一連の作業を民間の専門業者へ委託します。導入部署における主な帳票については、113ページを御覧ください。税務課、国保年金課、高齢福祉課、子育て支援課、障害福祉課、建築住宅課、選挙管理委員会事務局における約54万7,000枚の帳票類の印刷、封入等の業務を委託することとし、帳票類印刷、封入等委託料として1,848万5,000円を計上しています。この業務は、令和元年11月に運用が開始された県内5市2町による住民情報系システムの共同調達（通称：やまぐち自治体クラウドメニュー）の一環で委託することから、やまぐち自治体クラウドの契約先である株式会社サンネットとの契約により実施することとなります。事業実施に関する費用比較については、111ページの下のほうを御覧ください。この業務に掲げる指標についてですが、すいませんが109ページになりますが、事務事業調書を御覧ください。帳票数が最も多い税務課の事務事業調書を例に御説明させていただきます。活動指標。帳票印刷封入封緘委託業務数については、印刷封入等の業務を委託する帳票数です。成果指標。帳票印刷封入封緘作業に要する職員の従事時間については、減らすとしております。現時点で削減時間を予測することはできませんが、今後少しでも多くの作業時間を削減できるよう取り組んでまいります。なお、帳票類のアウトソーシングにより期待される効果ですけれど、すいません、行ったり来たりで申し訳ないんですけど、112ページに掲げておりますとおり、事務処理の効率化、スリム化、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラーの防止が挙げられます。これまで職員が印刷から封緘までの一連の作業に掛かっていた時間を、職員でなければできない業務に注力することができます。ひいては市民の皆様の利便性向上につながっていくと考えます。また、帳票類のアウトソーシングなど業務の民間委託は、行政改革プランの行動計画の実行であり、今後も、引き続き民間を活用した行政サービスの質の向上に取り組んでまいります。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 それでは、質疑を受けます。

山田伸幸委員 導入相手先の株式会社サンネットについて、どういった会社であるのか。資本金とか所在地など

山根情報管理課長 すいません、株式会社サンネットに対しまして、手持ちの資料がございませんので、また後ほど用意をさせていただきます。ただし、サンネットに決まった経緯につきましては、山口自治体クラウド、先ほど和西課長が申し上げたとおりです。5市2町で共同調達をいたしまして、株式会社サンネットに決定をいたしております。

山田伸幸委員 株式会社サンネットというのは、そういった業務を、相手先はこういった自治体がメインとなるようなそういう会社なんでしょうか。

山根情報管理課長 主に、自治体のシステムを扱っておられます。病院のシステムを一部取り扱っておられるということも聞いてはおります。

山田伸幸委員 取り扱う書類を見ると、やはり相当個人情報、かなりシビアな個人情報が取り扱われるんですけれど、その辺での情報漏えい等に対する防止策などはいかがでしょうか。

山根情報管理課長 当然、住民のデータを扱う会社ですので、情報セキュリティに関しては、世界的な基準、情報セキュリティマネージメントシステムIMS27001を認証取得されておられます。そして、自治体クラウドが開始する前なんですけれども、自治体職員で実際にデータセンター、会社の一部も立入調査をさせていただいております。

笹木慶之委員 表の見方が悪いのかもしれません、110ページの令和2年度の予算額774万8,000円ですよね。そしてその次のページを開

いたところで、費用比較の中で令和2年度事業ということでアウトソーシング1,848万5,000円となっています。この関係をちょっと説明してください。

和西企画政策課長 113ページにありますように、庁内他課にわたるものでして、それぞれに事務事業調書がありますので、税務課の事務事業調書を参考までにお付けしましたので、774万8,000円という金額になっております。

笹木慶之委員 そうした場合、今度は全体で見ますが、アウトソーシングしなかった場合の経費は、1,460万円ですよね。でしょ。111ページ。アウトソーシングしなかった場合の経費ということで、1,460万円が挙がっています。ソーシングした場合に1,848万5,000円で逆転しているんじゃないですか。

和西企画政策課長 民間委託によって、これまで職員が行っていた印刷から封入封緘までの作業時間を削減することができるようになりますが、浮いた時間を先ほど申しましたように職員がじっくり取り組むべき分野に傾注できるという観点を述べさせていただきました。経費節減というのは、行革の観点ではとても大きい項目ではあるんですが、今回積算してみたところ逆転現象が起こってしまいました。庁内でも進めるか進めないかについて議論をしましたが、やはり業務改善という観点から、やはりこの業務は進めるべきではないかということで、今回予算計上させていただいたところでは。

笹木慶之委員 ということになれば、そのような形での説明をされないと、いわゆる経費の節減をして浮いた分を、できなかった仕事へ回すという説明を先ほどされたから、ちょっと違うんじゃないかなと思ったわけです。だから、いわゆる定型的な業務は、煩雑であるけれども、定型業務についてはアウトソーシングして、新たな雇用を生み出さない形の中で人事



のローテーションを回していくということなんでしょ。だから、実質効果は1,000万円しかないんですよ。ごめんなさい、1,000万円じゃなしにマイナス400万円になるわけよね。だけど、400万円マイナスになってるんだけど、もともとの浮いたものを外に回すと。経費的にはそうだけれども、マイナスになったけれども、1,400万円の人件費を新たな業務に回すと、管理業務に回すということですよ。しか言いようがないじゃないですか。

和西企画政策課長 ちょっと説明が足りなかったかもしれませんが、お金の面だけではなくて、職員の業務改善、それからその職員が、例えば税務課だったら年度が変わってもうずっと封入作業しなきゃいけないっていう中で、やはり、職員がやらなければいけないことは職員がやったほうがいいんじゃないかという観点もありますので、お金ももちろんですけど、もう一つそういう観点もあるということは、御説明が足りなかったら申し訳ありませんが、付け加えさせていただきます。

笹木慶之委員 ということは、新たな業務が出てくる場合の人の増加を抑えるということですね。だから、定型的なものはアウトソーシングして、そこに余力を持たせて、新たな需要に対して、行政需要に対して、それはこの浮いた財源で充てるという行革ですね。

和西企画政策課長 お見込みのとおりです。

山田伸幸委員 サンネットを決定する際、これは随意契約でしょうか。

山根情報管理課長 5市2町の共同調達、先ほど申しあげましたけれども、共同でプロポーザルを実施しております。各市町から職員が審査員として、出席し、評価し、サンネットに決定をいたしております。

山田伸幸委員 それに対して、応募されたのは何社あったんですか。

山根情報管理課長 プロポーザルを開始しまして、3社の参加の予定がありましたが、最終的に2社になっております。

山田伸幸委員 そのプロポーザルでサンネットが決まった理由というのがあるかと思うんですが、それは、何だったのですか。

山根情報管理課長 当然プロポーザルですから評価点が高かったというところですが、ただし、この評価点が高かったというところは、県内に結構な実績がありましたので、当然指標が高いところであったと思います。

山田伸幸委員 もう1社というのは、ではどういったことが課題で評価点が低かったのですか。

山根情報管理課長 論点がずれてきています。よろしいですかね。クラウドの話になりますけれども。

河野朋子分科会長 はい、自治体クラウドにおける今、プロポーザルの話に少しずれてきました。契約相手先の情報は先ほど言われました。何か追加の情報がありますか。

山根情報管理課長 契約先である株式会社サンネットにつきまして、概要を説明させていただきます。所在地、本社は広島県広島市です。株主として、NEC（日本電気）が51%の株を取得しております。事業内容としては、先ほど私が若干申し上げました医療機関もありまして、官公庁、自治体として民間企業の情報システムを扱っておられます。すいません、前後しまして、創立は昭和37年11月15日となっております。従業員数は337名、資本金6,000万円。2017年3月実績として、売上高75.4億円という、これはプロポーザル時の資料です。

奥良秀委員 詳細なサンネットの説明があったんで。質問しようと思った契約先の機械等が故障した場合、代替がどうかっちゃうのは多分100%代替ができるということで考えて大丈夫ですよ。

山根情報管理課長 クラウドの話になりますが、クラウドの中で、システムを冗長化しております。御安心いただければと思います。

奥良秀委員 これはあくまで参考で教えていただきたいんですが、5市2町ということですが、これの市町がもしお分かりになれば教えていただきたいんですが。

山根情報管理課長 人口規模の大きいところから、宇部市、防府市、山陽小野田市になろうと思います。長門市、美祢市で5市です。あとの2町は、周防大島町、和木町です。

中岡英二委員 このアウトソーシング事務事業の内容っていうんですか、11ページにありますように、費用の比較の中で、アウトソーシングしなかった場合の経費、その中で、機器調達等の530万円っていうのはこの下に書いてある大型高速プリンター、それ以下、それ以外に何か紙の節約につながるのか、封筒の節約につながるのか何かほかにも何か経費の削減につながるものがあれば、教えてください。

山根情報管理課長 機器調達等の経費は当然、購入経費、そして保守経費もあります。電気を必要とするもの。すいません、その程度しか思い当たらないんですけれども、以上です。

中岡英二委員 私自身よく分からないんですよ。このアウトソーシングっていうのが、委託して以前と同じような紙の経費っていうのが掛かるのかということが知りたいので。その辺はないんですか。

石田税務課長 この帳票アウトソーシングに関してですが、納付書等の紙はこちらのほうで今までどおり準備をしますので、その経費は今までどおり掛かってまいります。

長谷川知司委員 最もいいのは機械とか置くスペースが要らないということですよ。そういう紙とかも全部保管する必要がないということですよ。相手業者が皆するんですから。データをこっち側が送って向こうが処理するんじゃないですか。こちらに機械を置くわけですか。

山根情報管理課長 これはクラウドの一環でもあるんですけども、データセンター側にデータが出来上がって、今回の株式会社サンネットさんの仕組みとしては、データセンター内で帳票の作業をされるということになりまして、当然庁舎内には機械類はありません。ただし、帳票は各団体異なるものですから、各団体が必要に応じて送ってくれということになっています。そこは多少ちょっとストックは生じます。

長谷川知司委員 誤封入はないと思うんですが、もしあったときの責任とかは全部それは契約の中で入っているわけですね。

山根情報管理課長 今までの実績を受託業者に聞いておりまして、今までの誤封入はないということです。当然責任を持っていただくような形の契約を交わすように考えております。

伊場勇副分科会長 帳票類とかいろんな分野でアウトソーシングは今全国的に進んでいると思うんですけど、この5市2町の中で、今これ取り入れるところは、山陽小野田市のほかにどれぐらいありますか。

山根情報管理課長 はい、クラウドをしている自治体として、今宇部市、防府市、美祢市が取り組んでいまして、今回の提案を受けて、算入するのは山陽小野田市のみです。

伊場勇副分科会長 分かりました。あともう1点、さっきのRPA、OCRとは違って、これはもう外部にアウトソーシングするということなので、職員の作業時間が空くと思うんですよ。そのときに、人材の効率的な活用というか、配置というところで、これ導入するって決まったときに、どういうふうに調整をしていくのでしょうか。

和西企画政策課長 先ほどRPAのところでも申しましたが、やはり今年ちょっと1年目でありますので、これも検証が必要と思いますが、たちまちすぐにこれが始まったから人が1人減りますというようなことにはならないとは思っておりますが、先ほど申しましたとおり、長いスパンで考えたときは、このアウトソーシング、RPA、その他、何か、また別の形でロボットを活用するようなこともあると思います。その辺りを考えながら、人の配置というようなことを考えていくようになるかとは思っています。かなり先の話と思います。

河野朋子分科会長 成果指標というところで、なかなか今数字が出せないというような指摘もありましたけれども、検証していく中で、こういったものをできるだけ具体化するとか、数字で見えるようにしていくっていうのは、今後の課題だと思います。先ほどの事業についても、そういったことを、今後手始めで提案されたということなので、しっかり検証とそういった数値化っていうものは、していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、事業の説明が全部終わりましたので、予算書の中の質疑に移ります。まず、68ページから79ページぐらいまでで、一旦区切りましょう。はい。71ページについてお尋ねします。

笹木慶之委員 報酬の中にいじめ調査検証委員会委員というのがありますが、これについて教えてください。

竹内総務課法制係長　こちらは平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されたことを受けまして、教育委員会において、いじめ防止基本方針が策定されました。その基本方針では、いじめ対策を推進していく機関として、学校にいじめ対策委員会、教育委員会にいじめ問題対策協議会、いじめ対策本部、そして市長部局に再調査を行う機関として、いじめ調査検証委員会を設置することとなっております。この基本方針に基づきまして、重大事案が発生した際に迅速に対応するために、いじめ調査検証委員会を附属機関として設置したものであります。

笹木慶之委員　今、学校との関係を言われましたが、この検証委員会が発動する時期のことです。どのタイミングでどうなるのかをお聞かせください。

竹内総務課法制係長　まず、先ほど言いましたとおり教育委員会のほうでこちらの協議等されるようになります。そして市長部局のほうに再調査が必要ということで回ってきたときに、こちらのいじめ調査検証委員会を開くようになろうかと思えます。

笹木慶之委員　重ねてお尋ねしますが、今全国的にこういう調査の中に弁護士資格を持った方を任用するという、この検証委員会になるのか学校のほうになるのかは別として、そういう動きがありますが、そうでないとなかなか現実的には対応できないということがあるように聞いておりますが、本市はその点についてはどのようにお考えですか。

竹内総務課法制係長　いじめ調査の検証委員会規則におきまして、委員会の委員については、教育、法律、医療、心理、福祉等について専門的な知識または経験を有する者のうちから市長が委嘱するとなっております、本市としてもやはり医師、弁護士、臨床心理士等が想定されると考えております。

笹木慶之委員　今現在は委員おられるんじゃないんですか。おられないのかね。

竹内総務課法制係長 今現在はおりません。必要が生じたときに、委嘱をするという形を取っております。

笹木慶之委員 今まで必要が生じたことはありましたか。

竹内総務課法制係長 今まで実績はありません。

笹木慶之委員 それでね、私もこれ動いたのがないなと思いつながらも、今まで予算を見過ごしていた面があるかもしれません。内容は分かりましたが、そのような決まりになっておれば、必要に応じてそういう人たちを集められないと、効果を発揮しないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思つます。

山田伸幸委員 その下に会計年度任用職員報酬とあるんですが、これはどの部局までで、何人分ということで計算されているんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 今年度から会計年度任用職員、今までの臨時職員から変わりますけれども、款ごとに必要人数を設けていますので、これは、2款に配置される人数の費用です。

河野朋子分科会長 人数は分かりますか。

辻村総務部次長兼人事課長 この費用は、これは4人分です。

河野朋子分科会長 79ページまでで聞いておりますので、その間で、質疑があれば受けます。

笹木慶之委員 73ページの委託料の中に、空き家安全措置委託料というのが50万円組んであります。

河野朋子分科会長 これは、民福になりますね。

笹木慶之委員 分かりました。

山田伸幸委員 警備清掃委託に関して、以前調査したときに、最低賃金ぎりぎり  
で金額が設定されていたと思うんですが、今はどういう金額で設定さ  
れているんですか。

岩壁総務課総務係長 警備業務の関係ですが、警備員Cの日割り基礎単価を使  
用しております。

河野朋子分科会長 もう一度お願いいたします。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 国土交通省に定める警備員A、B、Cという単  
価がありまして、清掃についても、A、B、Cあります。その単価を歩  
掛りで示された単価で採用するんですけれども、山口県の単価というの  
はありませんで、福岡県と山口県の最賃の割合を比較して、例えば  
8,800円だったら、その8,800円の0.9掛けとか0.95掛  
けっていうものを単価として採用したものを予定価格として算出してお  
ります。

山田伸幸委員 その金額は、山口県の最低賃金を下回るということはないんで  
すね。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 ありません。

長谷川知司委員 下から5番目、衛生的環境確保委託料。庁舎ビル管理委託料、  
これは個別に委託契約しているのか、あるいはどっかと抱き合わせて、  
ほかの委託料と抱き合わせされてるのかをお聞きします。



岩壁総務課総務係長 個別に契約しております。

長谷川知司委員 これについては、今年こういう工事中で、大変な庁舎になっていますけど、その分は考慮されての契約になりますか。あるいは変わらんですか。

岩壁総務課総務係長 変わらず契約をさせていただきます。

河野朋子分科会長 変わらないということですね。

山田伸幸委員 法律相談業務委託料が13万2,000円計上されておりますが、法律相談のとき、いつも一杯で大体8人程度ですか、1回につき。違うんですか。市が個別に法律相談を弁護士にしたときに計上するもので、その上にまだ更に顧問弁護士っていうのがあるんですが。

田尾総務課長 御説明いたします。今の顧問弁護士委託料92万4,000円と下から3番目の法律相談業務委託料13万2,000円の御説明をいたします。これまで本市におきましては、法律相談を要する事案が発生する度に、個別に弁護士相談を行ってまいりました。つまり顧問弁護士を置いていなかったっていう経緯がありました。しかしですね、近年その相談事案が頻発いたしておりますことから、複雑多様化するこの法律問題へ対応するためには、弁護士との相談体制を構築する必要があると考えまして、昨年10月に宇部市にあります太田明登法律事務所の太田弁護士と顧問弁護士契約を締結いたしました。令和2年度も引き続きまして、同弁護士と顧問弁護士契約を締結する予定としております。この顧問弁護士の選定におきましては、職員が相談に訪れる利便性も考慮し、近隣に弁護士事務所を設置している弁護士から本市におけるこれまでの相談実績、弁護士それぞれの行政相談実績等を勘案し、選定したところです。なお、顧問弁護士契約締結後も顧問弁護士が利害関係を有す

る相談や他の弁護士の意見も伺うべき事案、つまりセカンドオピニオン、これらが発生した場合は、状況によりまして顧問弁護士以外の弁護士とも相談を要する場合がありますので、個別に行う法律相談のための予算として法律相談業務委託料、これは30分5,500円の24回、合計13万2,000円で、こちらも計上しておるといことです。

河野朋子分科会長 説明は79ページまで。

笹木慶之委員 77ページのストレスチェック委託料、大変ストレスがあつて、こういうようなことをしなくてはならない背景になったわけですが、実質的にこれは何人ぐらいの職員が受けておられるのか。もう1点は、その中のキラーストレスのチェック、その辺りちょっとお聞かせください。

辻村総務部次長兼人事課長 このストレスチェック自体、平成29年から始まっていますけれども、今年度までは、臨時職員を除く者を対象としておりましたけれども、来年度から会計年度職員制度に移行することで、これらも含めた者を対象に、基本的に全て対象になってくると思います。キラーストレスチェックにつきましては、この項目にはありませんので、それについてのチェックということはちょっと今現時点ではありません。

笹木慶之委員 そうしますと、会計年度任用職員を含めて全職員対象にこれはチェックを掛けるということですね。

辻村総務部次長兼人事課長 一応、その予定にしております。

笹木慶之委員 あんまりこれ深入りしてもいけないと思いますが、現在、いわゆる休職という正常に勤務ができない職員は、一般行政職でおおよそ何人ぐらいですか。

辻村総務部次長兼人事課長 現時点では2名の方がいます。

笹木慶之委員 2人ですか。ということは、多少下降気味にあるということな  
んですかね。

辻村総務部次長兼人事課長 ストレス、精神的なものにつきましては、やはり、  
なかなか完治ということが難しいですから、現時点では2名ですが、こ  
れはちょっと波があるものと認識しておりますので、多ければ5人とか  
もありますけれども、現時点ではたまたま2名ということです。

笹木慶之委員 はい、分かりました。これは大変な事業だと思うんですが、や  
はりそういうことに対処するための施策を要望しておきます。

山田伸幸委員 情報公開審査会委員についてお伺いしますが、現在3人という  
ことですが、どういった身分を有しておられるのかお答えください。

竹内総務課法制係長 今、情報公開審査会の3名ですけれども、弁護士、理科  
大の教授、それに建築士の3名で構成をしております。

山田伸幸委員 以前は前市長、それから理科大の教授、建築士。これは引き続  
き継続でやられているということですか。

竹内総務課法制係長 任期が2年となっております、令和元年5月に委員の  
3名の構成は変わっております。ですので今、委員が言われたメンバ  
ーからは、人は変わっております。

山田伸幸委員 情報公開審査会に訴えるというか、情報公開を求める訴えを起  
こすときに、理科大というのは、やはりあくまでも市立です。山陽小野  
田市立であるのに、そういった方がこの委員に選任されるのはいかがな  
ものかと思います。特に、以前は建築士の方もおられたんですけど、そ  
の方の御家族に市の関係者がいるということも分かって、大変不公正な

選任が行われていたと思っているんですが、現在もそのような状況があるんじゃないですか。

田尾総務課長　そういう御指摘は山田委員から以前もあったと思いますが、例えば山口県であれば、山口県立大学から下関市であれば下関市立大学から教授をこの情報公開審査に入れておるということを勘案しまして、我々も山口東京理科大学から委員に入っていたという経緯がありますが、そういう御指摘もありますので、今後はちょっと考えさせていただくような方向で検討したいと思います。

山田伸幸委員　そして報酬額を見ると3万6,000円ということは、1回当たり2,000円程度ということになるろうかと思うんですね。ですが、審査意見書を書く、あるいは、請求をした様々な文書読み込む、いろんな調査をされるということから考えると、こういった金額が妥当だというふうに考えられますか。しかも弁護士とか、大学の教授とか、そういった、やはりそれなりの社会的地位、給与も高い方が就かれるにしてみれば非常に低い報酬ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

竹内総務課法制係長　報酬につきましては、こちらに3万6,000円とあるのは、予算取りは3回の会議を想定しておりまして、1回につき委員が2,000円ということになっておりますが、今回の追加議案によりまして、金額が4,000円と改定をされております。

山田伸幸委員　4,000円にしても、先ほど弁護士さんの相談のときに、1回当たりが30分で5,500円ということ。審査会というのは1回当たりの時間が、かなりの時間を要するわけですよ。その前後には、(発言する者あり)ちょっと聞いてもらえんですかね。その前後には、様々な調査もされているわけですよ、その文章の点検だとか。そういったことからすると、たとえ4,000円に上げたとしても、かなりの時間、そういった調査に充てられると私は思います。他市でもこの程度の金

額なんですか。

河野朋子分科会長 その辺、分かりますか。

竹内総務課法制係長 すいません。ちょっと他市の状況というのは調べておらないので分からないところなんですけど、一応執行機関の附属機関に関する条例に基づいて委員報酬は決定されております。それに従っておるところです。

伊場勇副分科会長 79 ページ情報管理費で、今年度と比べて委託料が5,000万円ほど減り、使用料及び賃借料が約7,000万円ぐらい増え、プラス工事請負費も増えております。情報管理を別棟に動かすときの工事費とかだと思んですけども、場所とはセキュリティー上言えないと思うので、この金額について、少し詳しく説明してください。

山根情報管理課長 まず質問の第1点目の委託料の減額ですが、これは自治体クラウドにデータ移行する際に、データ抽出経費が結構な金額が前年度に発生しておりまして、今回からは必要ないというところで、大幅に減額になっております。そして、本庁舎耐震改修に伴う情報システム室の整備ですが、これは工事請負費の中で1,599万4,000円計上させていただいております。これは、先ほども言いましたように、本庁舎耐震改修に伴う本体工事の中で枠づくりをし、情報管理課の経費の中で情報セキュリティー機器を調達することになっております。これ以上詳細申し上げますと、情報セキュリティーの観点から申し上げないほうがいいというところになりますので、申し訳ございません。

伊場勇副分科会長 機械器具の借上料が7,447万2,000円なんですけど、これは機械の更新ですか。

山根情報管理課長 回答していませんでした。これは昨年と今年度の違いは自

治体クラウドの関係で増えてきているところがあります。というのが今まで、昨年度までも一部クラウドはクラウドでしたけど、プライベートクラウドといって山陽小野田市独自のものでした。それが、年度途中まで利用料払っておりまして、無償というか試験運用期間がございまして、令和2年度の4月から利用料が全額掛かるというところで、大幅の違いが、増額が出たというところが大きな要因です。

山田伸幸委員 77ページ。文書管理費の委託料です。市例規データベース更新委託料というのがありますが、確かに例規集は最近、パソコン上で、検索できるようになっておるんですが、これを採用することによって、紙ベースの削減にはどの程度効果があるのか分かりませんか。

竹内総務課法制係長 こちらのデータベースの更新料に係るものについては、紙ベースの削減には特にはつながっておらないと思います。

笹木慶之委員 財政的に厳しさがにじみ出るようなところがありますが、そういった中であって、負補交の管理は、どのような形を取っているのか。というのは、新しい負担金はかなり増えているような気がしますが、それは必然的なものがあるかと思いますが、負担金及び交付金は、以前はかなり厳しくチェック体制づくりをされましたが、その辺はどうなんでしょうか。全体的にお尋ねします。

篠原企画部次長兼財政課長 19節の負担金、補助及び交付金につきましては、全体的には実施計画等々の評価を経た中で、予算計上していくこととしておりまして、他の予算の計上の方法と変わらない状況です。

笹木慶之委員 当然これは皆さん御存じのとおり、これ法令等に基づいて、いわゆる基準が明確なものでないと厳しくしたときがあると思うんですけど、その状況は変わってないというふうに理解していいですか。やはりそういうチェックを掛けていかないと、これ、未曾有に増えていく可能性が

あります。だから、そこがどうなっているのかなというのが、個別案件は別として全体的にお聞きしたい。

篠原企画部次長兼財政課長 19節の負補交につきましては、合併直後の財政状況厳しい中におきましては、そういうきっちり法令に基づいたもの以外は、カットとか加入とか負担金を取りやめるといようなこともありまして。今、先ほど申し上げましたように業務に必要な負補交につきましては、きちっと実施計画なりに計上して、必要かどうかを審査した上での予算計上となります。

笹木慶之委員 分かりました。厳しくすればいいというものだけでもない。やはりいろんな状況の中で、どうしてもしなくちゃならないお付き合い的なものもあることも事実だろうと思いますが、しかしやっぱり、審査する側とすれば、しっかりした基準に基づいてチェックを掛けていかないと、やはり未曾有に増えていくという傾向がありますので、そのところは今しっかりやっておるということですから、それはそれとして置いておきますが、しっかりとした対応を要望しておきます。

河野朋子分科会長 79ページまで終わりました、80ページから87ページに移りますので、その中で質問をお願いします。

山田伸幸委員 83ページ財産管理の関係で、測量調査や委託とかいろいろ、管理委託なんかもあるんですけど、こういった市の所有土地に対して、販売もしておられますが、今現在そういう販売に掛けて成約に至るといのはどの程度あるんでしょうか。

村長財政課課長補佐 今年度の実績といたしましては7件、ホームページのほうで募集を掛けておりました。そのうち1件が売却に至っております。それ以外につきましても、問合せがある分につきましては積極的に情報提供しているところです。

山田伸幸委員 7件のうち1件しか売れなかったというのは、どういう理由があるんでしょうか。

村長財政課課長補佐 具体的な理由はちょっと私は思い浮かばないんですが、ハウスメーカーとか宅建業者とかに情報提供や情報収集している中で、なかなか回答が見つかってないところが正直なところですよ。

山田伸幸委員 今まで言われていたのは土地代が高いとか、あと、非常に線形が悪くて使いにくいとかいうものは、はっきりしてたんですが、そういうのを思い当たらずに売れないということなんですか。

村長財政課課長補佐 それが根本にある中で、そういうのを解決するためにハウスメーカーや宅建業者に力をかりているところですよ。

河野朋子分科会長 この件は歳入のところでもた。ほかのことで。

山田伸幸委員 草刈りの件でお伺いしますが、よく市の土地で草が繁茂して、しかも穂が出るもので、近辺にその穂が飛んで迷惑を掛けるっていうのがあるんですけど、その辺の見回り調査とかはされているんでしょうか。

村長財政課課長補佐 財政課が管理しております未利用財産は約25か所あります。そのうち6か所をシルバー人材センターに草刈り等の委託をさせていただいております。残りの19か所等については職員で随時草刈り等を行っております。ですので苦情が入ってきて、大慌てで行ったというようなところはありません。これは一応財政課が所管している財産についてです。

山田伸幸委員 老人ホームのところの一番下の広大な部分がありますよね。あそこは、財政課の管理ですか。



村長財政課課長補佐 財政課の管理となっていてまして、年2回、6月頃と11月頃の2回、草刈りをシルバー人材センターのほうにお願いしているところです。

河野朋子分科会長 ほかに。87ページまでで。今、事業でかなりほとんどやっておりますが。

伊場勇副分科会長 企画費のところ、85ページではあるんですけども、本会議場でもちょっと質問があったんですが、課長提案制度というのが平成30年度の頃にあって、その後継続でやっていたのかなと思ったんですけども、なくなったその理由とか成果であったり、例えば人事的に制度をしたことでどういった影響があったのかとか、その辺ちょっと詳しくお聞きしたいんですが。

河野朋子分科会長 このページには表れていませんが、企画費のところ、その辺を説明していただければと思います。

和西企画政策課長 課長提案事業は平成30年度、31年度に2か年で行い、1年目は、本当に提案という形でしたが、2年目からは協創というかある程度テーマを決めて査定も行い実施したところです。課長の政策形成を目的としてやりまして、一番というか二、三、これはよかったなという事例としては軽自動車のナンバープレート、マンホール、そういうものを始め通常の業務では予算の過程のプロセスにおいてなかなか予算化が難しかったようなものも実現していきました。継続ということも考えたのですが、一応2年間で課長に対しての政策形成は終わったというわけじゃないんですが、一応2年という時限を考えておりまして、また機会を、時期を置いて、このような形をできたらというふうな考えです。

伊場勇副分科会長 是非、その提案した課長にはやっぱりいろんな思いがあっ

たでしょうし、上の立場の人に対してもいっぱい、いろいろこう話し合われて、やっぱり作り出されたものだと思うので、やはりそれをしっかり評価してあげなきゃいけない。できなかったのはなぜできできなかったのかっていうところをしっかりと追求をして、そこに何かヒントがあるものだと思いますんで、やはり事業として挙がってないですけど、そのやったことに対してはやはり忘れないようにといたしますか、やっぱりへのプロセスを、しっかりちゃんとその人のものにしていただきたいと思いますので、そこはちゃんと、今後また協議されるということなんで、含めて検討してください。

山田伸幸委員 87ページ、19節の負担金、補助及び交付金で移住就業創業支援補助金というのが300万円計上されておりますが、これは具体的にはどういった事業内容なんでしょうか。

佐貫企画政策課政策調整係長 この移住支援金ですが、これはもう全国的に行われている制度で、東京圏の人口一極集中の是正や地方の担い手不足に対応するために始まったものになります。具体的には、東京23区に一定年数以上在住あるいは通勤している人が対象となりまして、こういう方たちが山口県が指定する企業に就業した場合に、世帯に対しては100万円、単身者に対しては60万円を支給するという制度になります。

山田伸幸委員 これは今までもあったんですかね、もしあれば何か問合せ等があったのか、実績についてちょっとお答えください。

佐貫企画政策課政策調整係長 これは昨年度から始まった制度になります。全国的に始まった制度ではあるんですが、全国の調査でもちょっとなかなか該当が、申請者が少なくて、なかなか普及していない状況で、山陽小野田市では、今のところ申請はありません。問合せも今のところはありません。

伊場勇副分科会長 87ページの転入奨励金なのですが、来年度は定住促進係というものができるようで、必要なことだと思ったんですが、予算が去年より1,000万円程度減っているんですけども、せっかく作るのであればもっと周知してと思うんですが、数字が減っているのは、なぜですか。

福田企画政策課行政経営係長 1,100万円減っているというところなんですけれども、この転入奨励金については、ちょっと二つの区分で金額を計算します。本来の申請年度で毎年申請してくださる本来の申請者分。それと、昨年度規則を改正しまして、交付対象の5年度間に限り遡及申請を可能としております。その遡及申請者分について、令和元年度の当初予算時に見込んでいた額が、今年度申請状況を見てみると下回っていた。このような状況を踏まえて、より現実に近い金額で令和2年度は算定した、その差になります。

河野朋子分科会長 87ページまで終わりました、続きまして、90ページから97ページ。ちょっと虫食いになりますが。事業で90から97の中で、民生関係ともちょっと混ざっていますので、注意しながら質問をお願いします。どこですか、何ページですか。

山田伸幸委員 93ページの自主防災組織、これはここでいいんですよね。地域防災組織補助金が114万円計上されておりますが、これはどういった内容なんでしょうか。

田尾総務課長 自主防災組織の育成のための事業です。自主防災組織は主に自治会の活動になりますが、この活動を活発かつ継続的にするために、防災教材、それから訓練、これに要した経費の補助を行うものです。10万円掛ける11地区です。

河野朋子分科会長 訂正がありますか。

田尾総務課長 すいません、自主防災の補助金ですね。3万8,000円掛ける12団体と1万9,000円掛ける36団体で114万円になっております。

山田伸幸委員 これは1回だけなんですか。それとも年度が変わればまた申請できるんですか。

青木総務課危機管理室長 これは1回目だけでなく、複数年可能です。

河野朋子分科会長 ほかに。97ページまで。

長谷川知司委員 95ページ監理費のところから、ちょっと質問します。監理室は様々法律な等に詳しくないといけませんが、ここにあります需要費で消耗品費4万2,000円。これでそれらの関係書籍などがきちんと買えているかどうかを確認します。

榎坂監理室長 監理室では、書籍については加除を行っております。

長谷川知司委員 これで十分だという認識でいいわけですね。

榎坂監理室長 はい、十分とは思っていませんけれども、予算の限りがありますので、当面はこれで対応できると考えております。

河野朋子分科会長 13、14、17は…よろしいですか。97ページまで終わります。それでは110ページから113ページまで。先ほどかなり事業でやっておりますのでよろしいですか。漏れはないですね。112から117ページ。いいですか。終われたところは速やかに退出していただいてよろしいです。はい、済みません、席に限りがありますので。答弁の準備ができましたので、質疑を。

山田伸幸委員 徴税費の関係でお伺いをいたします。納付相談に行ったときに、問答無用で差し押さえられているという苦情を受けたことがあるんですが、今、せつかく納付相談に行っても、もう既に差し押さえられているら、もう言いなりになるしかないというふうな話も聞いたことがあります。やはり少しでも払いやすくなるようなそういう相談体制となっているか、どうなのか。その点はいかがでしょう。

石田税務課長 相談に来られた方につきましては、門前払いをするようなことはしていません。納税相談に来られたときに、いろいろケースバイケースで様々な状況があります。例えばお支払いいただけないと申されたときに、そのままそれをうのみにすることも、こちらのほうとしてもなかなかできないところがありますので、そういった内容が分かる書類等を持って来ていただくようお願いをしております。その辺りの書類をきちんと確認させていただいた上で、どのように納付ができるのかということを確認しながら、提案をさせていただきながら進めておるところです。

山田伸幸委員 そういう相談の最中に、差押えを先に行うということはされていきますか。

石田税務課長 差押えに関しましては、ある日突然差押えをするということはいたしておりません。差押えに至るまでに、催告でありますとか、差押えの予告通知書であるとか、こちらのほうとしても、書類、臨戸等を含めて、いろいろ注意喚起を促しながら進めております。差押えというのも、法律上しなければならないということになっておりますが、その辺りは先ほども申し上げましたとおり、状況をいろいろ鑑みまして、進めていくようにはしております。

山田伸幸委員 国税通則法の行政処分に準じて行われていると思うんですけど、

そういった場合は必ず本人との面談が条件になっていると判断しているんですが、それは守られているでしょうか。

石田税務課長 もちろん言われますように、面談をして進めてまいりたいとは思っております。臨戸等いろいろ行って、不在の場合には、不在連絡票等を入れさせていただいて、御連絡をいただくような形をお願いしておりますが、こちらが電話、臨戸、その他文書等々を送りましても、なかなか反応のない滞納者の方というのも実際おられます。その方との面談がかなわないから、そのまま進めなくていいかということ、そういうものでもありませんので、その辺りにつきましては、いろいろ法律等ありますので、適切に運用しながら進めてまいっておるつもりです。

山田伸幸委員 そういった苦情が出てくるのも、やはり滞納があるということなんですけど、特に業者の場合は滞納せざるを得ない状況というのを随分聞いております。そういった相談が本当に気軽にできないから、なかなか相談にも行けないというのがあろうかと思っておりますので、窓口の方には是非、親切で適切なそういう対応していただくようにしていただきたいんですが、その辺の窓口業務の研修等はどのようにされているでしょうか。

石田税務課長 今山田委員さんが言われましたとおり、相談のしやすい環境というのは整える義務があると思っております。その辺りにつきましては、徴収に携わる職員には、県外の研修を受講させたりもしています。庁内に関しても、今、県のほうから併任職員ということで、徴収を担当する職員の方に週2回来ていただいております。その方に研修等を依頼して、税務課職員だけでなく、庁内の他課の徴収に携わる職員についても、徴収のイロハといいますか、ノウハウ、納税相談等の対応も含めて、研修会を開催しており、税務課だけでなくほかの課にも声掛けをして研修を行うような仕組みは作っております。

山田伸幸委員　これは滋賀県の野洲市がやっていることなんですけど、やっぱりそういった滞納者のいろんな面談とか調査の結果、かなり生活困窮にも至っている例が非常に多いということで、野洲市では、そういった方の生活全体を見ていくようなそういう部署を作って対応していると。そういうふうにしたら、納税もスムーズに行くようになったと。本当にその人の生活、暮らし、あるいは営業を支えるという、そういう根本的な行政側の姿勢があると、納税意欲も湧いてくると思うんですが、やはりそういった観点、中小業者あるいは市民の営業、暮らし、そこに目を向けた対策が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

石田税務課長　今山田委員がおっしゃいました野洲市につきましては、以前、私も耳にいたしましたので確認させていただいております。納税につきましては、様々な法律を用いて、納付につなげていくということも大事だとは思いますが、今委員が言われたように、納税しやすい、納税しようという意欲の向上も、当然必要だと思いますので、その辺りにつきましては今後調査研究してまいりたいと思っております。

河野朋子分科会長　それでは、いいですかね。120ページから129ページまで。選挙関係2款4項。

山田伸幸委員　選挙費についてですが、以前からいろんな議員が、投票場の件を質問しておりました。より投票しやすいということで、そういった投票所の工夫、例えばショッピングセンターであるとか大学内とかですね、そういったところへの投票所の設置というのは、その後どのように検討が進んでいるのでしょうか。

白石選挙管理委員会事務局長　大型商業施設での期日前投票につきましては、昨年の一般質問等でも御回答させていただきましたが、専用回線等、ばく大な費用が掛かるということで、国の選挙、参議院選挙での執行に向けて準備のほうを進めております。

山田伸幸委員 それと最近本当に、投票率が本市は低いです。宇部市とそう変わらないという事例が多いんですが、特に若い人の投票率が低いと聞いておりますが、その辺、特に大学生も含めて、今高校生まで下がってきておりますが、その辺に選挙に向けた意識づけ、例えば出前講座等も含めて、いろんな形で選挙へ参加を促すような、そういうことが必要だと思うんですが、どういう努力をされているのでしょうか。

白石選挙管理委員会事務局長 常時啓発につきましては、小学校、中学校、高校生と明るい選挙啓発のポスター周知、標語等の作品の募集をして日頃から選挙に対する啓発に努めております。出前講座につきましては、ちょっと最近実績はないですが、小学校につきましては、子供教育推進事業、教育委員会所管の、そちらの要請があったら行っております。また選挙備品の貸出しということで、中学校は生徒会の選挙がありますので、そのときにより現実に近い投票を体験していただくということで、投票箱、記載台等の貸出しを行っているところです。それと、高校生の人数的には8人から10人ということですけど、高校生の投票事務の当日のアルバイト、実際に選挙を見てもらう。あと、昨年参議院選につきましては、初めて理科大の学生さんのほうに募集を掛けまして、10名の方に当日の投票事務を体験していただいて、アンケート調査を行いましたら、大変参考になったと。また、若者等の参加が少ないということも実感したということで、これについては引き続き続けていきたいと思っております。

中岡英二委員 近年不在者投票が増えていますが、(発言する者あり) すいません、期日前投票が増えていますが、そういう期日前投票する場所等は、今後どのように考えておられますか。

白石選挙管理委員会事務局長 期日前投票所につきましては、ちょっとまだ検討の段階です。先ほど大型商業施設、全市的なのということと、あと市の



南部地区のほうで、投票の要望がありますので、そちらのほうも、今、検討をしておるところです。

笹木慶之委員 125ページについてお聞きするんですが、基幹統計調査費の中で、共済費の説明が社会保険料となっておりますが、これは、職員2人組んであって、なぜ社会保険料かなと思ったんですが。

縄田総務課統計係長 この社会保険料につきましては、国勢調査のときに半年間ほど会計年度任用職員を採用する予定にしております。その社会保険料という形になります。

笹木慶之委員 そうしますと2人というのは、これ会計年度任用職員ですね。

縄田総務課統計係長 そういうことです。

河野朋子分科会長 ほかにありますか。129ページまで。終わってよろしいですね。④番までの審査は一応終わりましたので、午前中は審査を終わりますして、午後は歳入の⑧の審査番号から、先に審査をして、そのあとの残りの審査を入れたいと思いますので、午前中の分科会をこれで終了いたします。お疲れ様でした。午後は1時からです。

---

午前11時59分 休憩

---

---

午後1時 再開

---

河野朋子分科会長 それでは、総務文教分科会を再開いたします。午後はちょっと飛びますが、審査番号の⑧番、歳入のところから、審査をしたいと思います。これは、ページによって質疑を行いますので、ページごとに区切っていきます。まず、18ページから27ページまで。3款から質疑を受けます。18ページから27ページまでです。

山田伸幸委員 市民税の法人税が消費税の関係で大きく落ち込むということになるんですが、これに対する補完措置もあろうかと思うんですが、差し引きでどのようになるのか、分かればお答えください。

石田税務課長 法人税割の税率がこの度下がっておりますが、これにつきましては、国税であります地方法人税のほうに上乘せをされる予定です。この地方法人税は、地方交付税の原資というふうになりますので、国が示す考え方としては、この下がった部分は、交付税措置という形で今偏在化しております法人税を満遍なく交付するという形で、補完を考えております。

篠原企画部次長兼財政課長 ただいまのちょっと補足です。法人税割の税率が下がるということで今、御説明申し上げました地方法人税率が引き上げられています。地方交付税の原資となります。またその一方で、今度は法人事業税、これは県税になるんですが、これから市町村のほうに譲与されるといふのがあります。それが25ページの6款の法人事業税交付金。これによっても、法人税割の減収分が補填されるという仕組みになっております。付け加えておきます。

山田伸幸委員 実際この予算書では、結局マイナスになるんですか、減収分を全部補填されると考えていいんでしょうか。

石田税務課長 地方交付税として交付される額については不明であります、この法人税割に関して税率が下がることでの影響額というのを概算として試算をしてみました。大体、5,800万円程度の影響額と考えております。今申し上げました5,800万円は、市内の企業で、法人税で影響額の大きい企業15社に関しましては調査等を行っておりますので、純粹にこの法人税割の税率の影響額は把握しておりませんが、15社を除いた法人で考えましたところ、5,800万円程度減収ということ

考えております。

山田伸幸委員 それに加えて今、コロナの影響で、地域経済がかなり停滞を始めておりますし、いろんなイベントも中止になって様々な中小業者、小売、それから飲食業等かなり影響を受けてるんですけど、それは計り知れないんですけど、やはり、まだまだ今これに計上しているのが、そのまま入るような状況ではないと私は思ってるんですけど、財政当局では、どのような見方をされておりますでしょうか。

篠原企画部次長兼財政課長 今、委員が言われましたような新型コロナウイルスの感染症による国内外への影響、これはまだ計り知れない影響が生じるのではないかという見方になっていきます。ニュース等の報道でもいろいろ今、情報が流れておるところですが、ひとつ施政方針の中でも月例経済報告という内閣府の報告を引用させていただきました。あれは1月の月例経済報告ということで、今刻々と先月も2月の月例経済報告、あるいは、GDP国内総生産の第3四半期の状況、これマイナスでしたけども、それとか景気動向指数といろいろ国から指数が示されておりますけど、やはり、思わしくない数字が今表れています。これに加えて、今のコロナウイルスの関係の影響が及ぶであろうということになってます。専門家ではないんでこれを分析してどうこうということまでは申し上げられませんが、ちょっと押し下げの力が強いのかなという印象を持っています。

笹木慶之委員 地方交付税のことです。これは考え方、きちっとしたことは出ないかもしれませんが、よく皆さん方が事業を進める中で、経費の算出のところで、これは交付税算定基準ですよという言葉をよく使われます。早く言えば、基準財政需要額の中に算定されますということなんですけど、ところが、それがどの程度本当に交付税で跳ね返ってくるのかということが分からんままに進んでいくというところが多いと思います。やっぱり厳しい財政状況下であれば、当然財政当局とすれば、それがど

の程度反映されるということはつかんでおられるだろうと思うわけです。問題は、例えば、ふるさと納税のことについても同じなんです。ふるさと納税で返礼品をいろいろやる中で、その一部については交付税の中でフィードバックされるという話があるわけですが、したがって実質的に何ほ残りますよという話もありますけど、本当にそれが、どの類いはどう残ってるか誰も分からんわけです。もちろん、そこには基準財政収入額の問題があるから、その関係が出てくるから一概に言えない問題だと思いますが、通常の場合、どの程度交付税措置されるとお考えでしょうか。交付税算定基準に入れられますと言うんですよ、経費の中で。これは交付税算定基準ですと。ところがそれは、今さっき言ったように、基準財政需要額の中に含まれて計算されるという手法になると思うんですけど、それは実質的にどの程度はね返ってくるということはつかんでおられますか。

篠原企画部次長兼財政課長 普通交付税の中での算入で顕著なものは市債の借り入れというもの。これは借り入れた市債の元利償還に対する交付税の中での算入率が明らかにされています。また、基準財政需要額におきましては、人口10万人規模の標準団体規模の中で、いわゆる標準的な行政運営を行った場合の経費というのが既に盛り込まれた形になっておりますので、この事業をやったからこれほど交付税が増える、減るって言うところまではちょっと詳細には把握できませんが、また標準的な事業はほとんどが含まれていると。それに加えて、建設事業については、借り入れた市債については、元利償還について交付税の基準財政需要額の中で反映されるということにもなります。また、ほかのいろんな要素もあるんですけど、他市町村と比べて特別な事が起きた場合には、今度は特別交付税という中での算定ということになりますので、また違った形での見込みになろうと思います。お答えとしてはちょっと詳細なところまではちょっと把握はできかねますが、一応試算の中では、決算額なり予算額を用いての算定に沿った形での試算をして予算に計上しているということにしております。

笹木慶之委員　それで、問題は、その予算を反映させるとき試算を計算するじゃないですか。そうすると、そのときに、幾らかこれがどの程度影響があったなということは粗づかみできるんじゃないんですか。ただね、問題は、分離していかないといけんと思いますが、ものによって違うと思うんです。例えば合併特例債を借りたときに、75%が対象ですよと仮にあったときに、その75%の取扱いと、それから、平素の普通の需要の中で、これは、いわゆる交付税の算定基準の中に含まれますよというような説明をされるんじゃないけど、全部ひっくるめて一緒と理解していいんですか。違うでしょ。内容によって違いやしませんか。粗づかみ三つぐらい分離してものが言えるんじゃないかと思うんだけど、説明できませんか。

篠原企画部次長兼財政課長　普通交付税の算定上、基準財政需要額につきましては、今、三つぐらいに分けてというのが、いわゆる個別算定、それぞれの費目、道路橋梁費とか土木費とか教育費とか、そういった形の算定をするもの。それから、包括的に、人口、あるいは自治体の面積によって算定されるもの。それから、市債の借入れの償還金、公債費という枠組みで算定されるもの、これが需要額の中の大きな要素、それが足し合わされて基準財政需要額という形で計算されるんですが、さらに…

笹木慶之委員　だから、要は、その辺をどのように理解して、どのように理解しておられるかっていうことを聞いているわけ。どの程度、本当に算定されてるのかという実感があるのかということ。ないでしょ。あればあると言われると思うけど。分からないんでしょ、よくよくは。これは例えば県のヒアリングもあって、調整されると思うんだけど、要は、だから要は歳出のところによく使われるのは、これは実は交付税の算定のどうだこうだと言われるけれども、それではこれで歳入側に立ったときに、どれだけ埋めてといてくれるのと聞いたときに答えは出ないんじゃないかと。出ますか。そこを聞いているわけです。

篠原企画部次長兼財政課長 個別算定の中で、こういう事業というのが特定されればそれは可能であろうと思います。

笹木慶之委員 うん、いやそうだったら、あるものを特定しました。何パーセント返ってきますか、という計算。できますか。

篠原企画部次長兼財政課長 年度がちょっと遅れるかもしれないんですけど、昨年度の算定様式の中に当てはめて、幾らの影響があるっていうのは、算出は可能だと思います。

笹木慶之委員 そうしたら、またこれ決算のときに聞きましょう。続きはね。だから今言えれば、はっきり言えると思うんだけど、言えないものがあるから、言えないんだろうと思うんで、決算のときに個別項目は聞きましょう。

山田伸幸委員 市税の固定資産税のところでお伺いしたいんですが、補正予算では説明があって、反対討論にも盛り込んだんですけど、償却資産で今ソーラー発電所に関するものが相当組み込まれてきたと思うんですが、この中にはその部分というのはどの程度入っていますか。

石田税務課長 太陽光発電についてですが、来年度の予算については、大幅な増加とは見ておりません。

山田伸幸委員 そうは言っても今、千崎で大規模な工事が進んでいますので、当然これが年内に完成すればその分が反映されるんじゃないかなと思うんですけど、そういうのを計算に入れてないということですか。

石田税務課長 この太陽光発電の償却資産ですが、できて即、償却資産を納めてもらうということではなく、実際の稼働を始めてからということにな

りますので、実際完成をして、稼働が始まった時期を見て、予算に反映するようになるかと思えます。

山田伸幸委員 要するに商業的な利益を上げ始めてからということで、よろしいですか。

石田税務課長 はい、そのとおりです。

笹木慶之委員 大変厳しいことを言いますが、ゴルフ場利用税交付金のことで、26ページ、27ページですが、今年度は前年度に比べて200万円増えていますね。この増えた見込みについて。

篠原企画部次長兼財政課長 この8款ゴルフ場利用税交付金ですが、ゴルフ場利用税交付金は年3回、8月、12月、3月と、県のほうから交付されるものです。実は平成30年度決算額におきまして、平成30年度の当初予算額6,500万円を下回った決算でありました。令和元年度の予算を一応、平成30年度の当初予算から200万円を引いた6,300万円ということで、令和元年度の予算を計上させていただきました。この度、令和元年度の8月、12月の交付状況を見ますと、平成30年度を上回り平成29年度の時点に迫るような、今交付金が交付されておりますので、令和2年度の予算につきましては、若干増加の傾向が見られるということで、6,500万円の予算額としたこととなります。

笹木慶之委員 そこでお尋ねしますが、これは本市が誇る財源の一つなんですね。非常に貴重な財源なんですが、財源を得るためには、やはりそれなりの行政対応というか、やっぱりこの利用が促進できるような対応をしないと、この税交付金は増えてこないと思うんですが。

清水企画部長 おっしゃるとおり、ゴルフ場については本市の魅力あるものだと理解いたしております。したがって、これに基づいて本市も、こ

のゴルフ場についてシティセールスということで、市の魅力の発信ということで、これもしっかりPRもしておりますし、観光の普及というようなことも、今までも取り組んでおりますので、今後とも、そういったところで取り組みながら、ゴルフ場利用税を上げていくということも一つの施策だと思っています。

笹木慶之委員 先ほど法人税のことも出ましたが、要はその税収というか、市に貢献のある事業に対して、きちっと評価をして行政の手当てをしないと、やはり事業の活性化につながらないと思うんです。よく、あなた方は、施政方針の中で、集中と選択という言葉を使いますね。選択と集中、どちらでもいいんですけど、この言葉の語源は御存じですよ。

河野朋子分科会長 これは質問ですか。

笹木慶之委員 質問です。これ知らなくて使っておられるとするならば、ということなんですが、私のほうでちょっと申し上げておきますが、これはアメリカのゼネラルエリトリックエレクト、GEという会社会長の言葉なんです。で、それはジャックウエルズさんという方が成長が期待できる事業に力を入れるという、いわゆる選択と集中、これから来ているんです。で、その事業経営の感覚を入れるならば、今、私が申し上げたように、事業が見込め、いわゆる成長が見込めることもさることながら、やっぱり税収が見込めるものには、それこそ選択と集中という言葉が当たるんじゃないかと思うんですけど、だから、既存企業のおもてなしのことも言いましたし、ゴルフ場のことも以前から言っているんですが、やっぱりそれなりの対応をされないかね。本当に貴重な本市独自、固有の財源は増やせんと思うんです。だから、あえて言ってるわけ。だから、成長、いわゆるそういった税収が期待できる事業には、それをやっぱり、力を入れていくということも、やっぱりしっかりやられないと、歳入の増加につながらないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。



清水企画部長 選択と集中という、私どもとして使っているということにつきまして、行政的な扱い方というところで御理解をいただきたいというところがあるんですけど、基本的に本市が取り組んでいかなければいけないもの、今、前期基本計画に基づいて行っていかなきゃいけないものは何だろうかというところで、重点プロジェクトであり、あるいは、スマイルエイジングでありというところで、そういったことを今、本市が、集中的に取り組んでいかなければいけないというところで選択と集中というところで使っているところです。今、委員言われたとおり、経済的に、企業的な考え方とすれば、成長が見込めるものについては、どんどんつぎ込んでそれを伸ばしていくんだと。それで後は成長が望めないものについては、少し切り捨ててって言ったらい方がおかしいかもしれませんが、縮小しながらそこは置いて、成長していくんだという考え方の選択と集中ということもあろうと思われます。行政として、なかなか切り捨てるっていうのはなかなか難しい部分があるので、私どもとしては、今、本市が取り組んでいかなきゃいけないものを重点的にやっていきたいというところではしているところです。先ほど言われた本市の税収を上げる上においてというところでの事業の推進ということについては大変重要なものだと思っておりますので、ここだけではなくて、全体的なものふるさと納税もそうでしょうし、企業版ふるさと納税もそうでしょう。そういったところの、上げるための努力というものは、集中的にもうしていかなければならないと思っています。

笹木慶之委員 なぜここで私が申し上げたかという、これ歳入なんです。歳入だから今言ってるわけで、確かに地方公共団体の役割っていうのは、企業ベースだけではないではないこともあることも分かっていますが、しかしやっぱり、歳入は増やさないと仕事ができんじゃないですか。そうすると、やっぱり歳入を増やす手だてというのは重要な政策と思うんです。だから、例の企業誘致の奨励金というああいう形のあれもありますが、やはりそれは新たなものを生むわけで、既存のものに対してもう少しやっぱり綿密な対応が必要じゃないかなとずっと思っています。それ

で、今ゴルフ場のこともいいましたが、私も経験の中からは言いますが、これ手掛けず財源なんです。市としては何も手掛けず、なくても入ってくるもの。しかし、手掛けていけばもっと増える可能性もある財源と実は思ってます。だから、やはりこれだけのゴルフ場を持っている市はそんなにないわけですから、この財源をもっと増やすような手だてを考えるべきだと思います。これ、もうそこで置いておきますが、やっぱりそういう考え方を持っていたきたいということ申し上げておきたい。

河野朋子分科会長 意見ということでよろしいですね。はい、質疑を受けます。

山田伸幸委員 ゴルフ場利用税交付金ということなんですけど、これは来場されてからすぐその年に入ってくるものなんですか。それとも翌年入ってくるものなんですか。

篠原企画部次長兼財政課長 このゴルフ場の利用税につきましては県税でございまして、1人1日当たりということで課税されておるはずですので、その年度に入ってくるものと考えます。

山田伸幸委員 であるならば最近、ゴルフに行かれる方からお聞きしたのは、以前は韓国のほうからツアーのようにどんどん入ってきていたのが、もう最近はぱたっと止まったというふうな、報告というか話を聞いたんですが、市ではどのようにその辺の状況はつかんでおられるのでしょうか。

篠原企画部次長兼財政課長 県税のほうで、昨年12月に、ちょっと県の職員と話をする機会がありまして、今年は暖冬傾向だから伸びるよねというお話をしたところでありましたが、年明けてから御承知のとおり今のコロナウイルス感染症ということで、渡航の禁止なり、レジャーの自粛というような報道がされておりまして、実際大きく落ち込んでいるというお話も聞いておりますので、これは令和元年度の徴収分、そして令和2年度へどうつながっていくかっていうところに大変大きな不安はある

んですけど、ちょっと状況は注視していきたいと考えております。

伊場勇副分科会長 今年度の来場者見込み、人数は何人ぐらいですか。

吉井地域振興部次長兼シティセールス課長 まだ直近のデータというと、観光の集客数を数える場合は暦年で1月から12月という形で数えます。現在公表されておりますのは、平成30年の数字で、これが約25万人となっております。ゴルフ場の観光客数というものです。それで、今、令和元年のものは集計中ですが、これが、1万人前後増えるぐらいの見通しではないかということです。12月までの集計の結果です。まだちょっと公表はされておられませんけれども、26万人ぐらいじゃないかということところです。

伊場勇副分科会長 今後、そのコロナの影響もあると思いますが、やはり、これは目的税ではないというところがあると思うんですが、やはりその笹木委員の言ったような一つの本市の特性でもありますので、何か、そういったいろんな措置や施策ができると思いますので、また御検討をお願いします。意見です。

河野朋子分科会長 それでは27ページまでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）28、29ページは。（「なし」と呼ぶ者あり）30ページから32、33ページまで。

山田伸幸委員 9目の教育使用料の件ですが、公民館使用料があります。これは公民館の使用には無料と有料とありますけれど、この比率がもし分かっていたら教えてください。

尾山教育部長 後ほど回答させてください。資料を持ってまいりますので。

河野朋子分科会長 それ以外の32、33ページがなければ次行きます。36

から41ページ。

山田伸幸委員 この補助金、教育費補助金、これは就学援助になるんですかね、この部分は。

西村学校教育課課長補佐 国庫補助金、これは就学援助です。

尾山教育部長 就学奨励費で、特別支援学級に通っている子供に対して、就学援助費の半額相当額が支給されるんですが、それに対する補助です。

河野朋子分科会長 今の答弁のほうが、訂正ですね。今の。

山田伸幸委員 小学校国庫補助金の一番最後に大きな金額で7,000万円、学校施設環境改善交付金というのがあるんですが、これはこういったことと入ってくるのでしょうか。

尾山教育部長 これは埴生小学校の新児童棟の建設費に対する補助額です。

河野朋子分科会長 41ページまで。国庫支出金までです。

山田伸幸委員 自衛官募集事務費というのが3万9,000円ほど入ってきておりますが、名簿の提供の仕方が今、問題になってきております。県内ではもうデータで渡すところもあれば閲覧にとどめているところもあるんですが、本市ではどのようにされていますか。

田尾総務課長 自衛官の募集事務費と直接ちょっと関係ありませんが、名簿の提出はしておりません。うちの個人情報保護条例によりまして、閲覧にとどめております。

河野朋子分科会長 41ページまでで、なければ次に行きますが、いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり) 42から49ページ。

山田伸幸委員 47ページ県支出金、2項県補助金の8目教育費県補助金の中に、学校業務支援員配置事業補助金というのがありますが、この内容を教えてください。

西村学校教育課課長補佐 学校業務支援員とは、学校の働き方改革の一環で、学校の先生方の負担を補助するために、簡単なコピーをとるとか印刷をするとかといったことを行っている業務支援員を、本市では5人ほど採用しておりまして、それに対して報酬などの半額を補助するものです。

山田伸幸委員 これも現場の先生から、私どもと一度交流する機会がありましてお聞きしたんですが、もう全然足りないということをおっしゃっていました。5人というのはどういう配置にされたんでしょうか。

尾山教育部長 学校名は、高千帆中、小野田中、竜王中、そして厚狭中、それから高千帆小でしたか。厚狭小でしたか。時間外勤務が比較的に多いところ、県の基準が一応ありまして、それを今私は覚えてないんですが、その県の配置基準に当てはまる学校に配置したところですよ。

山田伸幸委員 その配置基準にしても、やはりどこの学校においても今、先生方に対する負担というのは非常に大きくなってきているんです。特に、この度のコロナで、先生方は訪問をしたりとかですね、いろいろ受入れをしたりとか様々な努力をされていて、苦労されています。日常的においても、家に残業として持って帰ったりとか、なかなか、思ったような活動ができないという話も聞いてるんですけど、これもっとたくさん雇うということはできないんですか。支援員を充てるということはできないんでしょうか。

長谷川教育長 教職員の働き方改革については、本当に今、大きな課題として

論議されているところです。その解消のためというか、学校業務を支援していく支援員を国、県が補助金を出して、こうして配置を本市としてもしている。ただ、これにつきましては先ほどありましたように、全額を国、県が見るというわけではありませんので、限られた予算の中で、可能な限り配置していければと思っております。

河野朋子分科会長 まだ補足がありますか。

尾山教育部長 先ほどの私の回答で修正をお願いしたいところがありまして。

先ほど国庫補助金の学校施設環境改善交付金7,000万円少しのところですが、私は埴生小学校の新児童棟の建設費と申し上げましたが、それは誤りで、埴生小学校の現校舎の解体費に充てる補助金です。

河野朋子分科会長 事業とか、歳出のところに出てくると思います。学校業務支援員の件もまた教育委員会のところがありますので。歳入に関してのところ、質疑を受けております。49ページまでよろしいですか。

笹木慶之委員 財産収入のことについて。これ50ページにまたがっていますが、財産収入については売払いの場合と貸付けの場合があらうと思います。次のページに財産売払収入ということで挙がっていますが、これはこれとして置いておきますが、午前中の質問っていうかやりとりの中で聞いておいて、これは歳入でやろうと思ってなんです、要は、以前に定期借地のことを申し上げたと思います。やはり売るばかりが能じゃないというか、売れないが貸してもらいたいっていうのがあると思う。そうすると定期借地という形の中で一定の年数の中でお貸しして、そして、その年数がたったらおしまいという方法も場所によればあると思う。それらは、検討しますということであつたんですが、現在もしっかり検討しておられますでしょうか。

篠原企画部次長兼財政課長 市有財産、今本当、売却かあるいは貸付けかとい

うことで、その貸付けの手法の中で、委員が言われますような定期借地権を設定した貸付けというのにも検討しますと回答申し上げました。また、令和2年度におきましては。市有財産の貸付け、普通財産の貸付けではないんですけど、きらら交流館の再検討の手法の中で、そういった市有財産の取扱いをどうするのか。当然今、商工センターはL A B Vというような手法で進んでおります。きらら交流館を検討する業務を行おうとする中では、やはりその財産の貸付けの手法の一つとして定期借地権使った手法もその中に含んで、手法の一つとして検討することとしております。

笹木慶之委員 それを申し上げたのは、公共施設の再編がこれから進むとは思っていますが、当然公有地、公用地が、出てきますよね。いきなり売却という方法もあるかもしれませんがせんが、そうではなしに、いわゆる借地、定期借地ということも頭に入れながら、やはりまちづくりを進めていくということもやっぱ検討すべき課題だと思う。これはやっぱり売るわけにはいかんが、当面貸してもいいという場所もあるだろうし。というふうなことも含めて考えないと。いわゆる手付かずの土地が自動的に増えてくるということになれば、いわゆる遊休資産、いわゆる不要な遊休資産のごとく思われますよね。だからそれが、収益を上げる仕組みを作っていないと有効な財産管理にならないんじゃないかと思うわけです。その中で、今本市がとっておらないのは、定期借地はやっておられないわけですよ。やはりこれをやっぱり有効的に使うべきだと思っておりますが、今取り組もうとしておられると分かりましたが、その辺り、いわゆる今、もちろん利用も今からどう利用するかというのは地元の人たち等含めていろいろ考えられた土地の決め方があると思いますけれど、それ以外の方法でということも当然出てくるわけでね。だから、その辺りの考え方をもう一度ちょっと教えてください。

清水企画部長 市が持つておる公有地の今後の処理ということについては、大変大きな問題だということところです。今年度からしっかり普通財産になる

前に、行政財産として使わなくなった後、普通財産となった後に検討するのではなくて、今後の再編等のこともありますので、行政財産でなくなるであろうと思われる土地まで含めて、その事前の段階からどのような取組をしていくのかというところを検討しようということで今取り組んでおります。その中で、残った土地をどのように活用していくのか。市として使っていくのか。あるいは売却するのか。先ほど言われたような借地とするのかということを含めて、全庁的に、今検討を進めていきたいと思っております。

笹木慶之委員 私はそこが言いたかったわけです。だから、事が起こってから手を打ったって遅いんですよ。だからやっぱ三手先、四手先を見て、こうなればこうなるというパターンがあると思いますが、その選択肢を持ちながら、早めに手を打って決めていくという方法をとらないと、後手後手に回ったんでは、今言う遊休資産になってしまう。だから、やはり今、部長言われたように、行政財産から普通財産に移行させる前の段階からもう、しっかり考えた対応が必要だと思いますので、しっかりその方向で取り組んでいただきたいと思います。

河野朋子分科会長 今、57ページまでちょっと延ばしましたので、57ページまでの質問を受けます。戻りますか。

山田伸幸委員 16款の県支出金、3項委託金の6目移譲事務委託金、49ページ。この中に移譲事務県委託金というのがあるんですが、この中身を教えてください。

篠原企画部次長兼財政課長 移譲事務委託金ですが、これは県のほうの事務を各市町が各市町に権限移譲を受けて行っている事務です。今、961万8,000円の予算計上は、これは県から事務費として交付金で交付される額を中身といたしましては、今23事業を受けてやっております。主なものといいますとパスポートの申請手続とか、あるいは身体障害者



手帳の関係とかがあります。

長谷川知司委員 51ページの市有地売却収入、これはどういうことを考えていらっしゃるでしょうか。

村長財政課課長補佐 午前中も申しましたが、ホームページで6件ほど物件を売却で挙げております。その中で2件、2物件について多々問合せがあります。その物件をなるべく売却したいということで合計してこの金額1,112万6,000円ということで挙げさせていただいております。

伊場勇副分科会長 ふるさと寄附金についてです。51ページです。今回も補正が上がりましたし、前年度より大幅5,000万円アップしておりますが、来年度に向けてどういったことが予想されるのか。お考えなのかお聞かせください。

吉井地域振興部次長兼シティセールス課長 来年度の寄附額の増加に向けた取組ということでよろしゅうございますでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) 来年度につきましては、現在ふるさと納税の返礼品をPRしておりますサイト、現在二つですけれども、これを三つに増やすことが一つ大きなものになると思います。それから、返礼品の送付等に関する受発注の業務も併せて外部に委託することによりまして、職員を少し、今までそれに関わってきた部分で相当の労力を掛けておりましたけれども、その部分に要していた部分を職員が今度は商品の開発といいますか、今取り扱っております返礼品を組み合わせ、更に付加価値の高いものにするとか、そういったことでの業者さんとの調整とか、そういった部分に当たることによりまして、またより魅力的な返礼品をライナップするというふうなこと、そういった取組によりまして寄附額の増加を図っていきたいと考えております。

河上社会教育課長 先ほど、33ページの公民館使用料に伴う御質問、公民館

の有料利用者と無料利用者の割合についての御質問について、御回答申し上げます。平成30年度の実績となりますけれども、有料利用者数が26.3%、そして無料利用者数が73.7%となっております。人数にしましては、総利用者数が18万6,499人、有料利用者数が4万8,984人、無料利用者数が13万7,515人となっております。

山田伸幸委員 57ページ、21款諸収入、4項雑入、2目雑入の総務費雑入で、一番下、山口県民手帳斡旋報償金というのがあるんですけど、これ、大体どの程度扱っておられるのでしょうか。9,000円の手数料が入るといふことでしょうか。

田尾総務課長 山口県が発行する山口県民手帳の販売に対して、1冊550円の1割に当たります55円が斡旋奨励金となります。平成30年度の実績なんですけど163冊販売しております、163冊掛ける55円で8,965円ということ、9,000円ほど、計上しております。

河野朋子分科会長 59ページまでなければ、62ページから65ページまで。

山田伸幸委員 臨時財政対策債のことをお伺いします。これは名前のとおり臨時的な対策だということで、2000年ぐらいでしたかね、スタートして、もう相当たっているんですけど、これは今後も、非常に有利な市債になってくるんじゃないかなと思うんですが、これは、今後も継続される見込みでしょうか。

篠原企画部次長兼財政課長 7目の臨時財政対策債おきましては、本来であれば普通交付税で交付されるべき原資が不足するため、国と地方で折半しますよ、その手法についてはこの臨時財政対策債を借り入れて補填してくださいということでの起債です。借入額の100%につきまして、また再度交付税の基準財政需要額の中で算入されるということで、理論上は負担はゼロということで、今、委員言われるように大変有利なと言え

ば有利なんですけど、本来であれば現金でもらえるものをわざわざ借入れをしなくちゃいけないということがあろうかと思えます。今後どうかというお尋ねですが、これは国のほうも、今、地方交付税制度をいろいろ改正なりされていまして、先ほどの地方法人課税の税制改正で地方交付税原資を増やしたりとかいった動きもありますが、総体的にはやはり不足する部分が出てくるのではないかということで、国もこの特例を延長するという考えの下で進めているようにも聞いております。

山田伸幸委員 これを借りないと本市としても事業が起こせない。今これをどれぐらいの事業に充てられているんですか。

篠原企画部次長兼財政課長 この臨時財政対策債を直接借り入れる対象の事業というのはなくて、いわゆる一般財源扱いということで。いわゆる普通交付税でもらえるべきものの、もらえなかった財源措置ということでありますので、特定のこの事業に充てるっていうものはありません。

山田伸幸委員 ということは、これは限度額ということですか。

篠原企画部次長兼財政課長 予算上は限度額を計上しております。

河野朋子分科会長 65ページまで。

笹木慶之委員 ちょっと情けない質問ですけど、分からないから教えてください。63ページの教育費の雑入のところがあるんですが、文鎮の売払いと書いていまして、これ、私は知らないんですが、こんな文鎮があるんですか。

尾山教育部長 歴史民俗資料館で、青銅の青緑色のような銅がさびたら青緑色になります。ああいった風合いのものを売っておりまして、ただ販売実績が過去、この最近ないものですから、枠取りで1,000円ほど挙げ

させてもらっています。

笹木慶之委員 これ私買わせてもらいます。知りませんでした。もしあればね、やっぱりこういったものもどんどん売っていくべきと思いますがね。情けないことに知りませんでした。

河野朋子分科会長 ほかに歳入全般。歳入全て質疑を終えてよろしいですか。  
（「はい」と呼ぶ者あり）それでは歳入のところの審査は終わりました、10分後、2時5分から、先ほどの続きの教育費のところからお願いいたします。以上で、歳入については終わります。お疲れ様でした。

---

午後1時55分 休憩

---

---

午後2時5分 再開

---

河野朋子分科会長 それでは総務文教分科会を再開いたします。審査番号⑤番から審査をしたいと思いますが、その前に何か。

尾山教育部長 恐れいます。ただいまは令和2年度一般会計当初予算の審査中ですが、少し他の案件でお時間頂戴させていただきたいと存じます。と申しますのも、先月25日に開催をされました一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会におきまして、教育委員会と監理室の見解が異なっておったために、回答を保留させていただきました業務委託に係る入札情報の公開、その他について、ただいまから回答させていただきたいと思っております。該当議案が、既に採決をされて、日にちを過ぎておりましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。遅くなり申し訳ありませんでした。その際に回答を保留させていただきました点が2点ありました。まず最初に、業務委託に係る入札の落札率や予定価格につきまして、事業の所管課である教育総務課から御回答し、次に業務委託に係る入札への最低制限価格制度等の導入につきましては、監理室から

御回答申し上げますので、どうぞよろしく申し上げます。

吉岡教育次長兼教育総務課長 補正予算の審査のときに御質問がありました件について御回答申し上げます。御回答が遅くなり、大変申し訳ございませんでした。御質問の業務委託分の予定価格、落札価格と落札率を申し上げます。まず、埴生小・中学校整備事業、第1期生徒棟改修工事監理業務委託です。こちらの予定価格税込みですが1,274万9,000円。落札価格は477万4,000円。落札率は37.44%です。続きまして、埴生小・中学校整備事業児童棟新築工事監理業務委託です。予定価格は3,162万5,640円。落札価格は1,080万円。落札率は34.14%です。なお、この委託業務につきましては平成30年度に執行された入札で、ただいま申し上げました予定価格、落札価格は2年分となっております。最後に、山陽小野田市学校施設整備計画策定業務委託です。予定価格が1,929万5,100円。落札価格が1,078万円。落札率は55.86%です。

榎坂監理室長 それでは最低制限価格について御説明します。設計業務委託は、市担当者とコンサルタントが一緒になり設計を進め、幾度も協議を重ね、計画案を複数立案し、その中から、安全で経済的、使いやすさ、維持管理しやすさ、維持管理費等を考え、市が要求する最良の設計が完成いたします。設計業務委託は、工事との大きな違いは、資材費、二次製品費等や、専門講師等、外部専門業者への支払等がほとんど発生せず、大半を人件費が占めています。受注をするコンサルタント業者は、手持ちの業務量、並びに担当する職員の業務経験、過去に類似した設計業務資料の有無、設計内容が、そのコンサルタントが得意とする案件か。また、設計に使用する機器の保有状況、もろもろの条件を総合的に考慮し、入札額を決定し、入札に臨みますので、安く受注することもあるかと想定されます。よって、落札価格が安いから全ての設計業務の内容が丁寧ではないとは考えていません。また、必ずしも高い落札価格で受注した設計業務が、親切な設計内容とも言えない案件もあります。長谷川委員の

言われたように、これから先も、設計業務委託の入札の中には、低い価格の入札案件もあることも想定され、この中には、設計内容が余り丁寧でないことも想定されるので、今後、これらを防ぐ手だてとして、何らかのチェックする仕組みは必要であると考えております。以上です。

河野朋子分科会長 先日の件について回答いただきましたのでよろしいですか。

長谷川知司委員 今監理室のほうで言われましたように、業務委託の場合は設計っていうのは大体人件費が主です。この人件費が今言われましたように得意な分野とか、たまたま仕事がすいてたから、安くできるとかっていうこともあるかもしれませんが、逆に、それだけ人手を掛けないで、よそからのをコピーすることによって安くするというので、安かろう悪かろうということが、多分に考えられるんです。ところがやはり設計っていうのは基本の基本でありまして、これが悪いと、後のち工事も至りませんし、後のちの維持管理も大変だということになります。ですから、この業務委託の中での設計、そして計画っていうことに対して、今後、監理室においてルール化されたらどうかなと思います。要するに予定価格と落札率は、どういう場合は発表する、中身の事情によってこういう場合は発表しないよ。また最低制限価格についても、全て設けるっていうんじゃないくて、こういうときは設ける、設けないというのを、今後監理室で検討していただければいいと思うんですが、どうでしょうか。

榎坂監理室長 委員言われたとおり、そういうふうな内容をチェックする仕組みが必要であると考えていますので、その点については考慮させていただきたいと思います。

山田伸幸委員 監理業務も同様に考えておられるんでしょうか。

中村監理室技監 他の市町村では、そういうことも考えられて最低制限価格ですとか調査基準価格とかを設けられているところもありますので、他市

の状況をちょっと見ながら、今後ちょっとどういう形がいいのかっていうのは勉強していかなければならないとは考えております。

奥良秀委員 今コンサルタント業務の件の入札額で、いろいろあったんですが、これは設計は要は、入札で取らたところが全てやられているということで認識してよろしいんですね。まさか、要は、その工事の入札に入られるところが下請されてるとかそういうところはきちんと確認はされているでしょうか。

榎坂監理室長 監理室では、その内容までは把握していませんけれども、私も以前建設部におりましたので、コンサルタントについては設計、受注されたコンサルタントが設計されているということになっています。

奥良秀委員 先ほど長谷川委員も言われましたけど、そういうふうなやはり情報の管理、これもやはり入札前の話になりますので、きちんとした管理のルールを作られていかないと、やはり情報がいろんなところに出ていく可能性もありますので、ルール作りをよろしく願いしたいということで、意見としてよろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 では、今後のいわゆる検討事項がありましたのでお願いします。その件についてはこれで終わりましたして審査に入りたいと思います。審査番号⑤番に入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。ここにおいては審査事業がありませんので、ページを追って質疑を受けたいと思います。まず264ページから269ページの幼稚園費のところをお願いいたします。

山田伸幸委員 今、埴生幼稚園には、学校で言うたら学年になるんですけど、それぞれの何歳児ごと何名ぐらい、定員が何名で今実際何人かというのを教えてください。

高橋埴生幼稚園長 3月12日現在で5歳児が10名、4歳児が7名、3歳児が10名おります。定員は、90名で各クラス30名ずつになっております。

山田伸幸委員 今働かれる方が随分増えておられると思うんですけど、保育園という手もあるんですが、幼稚園にも子供を行かせるという方が増えてきていると一般的に思われていたんですが、今の数字をお聞きすると、定員にも相当余裕があるということなんですが、問合せ等はないんでしょうか。

高橋埴生幼稚園長 問合せは昨日もありましたけれども、転入保護者の方の異動による転入の問合せは。もうここ数年はほとんど二十五、六名の辺りを前後しておりますので、入園の園児数は変わっておりません。

河野朋子分科会長 定員については、もうここずっとそういう状況っていうのは分かっていますが、これは公立の幼稚園ですよ。本当に、公立幼稚園としての存在意義と申しますか、必要な、そういった内容が私立との違いとか、そういったところが、どういった点で、公立幼稚園としての意義があるのかとか、その辺りはどのように捉えていらっしゃいますか。

高橋埴生幼稚園長 公立の存在意義というのは、私たちは、教師には信念がありますけれども、今、保護者の方がやはり働かれる、働きたいという希望が段々増えてきている中で、幼稚園の短い保育時間の中での希望というのがなかなかかなわないというところで、入園する園児数が減っております。以前、おりましたときは13時30分の降園でしたけれども、現在14時30分になっております。それでも他市のところに比べれば、居残り保育とかがありませんが、そういったところで保護者の方から延ばしてほしいという意見は聞いておりません。ただ、その時間内でパートで働かれる方は数名の保護者の方がいらっしゃいます。私たちが捉える教師、公立幼稚園としての意義・存在ですけれども、保護者と一緒に



連携して子育てをしていく、子育ての楽しさを伝えていく、そして子供の自ら主体的に遊ぶような子供に育てていくという教育・信念を持っていますが、なかなかそこまで深く理解していただくのは難しいところがあります。

河野朋子分科会長 よろしいですか、幼稚園費のところ。「はい」と呼ぶ者あり)それでは、次の268ページから275ページまでよろしいですか。

山田伸幸委員 社会教育委員のことをお聞きします。以前は私も一度社会教育委員になったことがあるんですが、そのときは研修なんかもされたり、あるいは他市への視察等もやって、社会教育委員が社会教育委員たる理由がはっきりするような、そういう誇りの持てるようなことが行われていたんですが、現在そういう研修とか視察とか、そういったものはどの程度行われておりますでしょうか。

河上社会教育課長 山口県におきまして社会教育委員会というのが別にありまして、ここで様々な研修を行っているところです。社会教育委員には、その研修の機会にしっかり社会教育委員としての資質向上のための研修を受けていただいているところです。また、県外におきましては、中四国の社会教育委員会会議、研修会というのがありまして、こちらのほうも年1回、お1人だけになりますけれども、この研修に御出席をいただきまして、県外市外等の社会教育の先進地の話等を、また他市との意見交換等をしていただく中で、社会教育委員さんの資質向上を図っているところです。

山田伸幸委員 そういったものが各公民館で、例えば教育講座とかで発揮されるべきであると思うんですが、今残念ながらそういうふうになっていないと思うんですね。せっかく社会教育委員さんになられて、そういう研修を受けておられても教養講座等でされなければ、なかなか何のために行かれたのかなと思ってしまいうんですが、各公民館に研修に行かれた内

容を下ろしていく、そういったことが必要ではないでしょうか。

河上社会教育課長 県外等に行かれた場合については、社会教育委員会会議に行かれていない皆さんに復命していただいて報告していただき、情報共有を行っているところです。山田委員がおっしゃる公民館への発表ということですが、この点につきましても公民館長にはこの情報を提供しているところです。ただ一般市民に関わる教養講座等には、この辺はおっしゃるように、直接的にいかされてないということであれば、おっしゃるとおりなんですけれども、先ほど申し上げましたように公民館長等を通じて、その成果の活用につなげていきたいと考えております。

山田伸幸委員 問題は要するにそういったせつかくいいものを研究してきても、やはりそれが市民に還元されていくことが要だと思うんですよ。私も以前、研修に行ったときに、愛媛県の教育委員の話聞いて、そこで言われていたのは、もうかる社会教育というふうなことを言われていて、こういう考え方があるんだなというのをすごく勉強させていただいて、自分なりに社会教育活動の中でいかしているつもりです。やはり単に、知識を得るだけではなくて、やっぱりそれを通じて公民館教育、社会教育、生涯教育を豊かにしていくことが私は今求められているんじゃないかなと思っておりますが、一番残念なのは、それを受け止める館長ではなくて社会教育主事といいますかね公民館主事ですか、そこがまだ残念ながら、各公民館におられないというのがそれを阻んでる一つの要因かなと思うんですが、いかがでしょう。

河上社会教育課長 社会教育委員が得た知識については、今後また別の方向でいかすことを研究してまいりたいと思っております。それから公民館主事におきましては、なかなか研修する場も確かに少ないというところが課題として考えておりました。そのため、今年度から、山口県で行われております地域協育ネットコーディネーター養成講座、あるいは家庭教育アドバイザー養成講座というのが年土曜日丸1日で年6回だったと思

うんですけれども、開催されております。こういったところに積極的に参加をしていただいて、資質向上に努めるようにしております。

山田伸幸委員 それは公民館の誰が行くんですか。館長ですか。それとも事務員が行くんですか。

河上社会教育課長 公民館長も主事も、声掛けをして参加を呼び掛けています。

山田伸幸委員 やはり公民館というのは社会教育の場ですので、積極的に、ただ単に受付をするだけの事務ではなくて、そういうきちんと主事として扱えるようにしていただきたいと思います。次の質問を行っていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）文化財審議会委員が8人ほどいらっしゃいますが、今、文化財審議会はどのように開催されて今、課題となっている問題とかいろいろあるかと思うんですが、いかがでしょうか。

河上社会教育課長 文化財審議会につきましては年2回実施する予定としております。今の課題というのが、ふるさと文化遺産に旧山陽道を登録しようということで案を作っております、その登録に向けての審議をいただきたいと思っておりましたが、実はこの3月に開催する予定だったんですけれども、コロナウイルスの関係で、もう資料はおおむねできておるんですけど、お集まりいただくのもいかがかということで、現在のところ延期をしております。今後、このコロナウイルスの感染の拡大が収まった段階で速やかに行いまして、今申し上げました課題のふるさと文化遺産、旧山陽道の登録に向けて努めてまいりたいと考えております。

長谷川知司委員 271ページ、13節の委託料、これについてそれぞれ場所とか分かれば、各々説明してください。

河上社会教育課長 この委託料の全てということでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）まず草刈等委託料です。これにつきましては文化財の周

辺の草刈りというところで、主に旦の登り窯付近隣に約3,000平米の用地があります。これ、教育委員会の管理となっておりますので、その草刈り。あるいは、本山の炭鉱の斜坑口付近の草刈り等を行っていただいております。次に花壇整備業務委託料ですが、こちらは花いっぱい運動に伴う委託料でして、現在、厚陽の緑と花の推進協議会に厚陽公民館西側の土地で花の苗の育苗をしております。この育苗に伴う緑と花の推進協議会に対する委託料。それから、もう一つ、同様の事業となりますけれども、社会福祉事業団にも花の育苗をお願いしているところ。これにつきましてもこの委託料の中で運用をしております。それから、文化財環境整備委託料ですけれども、これは文化財の環境整備ということで、先ほどの草刈りの委託料と同じような内容になるんですけれども、それぞれの地域の団体等をお願いをしていただきまして草刈り等も含めまして維持管理をお願いをしております。場所につきまして塚の川古墳、それから勘場屋敷の部分をお願いしております。また、来年度一つ新たなものとして予定をしておりますのが、県指定文化財でありますハマセンダン、この周辺の樹木伐採を考えております。この理由としましては、樹木医にハマセンダンの診断をお願いしているところですが、周りの樹木が伸びハマセンダンに日が当たらないというような状況が出てきておると。この伐採しないとハマセンダンの維持がなかなか困難になってくるという御指導をいただいたところによる委託料として考えております。それから、その次の放課後子ども教室コーディネーター委託料です。これにつきましては、山陽地区におきまして、放課後子ども教室を実施しております。このコーディネーターさんの活動費用として委託させていただいております。内容といたしましては、放課後子ども教室の活動のプログラムの企画の運営、あるいは講師や安全管理員との連絡調整をお願いしております。それから最後に学校支援地域本部業務委託料ですが、こちらは学校支援地域本部ということで、地域ぐるみで子供を育てていくことについて、地域の皆様、PTA等ボランティア活動に関係する事業を行っていただいております。学校と連携をする中で、地域総がかりで子育てを行っていく事

業として、それぞれの学校にあります地域教育協議会に委託料としてお  
願いをさせていただいているところです。

山田伸幸委員 ハマセンダンのことで、言わせていただきます。私、全国でい  
ろんなところに巨樹を見に行っているんですが、日本でも有数な巨樹で  
有名な縄文杉に行ったときに、古くから、そこに通っておられる方が、  
周辺を伐採して、展望デッキ作られたんですね。ところが、あそこは風  
も強いし、雨も相当降ります。結局、展望デッキが崩れてしまって、根  
がむき出しになってしまうということがありました。やはり、日当たり  
という以前に、私は、以前も萩の樹木医さんと話をしたときに、どのよ  
うな維持がいいだろうかということを行ったときに、今までこれで成長  
してきたんだからこのままなるべく手を入れない方がいいんじゃないか  
ということをお聞きしたんですが、今の話だと日を当てるとということな  
んですが、日が当たるということは風も当たるということなんですね。  
ハマセンダンというのは大きく見えますけど中はほとんど空洞だと思います、あれは。それに風が当たって大丈夫かな。美祢にも同様に直径が  
2メートル、周囲が5メートル以上の桜の巨木があったんですが、これ  
が見事にぽっきり折れてしまいました。これも周辺から見えるようにと  
いうことで周りの木を伐採して、そのようなことになってしまいました  
ので、樹木医のアドバイスを受けるのはいいんですが、単独ではなくて、  
何人かの方の御意見を伺われたほうがいいんじゃないかなと思います  
いかがでしょうか。

河上社会教育課長 大変ありがとうございます。私も非常に勉強になりました。  
山田委員がおっしゃるように、また再度、樹木医とこの辺の環境、確か  
にこの地域は比較的風が強い地域でもありますので、その辺の状況をお  
知らせして、再考していただくとともに、ほかの皆さん、自然観察指導  
員とかも市内にいらっしゃいますので、その辺の皆さんの意見も頂戴し  
ながら、この維持管理に努めてまいりたいと思います。

中岡英二委員 本山斜坑口、大変助かっているんです、草刈りに関しては。これは住民が、伸びたから草を刈ってくれて言うのか、それか定期的に刈る時期が決まっているのかお聞きします。

河上社会教育課長 本山斜坑口の草刈りにつきましては確実にやっておかなければならないというのが、8月前には行っていかなければならないと常に思っています。この理由といたしましては、遺族の方等がお盆にお越しになるというケースがかなりまだまだあるということで、その際にきれいな状態でお越しいただきたいという気持ちの中で、その時期には確実に行うようにしております。それ以外につきましては、すいません。なかなか目が行き届かなくて申し訳ありませんけれども、また見栄えがくないというような状況であれば、私も気が付く範囲では見てまいりたいと思いますが、また住民の方等の御意見を頂く中で対応してまいりたいと考えております。

河野朋子分科会長 では275ページまで。もうよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）276から287ページまで。

山田伸幸委員 図書館のことで伺いたいんですが、特に中央図書館の入り口、というか南側に児童図書がたくさんあるんですが、これの日焼け対策というのはどういうふうにされているのでしょうか。

山本中央図書館長 東側に窓がありますけど、そちらは朝、日が当たります。それから午後になりますと今度は反対側の窓のほうに日が当たることになるんですけども、そこにブラインドがあるんですけども、それを小まめに開け閉めするように職員には伝えてあります。曇りの日はいいんですけど。晴れたり曇ったりっていうふうに1日で何度も変わるようなときは特に気を付けて、日が直接、本に当たらないようにしているところですよ。

山田伸幸委員　せっかくいい図書がありますので、是非いい管理もしていただきたいと思います。それと図書館に私もよくお伺いをしていろんなイベントをされていますよね。これ感心しております。やはり、それだけ愛好家の方がたくさんおられるんだなと思うんですが、子供がそういった会合になかなか参加されていないと思うんですね。やっぱり大人が好きな人たちだけが集まってやるんじゃないかと、やはり、子供にもそういういろんな図書に触れる喜びというんですか、そういった機会が必要ではないかなと思うんですけど、いかがでしょう。

山本中央図書館長　子供向けの行事としては、まずは毎週行っているところですが、乳幼児向けのおはなし会というのがあります。それと、今年度は3、4、5歳と小学校低学年向けのちっちゃな科学のおはなし会というのを毎月やっております。それから、これはもう始まって長いんですけど、児童文学わいわい講座というのがあり、これは親子で参加できるように講師の方も認めていらっしゃるようです。また、不定期ではあるんですけど、年に1回とか、そういうところで、子供が主体的に参加できるような行事を開催しているところです。

山田伸幸委員　これは私も参加したんですが、レノファの選手が絵本を子供たちに読んであげるというのがあったんですが、これレノファの選手にとってはどうだったんでしょうか。サッカーの選手が絵本の読み聞かせというのはびっくりしたんですけど、いかがでしたか。

山本中央図書館長　これまで何回か行いましたが、それぞれの選手の方は、小さいときに本を読んだ経験がない方もいらっしゃるって、こちらのほうで本を選んであげて、その場で事前にこの本を読んでいただけませんかということで、できるだけやさしい本を読んでいただくようにしております。

長谷川知司委員　歴史民俗資料館。昨年度から見ると310万円増えているん

ですけど、この主な原因っていうのは何ですか。

若山歴史民俗資料館長 主に印刷製本費と消耗品費が増えております。これは企画展の開催に際し、開催を広く広めるといいますか、多くの方に知っていただくために、館で企画展をやっているということが分かるようにのぼりを立てたり、それから壁面、図書館側と市民館側に、企画展の内容を示したサインを取り付けたり、懸垂幕を遠くから見ても分かるように付けるようにしたりとか、そういった費用になっています。また宣伝に際しては、ポスターの印刷のほうを今までは自分たちで刷っていたり、チラシも自分たちで作成してたものを、印刷業者の方にきちんと制作を依頼するというもので、消耗品費と印刷製本費が増えております。

長谷川知司委員 この機械器具費っていうのはどういうものですか。

若山歴史民俗資料館長 掃除機の購入の9万5,000円と、空調機が495万円となっております。掃除機の購入費は、現在使っているものが故障したために新しいものを購入するものですが、掃除機の仕様として博物館等で奨励されているクリーンな排気が出るものを選んでおります。また排気が上向きに排出されるものを選んでおります。空調設備整備事業としての495万円は、2階の展示室の空調設備が老朽化により度々停止するようになって修理が不可能になっております。昭和57年の開館から使っているものでして、復旧稼働をさせて現在使っているところなんですけど、部品もないということですので、空調が完全に止まってしまいう前に新しいものに取り替えるということで、来館者の方の鑑賞する環境を整えたり展示資料の保存状態に関わることですので、そちらを買い替えるというものです。

山田伸幸委員 図書館の279ページの委託料にマーク作成委託料というのがありますが、これはどういったものなんでしょうか。



山本中央図書館長 それぞれの新刊の図書を買う場合に、業者が作成している書誌という本のデータがあるんですね。それを作成したものを、こちらが買い取るという形で行っているところなんですけれども、実際今はトーハンマークというマークの会社を使っております。それは全点マークを買うということではなくって、それぞれ買ったものについてのマークを作成していただくということをお願いしているところです。

山田伸幸委員 雑誌関係は、寄贈品を大分受けられていると思うんですけれど、これは今、何社から雑誌としてはどれぐらい頂いているんですか。

山本中央図書館長 雑誌のタイトル数ですけれども、中央図書館においては、今、96種の雑誌を寄贈していただいているところです。買っているのが71種ということで寄贈していただいている雑誌のほうが多いです。これは個人の方からの寄贈もありますけど、企業の方からの寄贈も含まれております。その内訳はちょっと今、手元に資料がなくここで申し上げることができませんけれども、以上のような状況です。

奥良秀委員 図書購入費なんですが、1,143万7,000円。こちらは何冊ぐらいの本を買われて、本を買うときのルールとかといったものがあるれば、ちょっと総務の委員会は初めてなので教えてください。

山本中央図書館長 図書の購入の仕方については、新刊図書の案内が毎週届くんですね、図書館に。今、2種類届いているんですけれども、毎週届いた新刊案内を職員がチェックして、その中で、最終的には私が見させていただいていますけれども、ジャンルとか、それから、人気度とか、いろんなことを勘案して、選んで発注しているという状況です。それで、中央図書館については年間の購入冊数につきましては、約5,000冊ぐらいです。全体では7,500冊です、厚狭の図書館と分館の分も含めまして。それが、購入予算ということになります。

山田伸幸委員 以前ちょっと問題になったんですけど、古くなった図書はどのようにされているんですかね。今、前回、焼いてすごく議員からそれを批判する意見もあったりしているんですが、どうされておられますか。

山本中央図書館長 古くなった資料については、除籍ということで図書館の所蔵から除いていくわけですが、その除籍した資料につきましては、その中でも、中には活用していただけるものもあるだろうと思ひまして、まず除籍リストの中から、活用できるかどうかということをお打診して、その後残ったものについては、譲渡会というのを開いていますので、譲渡会において、無償で市民の方々に提供しているという状況です。

山田伸幸委員 譲渡会というのに1回行ってみたいなと思っていたんですけど。具体的にどういう頻度でやられるんでしょうか。今まで、それで、どれぐらいの方がそれを受け取って帰られたのか。分かっていたら教えてください。

山本中央図書館長 人数は把握していませんけれども、ほかの古本市と一緒にやることが多くて、そのときはすごくにぎわうのですね。それで譲渡会の本もかなり持ち帰られる方がいらっしゃいます。それがどのぐらいの方っていうのはちょっと人数までは把握しておりません。

笹木慶之委員 今、歴史民俗資料館も来ておられますので、図書館と併せてお尋ねしますが、視聴覚関係。かつて、その時代があったんですが視聴覚教育という学校のほうでもそういうことをされて、これは山陽地区ですが、視聴覚ライブラリーという非常に積極的に取り組んだ事業が実はあるんです。今それは、もちろん今時代の流れによって違った形へと移っていますが、それはどこでどのように管理しておられるんでしょうか。

河野朋子分科会長 図書館ですか。

笹木慶之委員 だから、両方おられるから、図書館でなければ、どこの、歴史民俗資料館かもしれませんが、どこで、管理しておられるのかなということをお聞きしたい。

山本中央図書館長 以前、図書館に所蔵していたそういう視聴覚資料については図書館で管理しております。今、県全体でも視聴覚ライブラリーはなくなっただけです。ですからそれぞれの市町の視聴覚ライブラリーもないはずですけども、資料は残っています。レコードとかですね。それは所蔵したままになっています。

笹木慶之委員 そこが知りたかったわけですけどね。もちろん今事業として取り組まれないということは分かっていますが、やはりこれ大事な市の歴史が残っていますから。物すごい膨大な資料だと思うんです。それこそもう御高齢の方もその資料を見られたら随分若い時代の写りが一杯あるような写真も残っていますので、今すぐ右から左というわけじゃないでしょうけど、これからの歴史をつないでいく中で、やはりいずれそれが必要となってくる時期が来るというか。今の形の保存状態でいいんだろうかなという気がするんです。その辺りを含めて今どのようにお考えでしょうか。

山本中央図書館長 保存の仕方っていうのが、なかなかこうすればいいのになという理想はありますが、今の現状ではなかなか難しいところがあります。レコードをずっと保管して所蔵していく場合も、レコードに適した環境というのがあるでしょうから。それを図書館の中で維持するというのは、今のところはちょっと難しいと考えていますけれども、でもこれは課題の一つだろうと思っております。

笹木慶之委員 教育長もおられますからあえて申し上げておきますが、歴史的なものは取り返しのつかないものがあるんですね。元に戻すことができないものがありますから、やっぱり今、図書館ということだけではなし、

市全体として、どのように歴史をつないでいくかということを含めて、今の視聴覚だけじゃないかもしれませんが、やっぱり非常に大事な事業だと思います。そのうちの一つとして受け止めてもらって、今のままで歴史が失われてくるんじゃないかと心配していますので、それについて具体的な策を是非とも早急に検討していただきたい。もちろん昔で我々が若い頃でしたのでレコード版ですよね。一時レコード全然見なかった、また今、レコードがどうだこうだという時代もあります。そういったことも含めながら、両方で残すということと、今言うもともとのものも保存するという両方の面で考えていただきたいと思います。それ以上は今日は申し上げませんが、ひとつよろしくお願いします。

山田伸幸委員 歴史民俗資料館はよく企画展やっておられて、私もいろいろ手を変え品を変え努力されてるなと思ってらるんですが、今年、どういうものを計画されているのか、そして今年度はどういったものが人気があったというのが分かれば教えてください。

若山歴史民俗資料館長 今年度開催しました企画展は、笠井順八没後100年記念企画展というのを開催いたしまして、笠井順八のまちづくりと題して、企画展をメインとしてやりました。この企画展と関連させてスタート企画展として、古写真の情報をくださいというものを開催いたしました。これは同じように、セメント会社に関連するような写真ですとかそういうものを市民の方から情報を頂くような企画展になりました。関連の講演会も開催しております。それから、発掘された山口巡回展2019を県の埋蔵文化財センターと共催で行っております。これにつきましても記念講演会を開催しております。そして3月4日から休館しておりますので、最後までちょっと開催できなかったんですが、「古文書あれこれ！～みて楽しむ、わかればもっと楽しめる～」という企画展を開催いたしました。企画展は4本開催いたしました。令和2年度に関しましては、令和2年度も4本企画展を開催する予定として、市のスポーツの歴史を取り上げ、市民のスポーツ文化を応援する、山陽小野田のスポー

ツに関する歴史展、それから県内、市内の遺跡から出土品を展示する、発掘された山口巡回展、市の指定文化財を紹介する市指定文化財展、それから市内の自社に残された園芸や伝承などを紹介し、郷土の歴史を身近に感じてもらえるような古文書展、この四つを開催予定として、計画企画をしております。

中岡英二委員 歴史民俗資料館は大変いい施設だと思うんですが、これは年々入館者、これはどれぐらいあって、今、伸びているのか。傾向を教えてください。

若山歴史民俗資料館長 過去3年間にわたって、平成28年、3,574人、平成29年、4,545人、平成30年が4,729人と僅かではありますが、増えております。そして今年度は、3月がありませんでしたので、少なくとも3,872人となっております。

中岡英二委員 微増ということで増えているということなんですが、私も子供が小さいとき何回か行ったんですが、そのときの印象が、やはりもう少し明るくてもいいんじゃないかと。いやそれは難しいと思うんですけど、これは感じたことです。やはり少しでも明るくなれば、光熱費も多少下げられると思うんですよ、新しいものに替えて。明るくなれば入館者も増えていくと思います。これは要望ですけど、できれば明るくして、子供1人で入っても安心なところと思えるような施設にしていただければと思います。

山田伸幸委員 青年の家を今後どうされるのかお答えください。

河上社会教育課長 青年の家の方向性ですけれども、現在あります天文館、そしてプール、休憩所、それから研修等については解体する方向性です。その跡地利用につきましては、都市公園区域につきましては、スマイルエイジングパークとして位置づけまして、子供から大人まで多くの方が

利用できる公園として園路の再整備等を行っていく方針で考えております。一方で体育館グラウンド等のスポーツ施設については一定の利用がありますので、また市民の健康増進にもつながることから、機能を残す方針です。今後は、予算化に向けて更に具体的な計画の策定に努めてまいりたいと思っています。

山田伸幸委員 以前、花の海と協議を行ったときに、花の海のほうで、連携した使い方ができないだろうかということを受けたんですが、そういう検討はなされておられませんでしょうか。

河上社会教育課長 実はこの花の海、近隣の民間施設におかれては、二度ほど訪問いたしまして、この方向性、方針について何か民間企業として連携できるものはないかという話、相談を持ち掛けております。しかしながら、現実的になかなか具体的に案をお持ちでなく、取り急ぎはハード的な通路、連携ができるような通路、そういったものの整備の希望のみとなっております。したがって、こちらのほうで一定の方向性を作る中で、その中において連携ができるものを探っていきたいと考えております。

伊場勇副分科会長 体育館以外は解体するというので、具体的な日程が決まっていたら、大体でもいいですけど、教えてください。

河上社会教育課長 先ほど申し上げましたように、今後、例えば園路の整備とか、そういったものを具体的なものを作っていく必要性がありますので、これをどのように決めていくかというのも考えていく必要があります。例えば、コンサルにお願いするとか、こちらのほうで作るとか、今から検討していくので、ちょっとはっきりとしたスケジュールはいまだできておりませんが、来年、再来年に向けて、予算化に向けて努力してまいりたいと思っています。

長谷川知司委員 青年の家に保管してある歴史民俗資料館の資料、これをどうするのかということと、プラネタリウムを移す投影機が結構、日本で2番目に古いやつですかね、そういうものはどうするかをお聞きします。

河上社会教育課長 まず、2階にこの青年の研修等の2階にあります歴史文化資料です。これにつきましては、実はこの歴史文化民俗資料につきましては、この青年の家だけではなくして、現小野田児童館の倉庫にも大量に保管をしているところです。この内容、どのようなものがあるのかということ自体もはっきり分かっていない状況でした。したがって、今年度から、小野田児童館を解体するということもあることも含めまして、順次どのようなものがあるのかというのを整理して、そして、一旦、青年の家の研修棟に順次運んでおります。最終的には、青年の家の研修棟のほうに全て集めて、その上で、どの程度の量があるのか、これがまた把握できておりませんでしたので、それをまず把握する。その上で、将来的にそれを収蔵する収蔵庫の整備等も検討してまいりたいと考えております。その次にプラネタリウムですけれども、今何とか動いておりますけれども、実はプラネタリウムにつきましては、修繕といいますが、もう壊れた場合については部品がない状況です。もうその部品、ランプ等の部品がなくなった時点で、もう稼働停止ということになるかと思っております。その後のということですが、昨年だったと思うんですが、実は製造元のミノルタ会社に記念館というのがありまして、そこで保存は可能だろうかという打診をしたことも、仮の話ですけれども、こともあります。その際には、要らないとお断りをされたところです。とは言いながら、こちらの貴重な資料と捉えておりますので、今後もし稼働が不可ということになった時点で何らかの対応を考えてまいりたいと思っております。

山田伸幸委員 MS-10絡みなんですけど、コアなファンがおられるんですよ、全国に、コアなファン。そういった方に、どうですか、皆さん、公募されたら。これ、どういうふうにしたらいいでしょうか。素人

が考えるよりよっぽどいいアイデアが出ると思います。いかがでしょうか。

河上社会教育課長 山田委員おっしゃるように、そういうことが好きな方が、結構全国から、多くはありませんけれどもちよこちよこおいでになって、見せていただきたいということでお越しになられます。その機会を通じてその方々の意見も今から随時聞いてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

笹木慶之委員 青年の家のことなんですが、あの地域は、都市計画法の中で人の集まる場所という、そういう拠点地域とされておって、今スマイルエイジングパークという名前が出ましたが、それを造ることはやぶさかじゃないんですよね。ただやっぱり、内容をよく検討されないと。あえて歴史を申し上げておきますが、山陽オートができたときに、山陽パークという遊園地みたいな小さいのができたんです。そして、当時の山陽町が山陽オートを買収した。その後して、あそこに財団法人山陽スポーツ協会を作って、青年の家、体育館、運動場を造ったんです。ということで今回、その財団法人は今はボツになっています。そこで問題が二つあるんですが、財団法人なら別の原資でお金が集められる可能性を持っているということをもう一度検討してもらいたいと思います。公共施設じゃないしに、いわゆる公共的なものであれば、他の財源を求められる可能性があるということをもう少し研究してもらいたい。だから、市が単独で造れば、それはそれなんですが、財源手当もやっぱり研究した中での方法が必要じゃないかなというのをひとつ思います。それとやっぱり、にぎわいの場ということになれば、しっかりしたものを造らないと、よそから来てもらえないということです。だから、ただ造ればいいということではなしに、やっぱりしっかりしたものを造った中で、体育館も、運動場といいますかね、夜間照明も実はその補助金を出して造ったんです。だから、それは有効的に使えるようなものを造らないと、またあの一帯は死んでしまうといいますかね。ということになって、一番先頭切



っていったのが糸根公園都市公園を造ったんです。だから一体的なものは分かりますが、そういったものをやっぱりひとつひとつ踏みしめたものを造らないと、ただ形だけ整えるということでは、うまいこと行かないんじゃないかなという気がします。ということで、新しくやられることがもう目の前に見えているようですから、やっぱりしっかりした計画の下に、人の集まる拠点を造ってもらいたい。というテーマであればね、もうそこまで進んでおれば、そういう形でないと、と思っておりますので、あえて申し上げておきます。

河野朋子分科会長 はい。ほかに。よろしいですか。287ページまで終了して。（「はい」と呼ぶ者あり）それで今のところで、⑤番の、審査は全て終了しましたので、ここでちょっと休憩入れます。ちょっと休憩入れましょう。じゃあ、15分から再開いたしますので、15分から⑥番の審査をいたします。

---

午後3時8分 休憩

---

---

午後3時15分 再開

---

河野朋子分科会長 はい。それでは、総務文教分科会を再開いたします。審査番号⑥番に移りたいと思います。審査事業の7番の説明からよろしくお願ひします。

吉岡教育次長兼教育総務課長 審査事業7、埴生小・中学校整備事業について御説明いたします。審査資料の27、28ページです。平成28年度に事業が開始しました埴生小・中学校整備事業につきましては、令和2年4月に埴生小・中学校が開校しますが、令和2年度は小学校グラウンドや新校舎の周りの外構工事、そして生徒棟の普通教室の床の改修や中学校理科室への改築、音楽室の移設や生徒棟の外壁工事を行う予定にしております。同時に現在の埴生小学校の解体工事等を行う予定にしております。

ます。全体のスケジュールを御説明いたします。30ページの資料1を御覧ください。下の2つが、4月に開校する埴生小・中学校に関するものです。第2期外構工事は、複合施設との兼ね合いで、8月末に完了する予定です。第2期生徒棟改修工事は7月に着工し12月に完了する予定です。先ほども申しましたが、生徒棟の改修は普通教室床の改修や外壁改修を行います。そこで、生徒棟の改修が終了する12月までは、中学校の生徒も新校舎の3階の普通教室に入って、授業を受けていただくようにしたいと考えております。次に、第2期外構工事について御説明いたします。31ページの資料2を御覧ください。図面の右側の青い部分は令和元年度第1期外構工事で、3月27日までの工期で工事はほぼ完了しております。ここは主に中学校のグラウンドになりますが、小学校のグラウンドがまだ完成しておりませんので、小学校と中学校が一緒に使うこととなります。そのため、上側のテニスコートは当面はテニスコートとしては使用せず、グラウンドとして使用します。テニスコートについては、小学校のグラウンド完成後にラインを引きまして、テニスコートとして8月の終わりに整備する予定となっております。第2期の外構工事につきましては、薄い緑の部分で、現在は左側のプールの下駐車場の辺りですが、令和元年度第2期外構工事と書いてありますが、こちらのほうの整備を行っております。ちょうど今はこの駐車場の当たりの整備を行っております。また、図面の下にも記載がありますが、国道からの進入路です。4月の春休みに国道からの進入路の歩道や車道の整備を行う予定にしており、1学期入学式は新しい進入路や駐車場を利用できることとなります。そして、1学期から8月までに濃い緑の部分、令和元年度から令和2年度第2期外構工事と書いてありますが、この部分の整備を行います。具体的には、ここが小学校のグラウンドになります。また、この小学校のグラウンド完成後には、敷地の上部のテニスコートを整備する予定です。この外構工事の工事期間中は、誘導員の配置や学校の指導により、児童生徒の登下校の安全確保に最優先に努めてまいります。続いて、現在の埴生小学校に関連する工事の説明をさせていただきます。30ページの資料1を御覧ください。校舎等解体工

事につきましては、3段目となります。期間は、令和2年10月から令和3年度末までの工事を予定しております。2段目のグラウンド南側法面保護工事につきましては、審査番号 $\boxed{8}$ となりますので、後ほど、御説明いたします。校舎等解体工事につきましては、解体を行うための重機や解体した産廃を運搬する大型ダンプの通行が必要不可欠となります。しかしながら、現在の埴生小学校の南側進入路は道幅もとても狭く、傾斜が急で、重機や大型ダンプの通行はできません。そのため、それらが通行できるように、事前に進入路の拡張工事を行う必要があります。それが、一番上の南側進入路拡張工事で、工期は5月から9月までとなっております。解体工事等は、その拡張工事完了後に取り掛かることになります。33ページの資料4を御覧ください。下の紫の部分が国道で、そこから進入し、埴生小学校に坂道を上って入っていきます。黒の線は現在の道路や斜面の状況です。この度拡張する部分は、オレンジ色の部分となります。現在の道に比べて、少し西に寄っております。道幅も少し広げるようになっております。プール側に位置をずらして傾斜を緩くする計画となっております。進入路につきましては、このような形になりますが、国道から埴生小学校下までの松、この松は地元の方々がとても大切にされている松であると承知しております。現在のままですとダンプ等が当たって枝が折れたりして木に影響が出る恐れがあります。それを防ぐために、事前に松の枝を専門業者により最低限のせん定をし、影響がないように、専門的な処置をしたいと考えております。次に、校舎等解体工事について御説明いたします。32ページの資料3を御覧ください。こちらが現在の埴生小学校の敷地と校舎の図面ですが、網掛けの部分が解体する校舎及びプールとなります。右下の体育館はこの度は解体せず残すこととなります。解体工事期間中は、敷地内は全て立入禁止となりまして、一般の利用は禁止となります。説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

河野朋子分科会長 はい、説明が終わりましたので質疑を受けます。

笹木慶之委員 今、埴生小学校の跡地利用はもう決まったんですか。どういう方向なんでしょうか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 はい、工事期間については、およそ2年掛かることとなりますけれども、その後の跡地利用につきましては、これまでの一般質問等々でもお答えをしておりますけれども、先ほど申しました体育館が残ることになります。この体育館とグラウンドについては、社会教育施設として、地域の方々に開放といいますか利用していただきたいと考えております。

笹木慶之委員 体育館とグラウンドは社会教育施設としてもうこれ決まったんですか。利用することが決まったんですか。いや、今言われたから、グラウンド体育館は、社会教育施設として利用していくということと言われたから、決まったんですかということを知っている。

尾山教育部長 執行部内ではそれで協議は整っております。最終的には、埴生公民館の施設ですから、公民館条例の改正が必要になってまいりますので、最後は議決が必要ということになります。

笹木慶之委員 だから、一応内部ではその方向性を決めたということで理解しているんですか。

尾山教育部長 はい、そのように進めて、協議をしております。

河野朋子分科会長 以前からこの件については、当時からずっと聞いておりますので。

笹木慶之委員 以外の土地があるでしょ。小学校の後の以外の土地のことについても含めてですか。

尾山教育部長 これ、校舎がなくなるとですね、グラウンドの面積に匹敵する空き地が発生します。これまでの教育委員会としての答弁は、これを駐車場、体育館やグラウンド利用者の駐車場として活用するというところで申し上げております。見方によっては、ある程度の部分を分筆して他の目的にする、売却するなどいろんな考え方ができましようけど、もう少し、このグラウンド、後ほど御説明しますけど、ここのグラウンドののり面の工事の影響も踏まえると、抱えている問題、現在抱えてる問題を踏まえると、この手前の方の、土地から車が進入してきて、グラウンドのほうに行けるような構造にもなっていますので、ここは余り今現在、切り売りとかということは控えたいと考えております。また、これグラウンドとセットで考えていくほうが、より、利用目的も広がるでしょうし、細かに刻んでという予定はないということです、現時点では。

笹木慶之委員 かなりね、事業が進んできてますから、今までのことをもう一回整理しておく必要があると思ってきいたんですが、今までの考え方に大きな変更はないと理解していいですね。

尾山教育部長 これまで、御答弁させていただいてきたことと、現在は変わっておりません。同じです。

笹木慶之委員 それからもう1点、先ほど、これらは注意してということでもう十分に御存じですからあれですが、松の木ですね。あれは多行松の松なんですけれど、多行松の形をしておりませんが、多行松の松なんですよ、あれ、種類は。だけどその形をしてない、剪定してしまったから、下からこうなる松なんです。ないんですけど。ところがあれはその小学校では、地域の人たちにとって大事な松の木ですから、やはり地域の皆さんの意見をしっかり聞いて、傷めないような形で保存するというところで、専門家を付けるということですからいいと思いますが、大事にしてあげてほしいと思います。

吉岡教育次長兼教育総務課長 地域の方にも、説明会等でその話はさせていただいておりますし、御意見は頂いておりますので、しっかり御意見頂きながら、専門家の意見も聞いた上で進めてまいりたいと考えております。

長谷川知司委員 関連なんですけど、先ほど笹木委員が言われた跡地利用で、これについて今は行政財産だから、教育委員会で考えてらっしゃると思うんですけど、私が前々から市全体のこういう跡地利用について言うのは、跡地利用は、行政財産だからといって担当部課だけで考えるとどうしても考え方が狭いから、御無礼ですけど、市全体でもう普通財産という考え方にして、そういう担当部署で考えたらどうかと。あるいは、市全体で考えたらどうかというのを前々から言っているんですけど、跡地利用について、そういう市全体で考えるというような機会は今まであったんですか。

尾山教育部長 埴生小学校のこの用地につきましては、過去検討したことがございませぬが、長谷川委員がおっしゃることにつきましては、今年度から、企画、財政、あの辺りが中心になりまして2回ほど、私もちょっとメンバーですが、他の施設、跡地について、将来土地についてどうしていくかという協議がなされております。その場では、それぞれの所管課から、検討してほしい用地等があれば、上げるようにと、上に上げるようになっておりますので、教育委員会といたしましては、これについては、課題の一つと重々分かっておりますので、現状今このようなことで、変えずに一律で一括管理していきたいと申しておりますけど、早めに上げていきたいという気持ちは同時に持って、その会議に持っていききたいという気持ちは持っておりますので、並行して取り組んでまいりたいと思います。そんなに簡単に行き場が決まるっていうものではないのは重々分かっておりますので、早めにそれはそれとしてそういう場へ上げていければと思っております。

長谷川知司委員 早く渡したほうが気が楽になると思います。それと同時に、

この地区は、ちょっとほかでもいろいろ、問題がある土地もありますので、早くそういう場に上げていただいたほうがいいかなというのが私の希望であります。

河野朋子分科会長 意見ということで、ほかに。

伊場勇副分科会長 まず工事をする上で、南側の国道から入ることなんですが、北側にも侵入する道があると思いますが、そこからはもう工事車両は一切通らないということですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 北側の道路につきましては、一部狭い部分がありますので、こちらから工事車両の進入は考えておりません。

伊場勇副分科会長 解体工事の施工図のところで、32ページで体育倉庫っていうのがグラウンドにあるんですけど、こちらも解体するということなんですが、体育倉庫ですね。倉庫、体育館じゃなくて。そこを今、少年サッカーチームがグラウンドを使っているときに使用したりしているんですけども、それはもうなくなるっていうことで、それはもう少年サッカーチームで用意するしかないといったところでしょうか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 ここは解体ということになっております。この倉庫は三つの部分に分かれておりまして、右側の二つが学校の体育倉庫、一番左がスポ少の関係のものが入っていると認識しております。取りあえず、これは解体させていただきまして、2年間はグラウンドも使えませんが、活動される場所に持っていただいて、その間使っていただきたいということですが、あとここを使うことになったときでも、スポ少のほうで、そういった倉庫のほうは用意していただければと思います。

奥良秀委員 32ページの資料3なんですが、先ほど答弁のほうで講堂を残すという答弁があったんですが、こちらの築年数っていうか、そういった

ものがもし分かれば教えてください。というのは、耐震関係がクリアできているものなのかどうなのか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 耐震についてはクリアされております。

伊場勇副分科会長 埴生小・中の工事についてなんですが、詳しい工程がしっ  
かり出てきた中で、まず、運動会があると、運動会。小学校と中学校の  
運動会あると思うんですが、今、どういった計画で、子供たちになるべ  
くその影響がないような形を取られると思うんですけど、今の状況、ど  
うでしょう。

吉岡教育次長兼教育総務課長 現在聞いておりますのは、9月に小・中学校合  
同でというのを聞いております。

河野朋子分科会長 先ほどの体育館の件ですが、耐震には問題ないということ  
ですが、築何年かっていうことについては、今は、回答はできますか。  
（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあちょっと調べてもらって、後で回答して  
いただくということで、はい、ほかに質疑があれば。

山田伸幸委員 一般質問でも、埴生小・中がレーダー基地建設現場から700  
メートル程度で、レーダーの電磁波の影響を受けるんじゃないかな。ま  
だ、どの程度の出力かというのは分かっておりませんが、専門家の  
研究によると、強い電波を5分浴びれば体温が1度上昇するというデー  
タも示されております。その中で子供たちは、主に、外で遊んだり、体  
育の授業等あたりしますので、そういった、よく電波の状況をつかま  
れた上で、そういった計画を立てていただきたいと思いますと思うんですが、い  
かがでしょうか。

尾山教育部長 委員おっしゃるように、ちょっと素人ではよく分かりませ  
んが、そういった電波の強さが与える人体への影響というのが今明らかに



はまだなっていない。埴生の基地については。いずれにしても、これは学校だけの問題だけではなくて、基地により近い場所に住宅団地がありますので、そういったことで市民の安全をいかに図るかという観点から考えられる案件かなと思っています。今後、そういった人体への影響が明らかになれば、そういったものは防いでいただくということを防衛省において行っていただかなければならないでしょうから、まずその状況がどうなるかは教育委員会としても注視してまいりたいと思います。

長谷川知司委員 新校舎のほうで、南側の国道から新校舎の入学式前までに完成予定で書いてありますが、これは間違いなく完成しますか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 そのように進めております。

山田伸幸委員 埴生小学校においては、この引っ越し作業とともに、今、子供たちが休んでおりますので、その子供たちのケアについても当たっておられると聞いておりますが、そういった先生方に対する支援というかケアといいますか、そういったことも必要になってきてるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

河野朋子分科会長 埴生小に限りということですか。埴生小学校の先生方に対するケアですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 まず、今、御質問の中にありました引っ越しの関係ですが、小学校から中学校まで約1キロメートルあります。やはり一つの学校を移転するという事は、かなりの備品の数とか、体育のものであるとか、児童用の机、椅子であるとか、かなりの量のものを移動させなければなりません。この移動につきましては、昨年度の予算で認めていただいておりますように、専門の引っ越し業者によります引っ越しを今、進めておるところです。ただし、一部の個人情報であるとか書類につきましては段ボールへ詰める作業については、やはり先生方にや

っていただかないといけないということがありますので、必要最低限のことは今先生にお願いをしておるところです。ただ、そのほかのことについては、なるべく業者そして市教委でやるという方向で今考えております。

河野朋子分科会長 先ほどの回答はできますか。体育館の。

吉岡教育次長兼教育総務課長 先ほどの体育館の建築年ですが、昭和52年の3月です。

長谷川知司委員 旧埴生小学校に戻るんですが、解体工事をするために松の枝の剪定とか、それから仮設道路を造るのはいいんです。そしてコンクリートとかを運んで殻とか運びますので、家屋被害調査というのは考えちよってですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 家屋調査につきましては、学校の南側にアパートが数棟建っております。こちらの家屋調査をさせていただくことと、あと北側の家屋調査についてもやる予定です。

河野朋子分科会長 はい、ほかに。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）。引き続き8番の事業もお願いいたします。

吉岡教育次長兼教育総務課長 それでは、審査番号8番です。埴生小学校グラウンド法面整備事業について御説明をいたします。まず、資料3、39ページを御覧ください。こちらが、今回、整備するのり面の全体図になります。グラウンドと書いてありますが、埴生小学校のグラウンドです。上側と下側の青い線があり、この間が今回の整備の対象ののり面となります。御覧のとおり、こののり面直下には5軒の民家、道路を挟んで3軒の民家があります。現況は高さが7～8メートル、斜面勾配が30+α度の斜面が100メートル以上連続している状況です。資料2を御覧

ください。真ん中に⑤とありますが、こちらが今の埴生小学校の校舎がある辺りです。左側のちょっと白い、広いところが埴生小学校のグラウンドです。この南側にある緑の枠で囲ったところが、土砂災害のおそれがある「土砂災害警戒区域」。赤の枠で囲ったところが、土砂災害警戒区域の内、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある「土砂災害特別警戒区域」です。今回、のり面の保護工事を予定している区域の一部が、警戒区域に指定されているということがお分かりいただけると思います。実際、現地を見ますと、一部、小崩落等も見られました。のり尻に隣接した民家の方からは、これまでものり面の安全対策を強く要望されておりました。この現状を踏まえ、住民の生命財産等を守るための防災対策として、この学校用地を加工するための予算確保に努めてきたところ、昨年度、まずは実施設計の予算を御承認いただき、令和元年度に業務を開始させていただいたところです。資料の37ページ、資料1を御覧ください。上から2番目になります。工期は、令和3年の1月から約1年間の予定です。のり面の保護工事は、耐震化工事未了の埴生小学校の解体工事等と並行して進めていく予定としております。再び資料3を御覧ください。のり尻に民家が隣接しております。工事の施工にあたっては、重機が必要となりますが、のり尻、下のほうから重機を使って工事をすることができません。ということで、グラウンドに重機を搬入し工事を進めていくこととなります。そのために、まず、工程表の一番上にありますように、埴生小学校の南側進入路を拡張し、プールの解体を先に行い、空いた道路から重機を進入させ、グラウンドに持ってきて工事をすすめることになる予定です。工事の流れは、まず、グラウンドののり肩部分のフェンスを撤去後、民家に隣接したのり法尻に防護柵を設置し、住民の安全を確保します。法面の傾斜度は、土砂災害警戒区域の解除に必要な30度を下回るよう、現在の凹凸を掘削して平面にし、ある程度グラウンド側にのり面を削って、30度を下回るようにしてまいります。資料4、40ページを御覧ください。のり面は、吹付砕工とします。のり面の土質が、地盤調査の結果、軟弱地盤であったため、安全面を考慮して全て面にモルタル吹付を施すこととしていま

す。のり面にはグラウンドからの水がたまらないように、のり枠ごとに中心部に水抜き穴を設けます。資料3の全体図を御覧ください。のり面施工後は、防護柵を撤去し、青線の部分、のり肩、これは新しく作るU字溝ですが、ここにU字溝を設置します。それぞれの水路勾配変化点から左右に雨水が流れるよう水路には勾配をつける予定です。また、側溝の水がオーバーフローしないよう、のり肩、のり尻の両端とのり尻のT字の分岐点に集水ますを設置します。最後に、のり肩に、当初設置していたフェンスと同じ高さのフェンスを設置して完了するという手順となります。説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

河野朋子分科会長 では、この事業について、質疑があれば受けます。

長谷川知司委員 この工事の手法として、今のやり方が一つ。それから、県の急傾斜地という工事がありません。それが一つ。それとまたこの下の家5軒、特にのり尻のほうの5軒を買収していくというやり方もあったと思うんですね。そういう形の中でのトータルで見て、この方法が一番いいというような、検討されたのかどうかお聞きします。

尾山教育部長 三つありましたがそのうちの二つ、まず、県の急傾斜地の対策事業、いわゆる県の補助金なりを活用事業につきましては、交付先が地方公共団体の場合は対象にならないということでしたから、これはもうはなから除外されました。それから次に、この民家の皆さんに立ち退いていただいてここを市有地とするのもありますでしょうけども、それについては、時間も掛かることだろうということでも早々にこれは考えをやめまして、とにかくここを安全にして市民の生命を守るということを最優先に自らの所有地を自らで対策工事を行うということでもう絞り込んで進めてきたところなんです。

伊場勇副分科会長 こののり面の下の家の方が、大雨のときの雨水がすごい流れてくるというふうにおっしゃられて、今回このようにしていただくこ

とはすごく喜ばれると思うんですけども、やはり、水の量が、豪雨とか想定外のところはもうなかなかしようがないなっていうところも思うところあるんですけども、ある程度想定内の部分では、今、この工事の内容でしっかりカバーできるということで間違いはないですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 のり面の工事にあわせて、周辺の水路の容量等も測量等もしていただいておりますので、そちらのほうも、今検討しておるところです。なるべく影響が出ないような形で進めてまいりたいと考えております。

河野朋子分科会長 では、18番の事業について説明をお願いします。

山本学校給食センター所長 それでは審査事業18、学校給食費公会計等導入事業につきまして、御説明いたします。審査資料91ページです。当事業につきましては、教員の業務負担の軽減を図ることを目的の一つといたしまして、現在、各小・中学校で行っております保護者からの学校給食費の徴収、管理、未納者への督促などの業務につきまして、令和3年度、令和3年4月から、教育委員会、学校給食センターの業務として行うため、給食費の管理システムの導入など、公会計化に向けた準備を進める事業としております。資料の92ページです。当事業の支出の内訳についてですが、令和2年度、事業初年度につきましては、予算としまして、印刷用紙などの消耗品費と封筒、口座振替等の申請様式、納付書などの印刷製本費を合わせて60万3,000円を計上させていただいております。次に、93ページ、94ページ資料の1を御覧ください。学校給食管理システムの概要についてです。現在、庁内で使用しております住民情報システムのメニューに、学校給食費管理システムがありますので、そのシステムを追加します。既存のシステムにあるメニューですので、特に開発費等は必要ありません。93ページに給食費管理システム画面のイメージ図がありますが、児童生徒一人一人の給食費台帳を作成します。これをデータベース化して管理を行うものです。このシステムの利

用によりまして、毎月の給食提供の実績や給食費の納付状況について管理を行いまして、それに伴う給食費の請求また通知書の発行ができるほか、給食費の未納があるときにつきましては、督促の管理もできるというものです。導入に向けた来年度のスケジュール案についてですが、資料の2、95ページを御覧ください。こちらに来年度スケジュール案ということで作っております。まず、来年6月の議会に、学校給食費に関する条例案を提出します。条例案制定後、学校給食センターの対応としまして、主に三つの作業を進めてまいりたいと考えております。そちらが中央のほうになりますが、まず一つが、市内の小・中学校との関係です。7月から8月にかけて、学校の先生方や学校事務の職員の方々に、給食費公会計化に伴う手順やこれから保護者の方にお問い合わせの手続等について、御説明させていただこうと考えております。二つ目に、その下ですが、保護者の方へ説明を行います。8月から11月の期間にかけて、学校と同様に学校給食費公会計化につきまして御説明しようと考えております。あわせて令和3年度以降につきましては、給食費を学校ではなく直接市に納付していただくため、保護者の皆様に口座振替の手続をお願いすることになります。予定では、12月ぐらいから2月ぐらいまでの間をかけて、その期間にしたいと考えております。三つ目は、給食物資の納入業者との関係です。納入業者につきましては、改めて納入業者を再度募集いたしまして、業者の登録を行う予定としております。8月頃に説明会を開催しまして、その後、登録申請をしていただきます。書類の審査を経て登録の通知をしまして、業者の決定を行いたいと考えております。納入業者登録後につきましては、令和3年4月の給食物資の納入に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。最後に下段になりますが、給食費管理システムの導入作業についてです。これにつきましては、早速4月から学校給食センターでシステムが利用できるように、業者に環境整備を行っていただく予定としております。その後、試験運用を行いまして、12月、年末頃から、保護者の方から申請をいただいた口座振替の情報などの入力作業を行おうと考えております。その他、令和3年4月からの運用開始に向けて調整を行う予定としており

ます。事業の説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 はい、説明が終わりましたので質疑を受けます。

山田伸幸委員 問題なく払込みができる御家庭はいいんですが、非常に生活状況のひっ迫している方にとっては、どうなるんだろうかというのが非常に不安なんですが、何か考えておってですか。

山本学校給食センター所長 今の各学校でも対応されていると思うんですけども、公会計になりましても他施策というか就学援助制度の御説明とかです、そういった制度の紹介は当然、継続してさせていただこうと考えております。

長谷川知司委員 現在、納入業者がいらっしゃると思いますが、今後の新たな納入業者っていうのは、どういう業者を考えとってんですか。

山本学校給食センター所長 昨年9月から給食センターが稼動しました。当然、納入業者につきましては、従来の納入業者の方を対象として、今も物資を納入させていただいておるところなんです、この公会計化に当たっては、従来の導入業者より幅を広げて、市内の幅広く業者の方にお声掛けをして登録事業を行いたい。これはまだ決定ではございませんが、そのような考えを持っております。

長谷川知司委員 話は違うんですが、給食費の滞納、これについての対応はどう考えていらっしゃいますか。

山本学校給食センター所長 これにつきましては、今の各学校の対応と同様のものと考えております。納入がないときは文書で通知させていただこうと思います。その後につきましては、電話とか家庭の訪問とか、面接を行いたいと思っております。

長谷川知司委員　ですから、今まで学校でされていたことをセンターのほうで対応するという理解でいいんですかね。

山本学校給食センター所長　はい、そのとおりです。

山田伸幸委員　それ、できるんですか。すごい不安なんですけど。

山本学校給食センター所長　当然、まだ稼動したばかりで、センター自体の運営も不安なんですけど、この業務につきましては、一応担当課、担当部署に人員の要請、増の要請をしております。限られた職員でありますけど、その増を期待して、運営に取り組んでいきたいと思っております。

山田伸幸委員　各学校に必ずと言っていいほどそういう滞納者っちゅうのはおられて、それを、校長会計で処理をされていると思うんですけど、それと同様なことが今度センターで行われると私は思わないんです。長谷川教育長、どんなでしょうか。

長谷川教育長　先ほどもありましたけれども、就学援助制度、これはやっぱりきちんと周知をして、なかなかそれによって、後納が難しい家庭も中にはあります。そうした場合にはですね、そういった就学援助費を家庭のほうに振り込むのではなくて、一旦、学校送りっていうかですね、ごめんなさい、センター送りになるかもしれませんけども、申し訳ありません。ちょっと今、私の考えちょっと浅はかだったようですけれども、そういったもので、未納が防げるような対策を取っていかないといけないかなと思っています。

河野朋子分科会長　はい、補足ありますね。

尾山教育部長　就学援助受給世帯につきましては、これは文科省が見解を示し



ていることとしては、給食、現物ですね、現物の給食を支給することで、就学援助の給食費を支給したものとみなすことができるということになっておりますので、どこまでその運用をほかの自治体がされているかはつかんでおりませんが、そういったことで、就学援助費を世帯へお渡しすると、ほかの目的に使われたりすると学校のほうに納められないというようなことになりかねませんので、もう援助費のお金はもう差し上げずに給食を提供することをもって措置費を差し上げたというような運用の道も開かれておりますし、また就学援助受給世帯でない方につきましては、児童手当を受給しておられる方が多いと思います。ですので、児童手当のほうから差し引かせていただくという制度も、道も開かれておりますので、どのような道を活用するか決めておりませんが、そうしたことを踏まえながら、徴収状況も踏まえて、総合的にいろんな形でお互いがきちんと対応できるように、こちらのほうもそうですし、御家庭においても対応していただけるような形をできるだけ取りたいということで考えおります。

中岡英二委員 この制度によって、教職員の方の負担はかなり軽減されると思いますが、現在、給食費の納入率、どれぐらい、以前も聞いたと思うんですけどどれぐらいの納入率ですか。

山本学校給食センター所長 99.6%か99.7%です。

中岡英二委員 ほぼ、支払われている。だから、先ほども言われましたけども、未納者に対する対応というのは、センターでもできると思います。それぐらい。それと同時にちょっと変わるんですけども、公会計になって業者さんが多少、市内の業者さんが、幅広くと言われていましたけど、どれぐらいを考えておられるのか。どれぐらい業者を増やすつもりか。

山本学校給食センター所長 これにつきましては、私も、考えておるんですけど、何社増やすっていうのはちょっと今、考えがまとまっておりません。

ただ、今よりも増えるのではないかということだけなんですけど、すいません。それは把握しておりません。

中岡英二委員 その基準もまだ考えてないということですね。以前だったら、学校に納品されている業者に限り、市内はもちろんですけど、そういう方に限ると言われますが、これに変わってどのように基準が変わるのか。

山本学校給食センター所長 基準については、今までどおり市内の業者を中心に、当然給食物資納入できる能力があるかどうか、衛生管理がきちんとされているかどうか、といった観点は変えずに、登録のほうを考えております。

河野朋子分科会長 ほかに。それでは事業についての審査を終わりました、ここに係る予算書での質疑を受けたいと思います。248から255ページまで。

山田伸幸委員 251ページ事務局費の中の報酬、会計年度任用職員報酬3,231万6,000円ありますが、これは何人分を、どういった職種なんでしょうか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 御質問のありました会計年度職員のパートタイムです。人数としては30名分です。職種としましては、学校業務支援員、それからスクールアドバイザー、それから松原分校のバスの運転手、あとは図書館の分館の司書です。それから、埴生幼稚園の給食調理員、同じく埴生幼稚園の教諭、それから食育支援員となっております。

山田伸幸委員 255ページの報酬の中で、先ほど同様な会計年度任用職員報酬というのが1,500万円あるんですけど、こちらはこういった方なんでしょうか。

下瀬学校教育課長 これはA L Tの5名分の会計年度職員の金額になっております。

河野朋子分科会長 先ほど、学校業務支援員でしたか、歳入のときに少し、質問があったんですけど、これによって、教員の業務が軽減されるというのが目的で今回導入されたと思うんですけど、その辺の検証というか、その辺りはどうなんですか。先ほどなんか余り軽減されてないというようなこともあったんで。実際、この1年でどうでしたか。

下瀬学校教育課長 学校業務支援員については、昨年の5月から、規模の大きい中学校4校と、それから小学校は事務職員が1名の、規模の大きい小学校ということで厚狭小学校なんですけど、この5校に付いております。この中の業務については、教職員が授業に使うプリント等の印刷、あるいは学校だよりの印刷、それから掲示物の作成や教材づくりを手伝う、それからアンケート等を、この業務支援員さんのほうで集計してもらおう等、いろんな使い方が学校によってありました。この業務支援員さんの配置だけの効果で見るとはちょっと間違いかもしれませんが、4月から時間外業務時間の削減率をこちらで把握しておりまして、昨年度比で小学校が17.7%のマイナスです。中学校は少しばらつきがありましたけど12%ぐらいの削減率になっています。ただ、これが業務支援員さんだけの効果かなのと言われると、そこはちょっと難しいところがありますが、一応、そういう数字になっております。それから、学校の校長あるいは教頭それから先生方にも話を聞いております。大変助かっておるといってほしいと。半日なんですけど。そういう声を聞いております。

奥良秀委員 255ページの先ほどの会計任用職員のA L T 5名の件なんですけど、来年度、令和2年度から小学3年生からの英語教育が始まる中で、小・中を考えた場合、5名、A L T、外国人の方だと思うんですけど、適切な人数かどうか、お答え願えますか。

下瀬学校教育課長 来年度、御指摘のように、3・4年生では外国語活動が1時間ずつ、5・6年生は英語教育、教科としての英語が2時間ということになってまいります。本年度、もう既に先取りでそれを実施している学校もあります。5名でそれが足りているかというお話ですが、本年度であれば、およそ小学校は100%の授業に行くことができます。中学校については、教える教員が英語科の教員ですから、もちろん英語は話せますし、そこに、3回に1回ぐらいの割合でALTが来て、一緒に英会話をするという事になっております。来年度については若干時間数が増えますので、来年度についてはやや落ちて70%程度ということになります。ただ、来年度もですが、小学校には、英語専科という教員を1名配置しています。それから、もう1人、英語教育推進教員という教員が1名います。そういう教員を基に、担任の英語の指導に対するスキルをアップさせて、そしてALTが来たときに、その会話をして口の形とか、それから、その発音の練習とか、そういうことをやっていくということになります。

奥良秀委員 確認なんですけど、ALTの方は本当の英語の発音というか、片仮名英語ではないと思いますので話せると思うんですけど、実際の小学校、中学校で英語の先生の方っていうのが、本当にネイティブな言葉が話せるのかなというところはかなり疑問がありまして質問させてもらっているんですけど、やはり、ネイティブの人がもう少し、やはり今後増やしていく方向性であるのであれば安心できるかなっていうところはあるんですけど、今後の見通しの方はいかがでしょうか。

下瀬学校教育課長 限られた予算がありますのでなかなか増やしますとも言いにくいんですが、一つ、デジタル教材に、フォニックスの練習っていうようなものがあって、デジタルの教材を使って発音練習ができるというようなもの、発音と文字の関係性を理解して練習ができるというようなものもありますので、そういうものも活用しながら、できるだけ片仮名

英語にならないように、ネイティブの英語に近づけるように指導していくようこちらも考えております。

奥良秀委員 予算なんで余り深いところは行きたくないんで。その代わり、今市内の幼児教育といったところの英語に関する教室っていうのはかなり増えてきている状況があります。そういった中で、やはり3年生から初めてやられる方と、幼稚園からずっと積み上げておられる方のレベルというのはかなり違ってくると思いますので、やっぱり基本が分からなければ、やはり付いていけないと、特に中学校なるともっと難しくなりますので、今後は。私がいたときよりももっと難しくなっているはずなんで、その辺の、やはり予算的なものは今後もしっかり考えていただけるようによろしくお願いします。

長谷川知司委員 253ページの25節積立金で、交通遺児基金、それから教育文化振興基金、これのトータルがどれぐらいあるのか、またこの使い方は、例えばその上20節の扶助費の交通遺児就学費に使われているのか。またそうであればその宣伝、市民にお知らせするのはどのようにされているかをお聞きします。

三藤学校教育課学務係長 今基金の積立残高といたしましては、1,324万4,941円ということが、昨年度の5月31日現在の数値です。現在の利用状況なんですけれども、平成28年度から、今年度までは実績がありません。こちらに関しては実績がないというのは、これに対する該当する方なんですけれども、基本的には交通事故により、父母の両方又はどちらか一方失った20歳未満の方で、市の住民票に記載されている人ということです。ですから、こちらとしましては、学校のほうには、年に1回校長会が当初あるときに、こういう制度がありますというお知らせをしております、学校のほうにそういった児童生徒がいらっしゃったときには、御案内をするようにということで周知をしておりますが、平成28年度からの御申請は現在まではないということになっておりま

す。市民の方に直接御案内する広報といたしましては、4月1日の広報で毎年お知らせをしているというものになります。

河野朋子分科会長 教育文化振興基金は、後でまた出してください。昨年のおとき、ちょっと学校司書の件でかなり、いろいろ議論したんですけど、現状、令和2年度はどこの部分で学校司書が分かるか。人数と。分かりますか。予算書のはい。予算書のどの部分で、そしてそれが何人かというふうな。お願いします。

尾山教育部長 人数というより予算のところを御回答します。251ページ、事務局費の2節給料、一般職給66人とあります。1億6,040万7,000円、これ去年は17人から66人に一気に増えておりますが、増えたものが会計年度任用職員のフルタイム職員は一般職で予算化することになっておりますので、ここに入っております、この中に、学校司書は全てフルタイム勤務でして、ここに予算化しておるところです。人数につきましては、令和元年度と同じ予算化をしております。

河野朋子分科会長 同じということは任期付8名じゃないんですか。その辺りの人数をもう1回確認いたします。

下瀬学校教育課長 人数は11名、昨年度と全く同じ人数になっております。本年度と同じ数です。来年度も本年度と同じ人数で11名です。

河野朋子分科会長 任期付が何名ですか。

下瀬学校教育課長 2名です。会計年度職員が9名。(発言する者あり)訂正させていただきます。全て会計年度職員11名ということになります。

河野朋子分科会長 11名。昨年のおときの、今後の予定で、8名、令和2年度は8名というふうな予定になっていたんですが、その辺の変更はどうし

てそういうことになったのかお聞きします。

下瀬学校教育課長 会長御指摘のとおり昨年度は8名ということで、令和2年度については、また、削減の方向でという話であったんですが、学校司書自身も本年度当初戸惑いもあり、そして学校のほうも兼務をしている司書の状況、それから学校自体も兼務のために体制を整えないといけない。図書委員会であったり、ボランティアであったり、それから、読み聞かせの方との調整とかでいろいろなものがありました。それで、このような戸惑いをこちらが把握したために、来年度からまた削減ということになれば更に厳しい状況になるだろうということで、本年度については、まず、兼務の体制づくりに慣れてもらって兼務という仕組みの中でどのようなことで読書活動の支援ができるかということを考えていくということで、現状のままという判断をしました。

河野朋子分科会長 それはあくまでも、これからは兼務の体制に持っていくための猶予っていうか、あくまでもその兼務についての方向性は変わっていないっていいんですか。確認です。

下瀬学校教育課長 はい、本年度については、兼務の方と1校に1人の方というらっしゃったわけなんです。来年度については、みんなで兼務しながら中学校区で助け合うってというような形でやったらどうかということで考えております。

河野朋子分科会長 そのことによって今図書室はどうなっていますか。今、図書室を閉鎖したりとか。兼務することによって、いろんな影響はどのように出ていますか。

下瀬学校教育課長 年度当初、なかなかそのいないときの図書室の状況というのがやはり良なくて、いないから閉鎖とか、いるときだけ貸出しというようなこともありました。それでその中で、後半になって、その部

分については図書委員会等が活動しながら、本の貸出しをしていくとか、それから、委員会の自主的な活動で補っていくというようなことで、随分改善が図られてきたところです。

河野朋子分科会長　また、いつかやりますので。いいですか。ここばかりやってもいけないので。はい、ほかの方で、このページまで。255ページまで。256から265ページまで行きます。

伊場勇副分科会長　257ページの学校管理費の委託料のところ、樹木害虫駆除ですけれども、今年夏、蜂が出て外で遊べなかつたり、昼休み、授業とかもちょっといろいろ弊害があったと思うんですけど、これは例えば桜の木の毛虫のことなのか。その蜂に対しては、また来年度、別に特に予算を取ってないということですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長　御指摘のとおり、この樹木害虫駆除につきましては、桜の木に限ってのものですが、蜂に関しては特にそれに特化して予算化はしておりません。その都度、対応しているところです。

伊場勇副分科会長　気候の影響とかもあると思いますし、子供が刺されてはいけません。さっきの埴生の小学校の面の下の住民の人は、刺されていますし、そこは相当危ないなと思います。スズメバチですから、怖いなと思いますので、そこはしっかり現場で気を付けるように言っていただきたいなと思います。

吉岡教育次長兼教育総務課長　のり面の件につきましてはお話がありまして、すぐ対応させていただいております。

伊場勇副分科会長　あと、その下ですね、そういうPCB廃棄物運搬処理というのは、何かなど。去年なかったと思って。



吉岡教育次長兼教育総務課長 このPCBにつきましては、257ページとあと中学校のほうにも同様に、263ページでありますけども。具体的に申しますと、昨年全校に整備させていただきましたエアコン、このときにキュービクルを更新しております。そのときに出ましたトランスが一部、PCBを含んだものがありましたので、その廃棄をさせていただくものです。

山田伸幸委員 これは小学校、中学校全体的に関わる問題なんですけど、いじめ対応、それから不登校が相変わらず増加傾向という中で、なかなかこう対応が難しい。今、心の支援室が当たっておられると思うんですけど、増加傾向に歯止めを掛けていく、そういったことへの先生方の努力といえますか、どのように今考えておられるのか。お答えください。

下瀬学校教育課長 委員御指摘のとおり今、学校と心の支援数が中心となって、不登校の対策あるいはいじめ問題への対応というふうなことやっております。おっしゃったように、なかなか不登校についても、生活習慣の乱れから始まって、初めのほうは割とやりやすいというか指導もしやすく、登校を促していきながらっていうのが割と簡単にはできるんですが、随分長期化していくと、なかなかその会うことすらできないというようなことありまして、関係者、児相とかですね、それからSC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）等が関係者でケース会議を持ちまして、方向性を決めて、それから、それぞれの分担において対応していくということにしております。件数が結構ありますし、それから難しいケースも多々あります。学校と一緒にやりましてケース会議を開き、その前後で打合せをして、1件1件少しずつ改善が見られるようにしている状況です。

山田伸幸委員 いきなり学校に戻ってくるというのはなかなか難しいと思うんですけど、習慣的にどっかに行ってもらおうというふうなことで、以前中川にある施設、フリースクールですか、ああいうところでのケアという

のは、今でも現在行われているのでしょうか。

河上社会教育課長 陽光園のフリールームです。こちらは、通所業務、それから相談業務等行って一定の利用を受けており、不登校の児童等の対応を行っております。

山田伸幸委員 効果はどうなんでしょうか。

下瀬学校教育課長 不登校等については、先ほど委員言われていましたように、すぐ対応したからすぐ次は改善するっていう問題ではなく、本当に時間を掛けながらということです。効果とおっしゃられたところで言いますと、例えば、全く人と話さなかったのが、そこのフリールームの職員と話せるようになったと。少し学校のほうへ行ってみたいなって言ったら、それで、学校のほうで、その入り方が一番問題ですから、その刺激がどのように緩和されて、教室のほうに、あるいは保健室のほうに入っていくかという段階をおいながら、学校と連携してやっているという状況です。多少というかその子その子によって変わりますが、効果はあると考えております。

河野朋子分科会長 265ページまでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
それでしたら、286ページからの保健体育費、答弁がありますか。

河上社会教育課長 先ほど長谷川委員から、教育文化振興基金の残高の御質問がありましたので、御回答申し上げたいと思います。今年度末の残高見込みですけれども、現金が1億5,355万3,000円。そして、証券といたしまして30万円。合計しまして1億5,385万3,000円となっております。それから、用途といいますか活用方法ですけれども、こちらの基金につきましては、基金の運用から生ずる収益を活用させていただいております。活用内容といたしましては、少年団体あるいは少年団体の指導者への助成事業、文化団体及び文化団体の指導者への

助成事業、文化財の保護、あるいは、体育団体及び体育団体の指導者への助成事業としております。ちなみに今年度につきましては、スポーツ少年団の県の大会の出場の際の補助等を含めまして、19万7,200円を現在のところ支出しております。また収益としましては、現在のところ申し上げますと、7万5,281円、要は利子になりますが、これをこの財源の一部として活用させていただいております。

河野朋子分科会長 はい。では、保健体育費のところ、予算書で質疑があれば、給食関係。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なしということなので、⑥番の審査につきましては終了いたしました。お疲れ様でした。45分から、はい、再開いたします。お疲れ様です。

---

午後4時41分 休憩

---

---

午後4時46分 再開

---

河野朋子分科会長 はい。それでは、分科会を再開します。審査に入る前に、発言がありますかね。先ほどの件で。

清水企画部長 すいません、午前中の委員会審査の際に、長谷川委員から洋式トイレについての設置の状況というようなこととお話がありまして、ちょっと訂正がありますので、今年度、文化会館について洋式トイレをしていくというところで、この予算にありますということでしたんですけども、洋式トイレ、女性トイレの2基を増設するということは間違いないんですが、小型自動車競走事業の特別会計において、地域公益事業でさせていただくようになっておりますので、訂正させていただきたいと思います。

河野朋子分科会長 確認いたしました。はい、それでは⑦番、公債費、予備費、のところ、これは、ページで、質疑を受けます。292から293

ページと294から295ページの公債費のところでは何かありますか。予備費の件はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、審査番号⑦番についても審査を終了したということで、終わりたいと思います。

（執行部退室）

河野朋子分科会長 それでは、審査が終わりましたので、何か今回の審査を通して委員間で議論するようなことがあれば、提案していただきたいと思っています。テーマは何かありますか。

笹木慶之委員 審査表の20番。市民館の改修オープニング事業です。

河野朋子分科会長 それについて、議論したいということですか。

笹木慶之委員 議論というのが、分科会審査の中でも申しましたが、なぜ、本件だけこういう事業をするのかというところが、どうしても納得できません。いろいろと、公共施設の改修が行われて、それぞれやってきたわけですが、いずれも式典というのが事業だけをやってきたということなんだけれども、これについてはオープニングセレモニーというようなものまで入ってきておる。やはり限られた財源で節約しながら物事を進めていくという方向性の中で、この市民館のこの分だけ市民に迷惑を掛けたからという発言まであって、それと提案理由が違うじゃないかということまで言いましたが、そういうことまでしてなぜこれをしようとしているのか、動機がよく分かりません。したがって、私はこれについて反対したいと思います。

河野朋子分科会長 今議論というか、ここで自由討議することについて、テーマがあれば出していただきたいということで今、市民館のオープニング事業についてのテーマを出されましたが、ほかの方でもし、それについて、というちよっと今、昨日あれほど、この事業について、かなりい

ろいろ批判的な意見が出たので、ちょっと過去の一般会計の予算決算の総務分科会で、この事業について一応事業評価を出しているものを見てみると、この事業について、分科会というか一般会計の中で、市民館整備事業については、リニューアルオープンイベントなど効果的な施策を求めるということでまとめて、分科会として出していましたので、それを顧みると、それと矛盾が出てくるということを分科会長としても昨日の議論をもう一回振り返って見たところ、議会としてこういった評価を出しておきながら、またリニューアルのオープンイベントについて（「議長名で市長に出している」と呼ぶ者あり）それもあったので、ちょっとそこと矛盾するなど。

笹木慶之委員 私が思ったのは、効果的などというのは決してそういうものを雇ってイベントをやるということを私は想定しておりません。

河野朋子分科会長 分かりました。委員会というかこの分科会としてこういうこともしていましたし議会として出していましたので、それを踏まえてこれをテーマにしてみんなでね、自由討議をしたほうがいいのかどうかということについて皆さんの意見を出してもらって、皆さんがそれはすべきといえばそうですし、いやここを取り上げるのはどうかと言われれば、取り下げてもらいます。意見があれば。

山田伸幸委員 この市民館のオープニングイベントというのは、ある程度、許容範囲かと思ったんですけど。特にホールのこけら落としという関係もありますので、そんなに問題というふうには感じませんでした。

奥良秀委員 私としては、やはり財政の状況が悪い中で、今こういうことをやるべきではなく、また、市民に開かれた、そういうふうな場が新しくリニューアルでできるのであれば、ボランティアであったり市民団体の方々が、いろんな方が集まられてやられた方がもっと効果的になると思いますので、これについて反対をさせていただきます。

河野朋子分科会長 今、これをテーマに自由討議するかどうかを今、自由討議したいということでもいいんですか。自由討議について余り必要ないんじゃないかっていう意見もありましたし、してほしいという意見もあって今ちょっと、どうしたらいいかなというのがありますが。これを深めて、分科会として、事業をクローズアップして行って報告の中でこれをピックアップして、委員会の中で更に深めてもらうというふうなことになると思いますが、どうですか。そこまでの必要がないんじゃないかっていう意見と、是非これについてと言う意見と今両方ありますが、はい。

伊場勇副分科会長 もう、意見が出てるんで、しっかり分科会で107万円の事業ですけど、自由討議していいんじゃないですか。

中岡英二委員 私は必要ないと思います。

長谷川知司委員 中身から見ると市民館というのは全市的なことだから、そういうことで、昨年、議長からも、全市的なことということで提案されたと思うんです。ということで市民館について考えられたが、実際、市民館には公民館っていう、小野田公民館も一緒になっているわけです。ですから、もしやるのであれば、地元の人気持ちも考えた中で、やるほうがいいかなと思います。これ自体を賛成か反対かっていうとちょっと私は何とも言えんところです。

河野朋子分科会長 これをテーマに自由討議するということ。（「それはいい」と呼ぶ者あり）一応、前提は分科会として、議会としてはこれを求めるっていうふうなところまで出しているんで、それに対して、今、この事業に反対という強い意見が出ているというところを踏まえた上での自由討議ということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

伊場勇副分科会長 私は、事業に対しては反対ではないんですけど、迷惑を掛

けたからって言ったのがちょっと気になって引っかかかっていて、そうじゃなくて、やはりこの事業は、要は市民館としてのやっぱ市民の象徴としてのいろいろな文化的な自主文化の発展とか、担当部長がおっしゃってましたけど、そういったところをもっともっとピックアップしていかないと、迷惑掛けたからやりますじゃあ、やる意味があるのかっていうふうになると思うんですよね。ただその、費用対効果よりも、もっと意味や趣旨目的というものをもっともっとしっかりするべきだなと感じました。やることに対してはいいかなと思います。

河野朋子分科会長 5時になりましたけど、延長させていただきます。

奥良秀委員 私も、その多くオープニングの普通の要はテープカットであったりとか、そういった、普通のお金が余り掛からないようなものであれば、容認はさせていただきたいなと思うんですが、過去とか、そういうことは関係なく、今、それこそ今、所信表明の中でも、財政状態の問題等々、の話もあった中で、果たしてこの100万円も使ってやる必要性があるのかっていうことを問題視してますので、全てこれをやるのが反対ではなくて、もっと縮小して、やればいいんじゃないかなという考えでいます。

河野朋子分科会長 お金を掛けずに、ね。といった立場での意見があります。あと、趣旨とかそういう理由がちょっと曖昧だったということですか。

奥良秀委員 先ほど副会長のほうから話があった迷惑を掛けたっていうのであれば、まだほかにも迷惑を掛けてるところも多分あると思う。だからそういったところも、するのかっていう。これ以上に迷惑を掛けてるところだったらこれ以上の場合に、倍の倍掛けたりとかっていう話になってきますので、その辺もやはり考えていかないといけないのかなというのがあります。

笹木慶之委員 こういったものの開所式というのは統一してあるべきだというのが原点です。それから、先ほどもちょっとありましたが、市民館という名前を使っておりますが、その中の機能として地区の公民館機能を持っているということもあります。同時に同じ公民館が開所されるということもやっぱり頭をよぎる問題があります。さらには、先ほどあったように、提案の理由には、やはり開所、オープニング事業という名前が付いているということは、お祝いということの意味合いがどうしても頭をよぎることになります。もう一つ言うならば、市民館事業としてなぜ自主事業でやらなかったかと思えます。自主事業としてひとつの事業所としての捉え方ならまた話は全然別なんです。あたかも迷惑を掛けたと言いながら、片方では、いわゆるオープニングセレモニーというお祝い事のようなものという言い方をします。一貫性がない。そういったところにどうしても疑問を感じざるを得ないというところ。やはり、現状を見て粛々と現実的な対応をしていただきたい。それが市民に一番有効的な策ではないかなと思えます。

河野朋子分科会長 趣旨とか動機とかの説明がちょっとっていうのとお金を掛けることに対して、笹木委員は、もうイベントそのものに反対ということではよろしいんですね。

笹木慶之委員 一連の流れを申し上げましたが、地域の皆様方がそろって一つの何かをやるという知恵を出すなら別問題と思えますが、よそからそういうものと呼んできながら、こういうタイトルを付けてやるということは好ましくないと思えます。

河野朋子分科会長 中身ですか。

笹木慶之委員 経費の掛け方、併せてです。

河野朋子分科会長 することに対しては反対しないということですか。



笹木慶之委員 開所テープカットすること自体、問題ありません。

山田伸幸委員 結局、どうしたいんかが、何を言っておられるかがよく分わからない。（「コンサートがいけないということですか」と呼ぶ者あり）主催行事というのはよくあることで、これが、主催行事としてふさわしくないと言われてるのか、それとも、それに対して市民の手が加わってないからいけないというふうに言っておられるのか。こういうホールですからどうしても、何か記念イベント的なホールを使ってのものをしようとするれば、無料ということはほとんど難しいしあり得ないと思います。その中で一体何だったらふさわしいのかというのを、さっきからお聞きするとよく見えてこないんですけどね。だから何のためここまで言われるかが、私にはよく分からない。昨日は何か、タオルまで出されてそれはそれで立派なことをされたなと思いますけど。

河野朋子分科会長 ほかの方の意見、はい。

笹木慶之委員 討論というのは人が言ったことを否定するのですか。違うでしょ。自分のそれでいいんじゃない。ではなくて、例えば、質疑、質問したり、このことはどうですかっていうのを言い合って、だから私が今、私はそれを言ったとおりですからそのとおりです。

河野朋子分科会長 どういった形がいいのかをもしあれば。

中岡英二委員 いや、先ほどの議論を深める必要はないと言いましたが、昨日、長時間にわたって議論されたと思うんです。私もお金を掛けてやるのはいかなもんかなと思ったけども、この芸術性そこらを重んじたら、やはり、その先のこと、先につながるようなそういうセレモニー、それはやってもいいんではという気持ちはあります。

奥良秀委員 私としてはやはり市民に開かれた市民館ってということで、今回市民館の改修、オープニングイベントということで、文化ホールもありますが、体育館もありますよね。だから、いろんなものが多分あると思うんですよ。で、やはり皆さんにいろいろと使ってもらえる場を今後提供していく。だからやっぱり、体育館であればいろんなスポーツのイベントを行って、例えば、市が何かしらこういうことをやったから冠を付けてイベントをする、大会をつくってやるとか、文化のほうであれば、いろいろな合唱コンクールであったりとか、そういったものを今回新しく作るとかいろんな方法があると思うんですよね。で、それは、財政的な問題も私の中で一番あるんですけど、やはり、余裕がある地方公共団体であれば、お金を使ってやれる分には全く問題ないと思いますが、やはり、緊迫した状況下の中で、施政方針の中でも今後もっと厳しくなるという中で、100万円が大きいか小さいかはいろいろな意見があると思いますが、ここは粛々とやられた方が、私はいいと思います。

長谷川知司委員 私は先ほど言ったことに関するんですが市民館プラス、公民館、小野田公民館があるよということで、先ほど奥委員も言われましたように、文化ホールだけでなく、体育ホールも含んで、もう一回中身を再考して、本当の地元の手づくりで喜べるようなものがあればいいなと思います。

河野朋子分科会長 意見は出たんですかね、それぞれ。ほかには特にはないですか。中身について異論のある人と執行部の提案でいいんじゃないかっていう意見もあって分かれたから、まとめられません。

山田伸幸委員 主催事業になると思うんですけど、こういう主催事業で、この間いろんなものを考えられてきた。この95万円で公演を制作ということで、クラシック関係の方を何人も呼んで来ていただくということで苦労されたと思うんですね、そのスケジュールを合わせてそこに連れてくるわけですから。どっかのバンドを連れてくるのはちょっと違うんで

す。現下の厳しい財政状況というのは非常に分かりますけど、これはもう、当初から予定されていた事業で、ひょっとしたらできなくなるかもしれないという恐れを持ったまま、ここに至ってきているんですよ。ひょっとしたら、コロナの影響が出てくるかもしれない。いろんな、この間、2年間、いろんな市民に迷惑を掛けてきたと。その一つを、私は須恵公民館で、いろんな事業をやってきていますけれど、須恵公民館にも影響が出ているんですよ。小野田公民館から、そちらが使えないということで、須恵公民館のほうに流れてきて、今までなら、いつでも使えとったところが使えなくなって、ほかの教室を使ったり、あるいはその日の開催そのものを諦めるというふうなこともありました。これは高千帆でも同様だと聞いております。そういった中で、市民館、私たちにとってもやはり、市民館でいろんな行事がある。最近、なかなかいい行事が少なくて、本当に寂しいなという思いを持っておりました。この経費縮減というのは当然必要なんですけれど、そういったものも図りながら、より良いものをしていただきたいという思いは、一番誰よりも強く思っております。

河野朋子分科会長　これ本当に、賛否両論で、分科会として何か一つまとめて、まとめられないなというふうには感じたんですけど、皆さんもその理解でよろしいですよ。ここで何かこの事業に対してすごく一致すれば、分科会として何かまとめたものができるんですけど、全く分かれておりますので、こういった意見があったということは分科会長報告としては上げさせていただきますが、その程度しか今ここでまとめきれないということは、了解いただけますか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、この件については、そういった議論をしたということで終わらせていただきます。引き続き、議案第44号の審査に移ってもよろしいですか。新年度についての一般会計の予算審査は、分科会で終わりましたので終えます。休憩入れますか。では、20分から再開いたします。

---

午後5時12分　休憩

---

河野朋子分科会長 それでは、総務文教分科会を再開します。議案第 4 4 号について審査をしますので、執行部の説明をお願いします。

篠原企画部次長兼財政課長 それでは、議案第 4 4 号です。令和 2 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 1 回）におけます、まず歳入の一般財源につきまして、説明いたします。補正予算書の 7 ページ、8 ページをお開きください。19 款 1 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金につきましては、この度の補正の財源調整といたしまして、1,387 万円を増額いたしております。この補正によりまして、財政調整基金の予算上の残高は、29 億 6,132 万 1,000 円となります。歳入の一般財源につきましての説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 歳入に係る質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうでしたら、歳出に係る説明をお願いします。

石田議会事務局次長 それでは、補正予算書の 9 ページ、10 ページをお開きください。1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費について説明いたします。この度の補正は、今定例会に上程されております議案第 4 8 号、山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてに伴うものであります。今回のこの条例改正は、特別職報酬等審議会の答申を受け、その答申を尊重して行うものであり、条例改正案の内容は、市議会議員の議員報酬に対する 5% の減額を廃止するものであります。補正の内容は、この議員報酬の減額措置を廃止することにより、1 節報酬議員、報酬 499 万円、3 節職員手当等、議員期末手当 169 万 7,000 円、4 節共済費、議員共済会負担金 186 万 9,000 円を増額し、これらを合わせまして 855 万 6,000 円を増額するものであります。説明は以上です。

辻村総務部次長兼人事課長 続きまして同じページ、9ページ、10ページです。この度の補正は、昨日御審議いただきました議案第50号山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴うものです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料、特別職給を49万5,000円減額するものです。これは昨日御説明しましたとおり、自戒により市長及び副市長の給料月額を4月から6月の3か月間20%減額に伴う減額です。以上です。

河野朋子分科会長 はい、以上で、歳出に係る説明が終わりましたので、質疑を受けます。

山田伸幸委員 先の議案第48号との整合性を考えたときに、1目議会費については、これを減額しないと整合性が…

河野朋子分科会長 執行部に質疑ですか。(発言する者あり)何か質疑は。「なし」と呼ぶ者あり)質疑なしということですので、これについての審査は、以上で終わりたいと思います。引き続きまして、入ってもらいますか。少し入れ替わってから、議案第51号に移りたいと思います。

(執行部入替え)

河野朋子分科会長 それでは、分科会を再開しまして審査を続けます。議案第51号について審査をします。まず、歳入に係る説明をお願いします。

篠原企画部次長兼財政課長 それでは、議案第51号令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算(第8回)におけます一般財源につきまして説明いたします。補正予算書6ページ、7ページをお開きください。19款、1項1目1節財政調整基金の繰入金につきましては、この度の補正の財源調整といたしまして160万円を減額しております。この補正によりま

して、財政調整基金の予算上の残高は40億9,791万9,000円となります。以上が、この度の令和元年度一般会計補正予算（第8回）の歳入のうち的一般財源につきましての説明です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 歳入について、説明が終わりましたが、質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは歳出の説明をお願いします。

河上社会教育課長 補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。10款教育費、5項社会教育費、8目埴生地区複合施設整備事業費、工事請負費3,210万円を減額するものです。補正に至る内容について御説明申し上げます。本日お配りをしております資料1と資料2を併せて御覧をいただければと思います。埴生地区複合施設外構工事のスケジュールは、当初は、令和元年度9月から1月までの期間で予定しておりましたが、当該施設の建設工事の遅れによりまして令和元年9月補正時に、外構工事のスケジュールを、令和元年度3月から8月までに変更し、そして予算におきましても、令和元年度予算は、前払金の4割、そして残りの6割を債務負担行為として補正をさせていただき、今年度中の請負契約の締結に向けて準備を進めておりました。しかしながら、この度設計図書の誤りが発覚いたしまして、設計図書の見直しの期間を鑑みると、今年度中の請負契約が困難となりました。そのため、予定しておりました4割部分の、今年度の予算が執行できないことから、令和元年度当該工事請負費に係る予算3,210万円を全て減額するものです。3ページの埴生地区複合施設整備事業債務負担行為4,822万7,000円に、この度減額いたします3,210万円同額を債務負担行為補正として追加し、本事業の予算総額となります8,032万7,000円を債務負担行為として設定するものです。なお、資料2でもお示しをさせていただいたとおり、スケジュールの変更に伴っての当該事業の予算総額の増減はありません。以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、なしということで、議案第51号についての審査を以上で終わります。引き続き、議案第52号についてお願いします。

篠原企画部次長兼財政課長 続きまして、議案第52号です。令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）におけます歳入の一般財源につきまして、説明します。補正予算書6ページ、7ページをお開きください。19款1項1目1節の財政調整基金繰入金につきましては、この度補正の財源調整といたしまして160万円を増額いたしております。この補正によりまして財政調整基金の予算上の残高、29億5,972万1,000円となります。以上が、この度の令和2年度一般会計補正予算（第2回）の一般財源につきましての説明となります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 歳入について、質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）

河上社会教育課長 歳出について御説明を申し上げます。補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。10款教育費、5項社会教育費、8目植生地区複合施設整備事業費、工事請負費3,210万円を増額するものです。補正に至る内容につきましては、議案第51号で御説明いたしました令和元年度予算の3,210万円の減額分を令和2年度予算として改めて計上させていただくものです。以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

河野朋子分科会長 はい、歳出についても説明がありましたが、質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、以上で議案52号についての審査も終了いたしましたので、本日の分科会を終了いたします。以上です。お疲れ様でした。

---

午後 5 時 3 6 分 散会

---

令和 2 年（2020 年） 3 月 1 2 日

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会長 河 野 朋 子